

平成30年12月定例会

横芝光町議会会議録

平成30年	12月4日	開会
平成30年	12月11日	閉会

横芝光町議会

平成30年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第15号の上程、説明	7
一般質問	37
宮 菌 博 香 君	37
秋 鹿 幹 夫 君	54
休会の件	71
散会の宣告	71

第2号（12月11日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74
欠席議員	74
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した者の職氏名	75
開議の宣告	76
諸般の報告	76

一般質問	76
川島富士子君	76
森川忠君	90
山崎義貞君	103
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	119
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	121
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	122
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	122
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	123
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	125
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	126
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	126
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	128
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	132
答弁の訂正	138
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	138
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	139
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	140
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	141
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	141
陳情の件	142
閉会の宣告	143
署名議員	145

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

平成30年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第15号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	林 雅 弘 君	企画財政課長	堀 越 健 一 君
空港・地域振興室長	平 山 貴 之 君	環境防災課長	萩 原 浩 己 君
税務課長	椎 名 雄 一 君	住民課長	市 原 通 雄 君
産業振興課長	熱 田 雅 之 君	都市建設課長	川 島 敏 彦 君
福祉課長	及 川 雅 一 君	健康こども健康課	椎 名 淳 君
食肉センター長	向 後 和 彦 君	東陽病院事務	渡 邊 奨 君
会計管理者	秋 葉 義 臣 君	教育長	齋 藤 明 君
教育課長	椎 名 富 士 男 君	社会文化課長	川 嶋 修 君
農業委員会事務局長	宇 井 正 敏 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長 郡 司 民 夫 書 記 齋 藤 美 紀

◎開会の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより平成30年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

1 番 秋 鹿 幹 夫 議員

1 4 番 鈴 木 唯 夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島勝美君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月12日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月12日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました陳情1件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会平成30年9月定例会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） おはようございます。

去る9月21日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成30年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第292条の規定により、準用する同法第179条第1項の規定により同年2月13日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めため提案されたものであります。

議案第2号は、平成29年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は10億1,560万8,566円です。一方、歳出決算額は10億153万1,114円です。この結果、歳入歳出差し引き1,407万7,452円は翌年度に繰り越すことになりました。

議案第3号は、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ193万2,000円を追加し、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億433万9,000円とたく、議会の議決を求めため提案されたものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成30年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、10月2日に開催された平成30年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 改めておはようございます。それでは報告をさせていただきます。

去る10月2日に開催されました平成30年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には議案4件が提案されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、山武市蓮沼出張所が移転したことから、公告式条例の別表にある掲示場の場所を改めるための条例改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条3項の規定により報告し、議会の承認を求めために提案したものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、条例の内容を整備し、具体的な契約内容を規則に委任するために提案したものであります。

議案第3号は、平成30年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ365万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,783万円とするものです。

議案第4号は、平成29年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は10億1,781万5,260円で、内容は構成市町負担金6億円、ごみ処理手数料1億7,098万7,450円、財産収入1,588万9,816円、繰入金、財政調整基金からの繰り入れ3,000万円、繰越金2,626万4,846円、諸収入597万3,148円であります。一方、歳出決算額は9億9,088万2,696円で、内容は議会費61万4,185円、総務費1億5,185万3,759円、衛生費8億3,841万4,752円であります。この結果、歳入歳出差引額2,693万2,564円は翌年度に繰り越すことになりました。

提案されました4議案は、原案どおり可決、認定されました。

以上、平成30年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

[6 番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（川島勝美君） 次に、10月15日に開催された平成30年東総衛生組合議会10月定例会について、鈴木唯夫議員。

[1 4 番議員 鈴木唯夫君登壇]

○1 4 番（鈴木唯夫君） 去る10月15日に開催されました東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案1件であります。

議案第1号は、平成29年度東総衛生組合議会一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は5億8,696万2,682円です。一方、歳出決算額は5億3,859万4,839円です。この結果、歳入歳出差引額4,836万7,843円のうち2,450万円を財政調整基金に繰り入れ、2,386万7,843円を翌年度に繰り越すこととなりました。

提案されました議案第1号は原案のとおり可決、承認されました。

以上、平成30年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

[1 4 番議員 鈴木唯夫君降壇]

○議長（川島勝美君） 最後に、11月12日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成30年第2回定例会について、川島富士子議員。

[1 0 番議員 川島富士子君登壇]

○1 0 番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月12日に開催されました、平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、6議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例において引用している条項の改正を図るものであり、地方自治法の規定により議会の議決に付すべき案件であるため提案されたものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

広域連合議会議員選出監査委員に選任されていた私、横芝光町議会議員、川島富士子の選任期間終了に伴いまして、県内市町村議会から広域連合議会に選出されている議員の中

から野田市議会議員、鶴岡潔氏を選任するものであります。

議案第3号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は22億1,690万3,362円。一方、歳出総額は15億8,324万9,804円で、歳入歳出差引残額は6億3,365万3,558円となりました。

議案第4号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は5,978億9,298万9,672円。一方、歳出総額は5,893億1,666万5,596円で、歳入歳出差引残額は85億7,632万4,076円となりました。

議案第5号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,043万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,230万3,000円とするものであります。

議案第6号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74億7,237万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,182億5,745万8,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第15号の上程、説明

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第1号ないし議案第15号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、政務報告並びに議案説明を行わせていただきます。

本日ここに、平成30年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところあと1カ月となりました。この1年を振り返ってみますと、ことしは町の将来を左右する大変重要な年であったと感じているところでございます。

成田空港のさらなる機能強化につきまして、2月19日に空港関連9市町の首長による「成田空港圏自治体連絡協議会」が開催され、協議会で取りまとめた要望に対して、国土交通省、千葉県、成田国際空港株式会社から回答があったことから、2月28日と3月1日に開催された住民説明会にて住民の皆様にご説明をさせていただきました。住民の皆様からは、航空機騒音につきましてさまざまな意見がございましたが、当町の置かれた状況を総合的に判断し、空港機能強化の機会に乗りおくれることなく、町の発展に向け取り組んでいくため、3月13日に開催されました「成田空港に関する四者協議会」において、「成田空港の更なる機能強化」について合意いたしました。

また、首都圏中央連絡自動車道につきまして、最後の計画区間である松尾横芝インターチェンジと大栄ジャンクションの間、約18.5キロメートルの工事が本格的に始まりました。このことにより、首都圏の交通混雑の緩和、地域の活性化や暮らしの安全など、今後の町の地域振興にも大きく寄与するものと期待しております。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。先ほども申し上げましたとおり、首都圏中央連絡自動車道「松尾横芝インターチェンジから大栄ジャンクション」間の本格的な工事の開始及び成田空港の更なる機能強化案の合意により、当町を取り巻く社会情勢は急激に大きな変化が生じておりますことから、この変化に対応する組織改編を来年4月1日に行うべく、所要の条例制定案を提出させていただきました。

また、本年8月10日には人事院から、10月10日には千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われました。いずれの勧告も、民間給与との較差等に基づく平成30年度における給与改定を内容としております。人事委員会が存在しな

い当町といたしましては、この勧告を尊重する必要がありますことから、平成30年度における給与改定に関連する条例改正案を本議会でご審議いただきますよう提案させていただいたところでございます。

続いて、企画財政課関係についてであります。平成31年度の町予算編成につきましては、10月11日に職員に対して編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところでございます。

政府が発表した10月の月例報告によると、景気は、「緩やかに回復している。」とされています。また、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

このような状況の中、当町におきましては、歳入では、普通交付税が合併算定替え増額分の段階的縮減により減額となる一方、歳出では、合併特例債に係る公債費の増加及び医療や介護などの社会保障費や公共施設の維持補修費等の増加などにより、予算要求の段階で歳出が歳入を大きく上回る状況となっており、本年度同様に厳しい予算編成になることが見込まれますが、財源の積極的な確保と事業の「選択と集中」により、限られた財源を優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分することで、健全財政を維持しつつ、20年後も選ばれるまちを目指し、『明日へつなぐ 横芝光町の新しいカタチをつくる』をスローガンに、魅力あるまちづくりに向けた予算を編成すべく努力する所存であります。

次に、各種計画策定の進捗状況についてであります。男女共同参画社会基本法に基づき、平成21年1月に第一次横芝光町男女共同参画計画を策定してからことし10年目を迎えることから、第二次計画の策定作業を進めております。

次期計画におきましては、人口減少社会の本格的な到来や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が平成25年8月に施行されるなど、女性の活躍に向けた取り組みが社会全体で拡大しており、当町においても女性の活躍を一層推進することなどを計画に位置づけてまいります。

また、6月補正予算で対応いただきました「土地利用ビジョン」につきましては、成田国際空港との共生・共栄を念頭とした新たなまちづくりを検討し、現行の総合計画、都市計画、農業振興地域整備計画等を整理するとともに、当町の目指すべき将来像のあり方を検討し、

具体的な事業手法の検討や実現に向けて検討すべき課題や留意事項の整理を行っております。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る10月21日の日曜日に実施しました「栗山川周辺環境ボランティア」では、雨天により1週間延期した影響もあり、参加者の減少はありましたが、参加をいただいた町民や各種団体、事業所の皆様により、堤防の草刈り作業やポイ捨てごみの回収作業が行われました。ここ数年、各種団体や事業所からの参加も定着しつつありますが、今後もさらなる参加者の増加に努めながら、町のシンボルでもある「栗山川」の環境美化をより一層推進してまいります。

また、11月25日の日曜日にも「町内一日清掃」として、大勢の町民の皆様にご協力をいただき、町内のポイ捨てごみや不法投棄物が回収されました。

「栗山川周辺環境ボランティア」及び「町内一日清掃」に参加いただきました皆様から感謝申し上げます。今後も町内の環境美化推進のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、産業振興課関係についてであります。11月18日に第13回横芝光町産業まつり「横芝光 まるごとフェア2018」を開催し、開会式には議員の皆様を初め、姉妹町の松田町本山町長、姉妹都市の千曲市の皆様にも多数ご列席をいただき、友好都市の光市を含めた各市町の特産品を展示するなど、盛大にとり行うことができました。改めて厚く御礼申し上げます。

当日は、好天にも恵まれ、約2万1,000人が来場され、あちらこちらのブースに長蛇の列ができるなど、大盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました交通安全協会、防犯協会や横芝敬愛高等学校の生徒の皆様を初め、山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合、商工会、農業振興会など多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

続いて、福祉課関係についてであります。本年度の敬老会につきましては、町内各地区の社会福祉協議会が主体となり、地区ごとに9月から11月にかけて開催していただきました。

町内7地区で943人の方に参加をいただいたとのことで、開催にご尽力いただきました町社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、地区関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

続いて、健康子ども課関係についてであります。9月17日に健康づくりセンター「プラム」で「心と体の健康フェア」を開催いたしました。当日は、食生活改善推進員や横芝敬愛高等学校からご協力をいただき、ハイハイレースや食生活の展示、受動喫煙防止講演会、健康相談など、子供から大人まで約300人の来場がありました。

次に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センター

の設置に向け、健康づくりセンター「プラム」改修の設計を行いました。2020年度開設に向け、今後支援体制の強化に努めてまいります。

続いて、教育課関係についてであります。小学校の適正配置計画につきましては、9月議会定例会以降、教育委員会議と総合教育会議に適正配置等基本方針に係る地区説明会の状況を報告し、それぞれ基本方針どおり平成32年4月に大総小学校と横芝小学校、南条小学校と東陽小学校を統合することで同意がされました。このため、統合に係る横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部改正案を本議会に提案させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、横芝小学校耐力度調査についてであります。調査は予定どおり10月末をもって完了し、体育館を含めた全ての既存校舎で改築事業の交付要件に該当することとなりました。これにより国庫補助事業の適用を受けられる見込みとなりましたので、今後は県と連携を密にして、横芝小学校の改築計画を進めたいと考えております。

続いて、社会文化課関係についてであります。文化会館空気調和設備機能回復工事につきましては、6月に着工いたしまして、工程どおりに2階各部屋の工事が10月に終了し、利用できるようになっております。現在は、1階各部屋の工事を実施しているところであり、来年1月に完了する予定でございます。

施設をご利用される方には、大変不自由をおかけいたしますが、空調設備の機能回復工事でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、10月7日に開催されました第13回町民体育祭についてであります。さわやかな秋空のもと、約3,200人の老若男女がふれあい坂田池公園陸上競技場に集いました。各ブロックの工夫を凝らした応援もあり、会場は大いに盛り上がり、スポーツを通じた楽しい一日を過ごすことができました。

町民体育祭の準備や運営にご尽力いただきました町体育協会を初めとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、11月3日及び4日に開催されました図書館まつりについてであります。図書館で除籍等した3,300冊余りの本の「リサイクル本フェア」、雑誌付録抽選会、映画会、特別おはなし会、図書館ゲーム「よこぴーをさがせ!!」など、子供から大人まで楽しめるイベントを行い、延べ3,000人を超える方々でにぎわいました。

今後も創意工夫をしながら、親しまれる図書館を目指していきたいと考えております。

次に、11月10日及び11日に開催されました町文化祭についてであります。2日間で

3,600人を超える来場者がありました。展示された作品や芸能発表では、いずれも日ごろの学習の成果が存分に発揮されたすばらしいもので、訪れた方々を楽しませていました。

文化祭の開催に当たり、準備や運営にご尽力いただきました文化協会会員の皆様を初めとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。10月末現在のと畜頭数は、昨年同期と比較して、牛が180頭の増、率でプラス10.0%の1,987頭となりました。

また、豚は6,316頭の減、率でマイナス9.5%の6万6,437頭となりました。豚のと畜頭数回復を図るため、今後も引き続き関係者と協力しながら努力してまいりたいと考えております。

以上、現在の各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。議員各位には今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

続きまして、本議会に提案をいたしました各議案の提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の「平成30年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をごらんください。

議案第1号 横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。平成31年4月1日から町行政組織の改編を行うことから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務

員法第24条第2項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し、横芝光町子ども医療費の助成に関する規則及び横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく事務を追加し、町における事務の利用範囲を拡充するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者について、医療法に基づく許可を受けて診療所を開設している者も認められることとなったため、横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正により、申請の際の所得の確認について、1月から9月までの間に申請する場合は、前々年の所得を確認することとされたため、横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当町の教育目標である「生きる力」を育むことができる教育環境の実現を目指すため策定された「横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針」に基づき、横芝光町立大総小学校及び横芝光町立南条小学校を廃止し、横芝光町立東陽小学校を横芝光町立光小学校に校名を変更するため、横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定される農地等の利用の最適化の推進に当たり、当町の農業従事者が減少している状

況等を踏まえ、農地利用最適化推進委員の配置見直しを行い、担当区域を広域化することにより農地の利用あっせんを促進させるため、横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてであります。給与改定に伴う人件費のほか、本庁舎維持管理事業、自立支援医療給付事業、農地中間管理機構事業、小学校施設維持管理事業、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,524万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。人事異動に伴う人件費の調整及び療養給付費等の増額により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,897万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。人事異動に伴う人件費、高齢者人口及び介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者数が増加し、給付費が伸びたことによる増額と、これに伴う国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,911万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,539万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。給与改定等に伴う人件費の調整及び施設維持管理に係る経費の所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ235万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,235万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 平成30年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。手術時に使用する備品の購入等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を43万円増額し、支出総額を15億6,897万円とすべく提案したものであります。

議案第15号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）であります。横芝光町公園及び社会体育施設の一部の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、ご審議いただき、可決、承認賜

りますようお願い申し上げます。

以上で政務報告及び議案説明といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第5号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第1号 横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は平成31年4月1日から町行政組織の改編を行うに当たり、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案つづりにつきましてはピンクの冊子となっております。議案関係資料のつづりでは黄色の冊子となっておりますので、議案つづり3ページとあわせまして議案関係資料1ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

なお、説明につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、本条例でございますが、第1条から第7条までで組織改編に関連する7条例の一部改正を行おうとするものでございます。

まず、第1条で横芝光町行政組織条例の一部改正を定めており、企画財政課を企画空港課と財政課に、産業振興課を産業課に改めるとともに、企画空港課、財政課及び産業課の事務分掌に関する事項を改正するものであります。

議案関係資料の3ページをごらんください。

第2条で、横芝光町総合計画審議会条例の一部改正を定めており、第8条中、企画財政課を企画空港課に改めるものであります。

第3条で、横芝光町土地家屋評価審議会条例の一部改正を定めており、第6条中、企画財政課を財政課に改めるものであります。

第4条で、横芝光町成田国際空港関連問題対策委員会条例の一部改正を定めており、第6条中、企画財政課を企画空港課に改めるものでございます。

議案関係資料つづりの4ページをごらんいただきたいと思います。

第5条で、横芝光町農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正を定めており、第6条中、産業振興課を産業課に改めるものであります。

第6条で、横芝光町議会委員会条例の一部改正を定めており、第2条第1号イ中、企画財政課を企画空港課、財政課に、産業振興課を産業課に改めるものであります。

議案関係資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

第7条で、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正を定めており、第16条第3項第5号を企画財政課長から財政課長に改めるものでございます。

それでは、議案つづりの5ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日に施行するといたしております。

次に、議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号から議案第4号につきましては、関連する部分がございますので、先に黄色の議案関係資料つづり6ページの給与等に関する条例の改正案の概要によりご説明をさせていただきます。黄色の議案関係資料つづり6ページ、給与等に関する条例の改正案の概要をごらんいただきたいと思います。

3の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

まず、1点目といたしまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき改正を行うことといたしました。

2点目といたしまして、若年層に重点を置いた月例給の引き上げ改定、平均で0.2%とするものでございます。

3点目といたしまして、期末手当及び勤勉手当は年間支給月数を0.05カ月引き上げることとし、現行の年間支給月数4.40カ月を4.45カ月分とするものであります。引き上げ分につきましては全て勤勉手当に充て、12月分0.425カ月を0.475カ月とし、平成31年度からの支給月数は、期末手当及び勤勉手当の6月分、12月分の支給割合を統一するものであります。

参考で、議会議員、特別職、一般職員、再任用職員についてお示しをしてありますので、ご確認をいただきたいと思います。

4点目といたしまして、初任給、調整手当、医師に対する手当でございます。支給月額限度額を41万4,300円以内から41万4,800円以内に500円引き上げるものであります。当町では、条例においては国に合わせ規定しており、実際の支給月額が規則で千葉県に合わせて規定していることから、参考で記載しました千葉県の改正動向を注視しながら町規則の改正を予定しております。

次の宿日直手当についても同様となります。

5点目として、宿日直手当の本庁舎の宿日直勤務の限度額を4,200円から4,400円に200円引き上げるものであります。

6点目として、適用日について、給与及び宿日直手当に係る改正は平成30年4月1日とし、4月から改定実施日前日までの給料は改定後の給料の内払いとするものであります。勤勉手当に係る改正については、平成30年12月1日から適用することとしております。

以上が一般職の職員の給与改定に関する改正案の概要となります。

この一般職の職員の給与改定にあわせ、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、1に記載のとおり、議会議員の期末手当の支給割合について、現行年間支給月数4.40カ月を4.45カ月に0.05月引き上げるもので、本年度は12月分を2.275カ月から2.325カ月に引き上げ、平成31年度から6月分、12月分ともに支給割合を統一いたします。

それでは、議案つづり9ページと、あわせまして議案関係資料つづり7ページをごらんいただきたいと思います。

改正案の説明をさせていただきます。

第1条で本年度の改正を定義いたしております。

第5条第2項中、100分の227.5を100分の232.5に改めるとし、支給割合を現行から0.05月分引き上げるものであります。

議案関係資料つづり8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条で平成31年度以降の支給割合を定義し、第5条第2項中、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を100分の222.5に改めるとし、6月と12月の支給割合を同じくし、支給割合を現行から0.05月引き上げるものでございます。

それでは、議案つづり9ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則において、第1項で施行期日を定めております。第1条の規定は公布の日から、第2

条の規定は平成31年4月1日施行としております。

第2項の規定は、第1条の規定、平成30年12月1日から適用するとし、本年12月の期末手当から適用することとしております。

第3項では、期末手当の内払いについて定めております。

続きまして、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じまして、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案つづりにつきましては13ページ、議案関係資料につきましては9ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条で本年度の改正を定義し、第3条第2項中、100分の227.5を100分の232.5に改めるとし、支給割合を現行から0.05月分引き上げるものであります。

議案関係資料10ページとなります。

第2条で平成31年度以降の支給割合を定義し、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を100分の222.5に改めるとし、6月と12月の支給割合を同じくし、支給割合を現行から0.05月引き上げるものであります。

それでは、議案つづり13ページをお願いいたします。

附則において、第1項で施行期日を定めております。

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日を施行日としております。

第2項の規定は、第1条の規定は30年12月1日から適用するとし、本年12月の期末手当から適用することとしております。

第3項では、期末手当の内払いについての定めをいたしてしております。

次に、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案つづりにつきましては17ページ、議案関係資料につきましては11ページ、新旧対照表

により説明のほうをさせていただきます。

第1条で本年度の改正を定義し、第11条第1項中、これは医師に対する初任給調整手当支給月額限度額を改定するものであり、41万4,300円以内を41万4,800円以内に改めるとし、支給月額限度額を現行から500円引き上げるものであります。

第22条第1項中、これは宿日直手当に関する一般職職員の手当額を改定するものであり、4,200円を4,400円に改めるとし、現行から200円引き上げるものであります。

第27条第2項第1号中、議案関係資料つづり12ページとなりますが、これは勤勉手当支給割合を改定するものであり、100分の90を100分の95に改め、同項第2号中、これは再任用職員に関する勤勉手当の支給割合を改正するものであり、100分の42.5を100分の47.5に改めるとし、現行の年間支給割合を一般職及び再任用職員ともに0.05カ月分引き上げるものであります。

同条第5項の規定は、今回の改正による影響箇所の読みかえ規定を改めるものであります。

議案つづり17ページから36ページまでは別表1及び別表2の改正であり、若年層に重点を置いた月例給の引き上げで、平均で0.2%の改定率となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

議案つづり36ページ、議案関係資料つづり39ページ、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

第2条で平成31年度以降の支給割合を定義し、第24条第2項中、これは一般職職員の期末手当に関する改定をするものであります。6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を100分の130に改め、同条第3項中、これは再任用職員の期末手当に対する改定をするものであり、100分の122.5とあるのは100分の65と、100分の137.5とあるのは100分の80を、100分の130とあるのは100分の72.5と改めるものであります。

第27条2項第1号中、これは一般職職員の勤勉手当に関する改定でございます。

議案関係資料は40ページとなります。

100分の95を100分の92.5に改め、同項第2号中、これは再任用職員勤勉手当に関する改定をするものであり、100分の47.5を100分の45に改めるとし、6月と12月の支給割合、期末手当と勤勉手当の支給割合をそれぞれ2.225月と均等化するものであります。

それでは、議案つづり37ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則において、第1項で施行期日を定めております。

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日を施行日としております。

第2項の規定は、第1条の適用日を規定しており、給料及び宿日直手当に係る改正は平成30年4月1日から、勤勉手当に係る改正は平成30年12月1日から適用することとしております。

第3項では、平成30年4月1日前の異動者の号給の調整を定めております。

第4項では、給与の内払いを、第5項では委任を定めております。

次に、議案第5号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案つづりにつきましては39ページ、議案関係資料については41ページ、新旧対照表により説明をさせていただきます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し、横芝光町子ども医療費の助成に関する規則及び横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく事務を追加し、町における事務の利用範囲を拡充するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

関係資料つづり41ページの新旧対照表のほうにより説明のほうを加えさせていただきます。

第4条第1項中、事務は、の次に、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び、を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、2項といたしまして、別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

第4条に次の1項を加え、4項、前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条中、町長が別にを規則でに改め、附則の次に別表として次の2表を加えるとしてお

ります。

議案関係資料つづり42ページとなります。

別表第1では、1といたしまして、機関は町長で、該当する事務は子ども医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるものとしております。

2といたしまして、機関は町長で、該当する事務はひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって、規則で定めるものとしております。

別表第2では、1、機関は町長で、該当事務は子ども医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもので、取得する特定個人情報、1点目といたしましては、地方税法その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報、以下、地方税関係情報と表現させていただいております。

2点目として、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項、以下、住民票関係情報と表現させていただいております。

3点目として、生活保護法による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報、以下、生活保護関係情報と表現させていただいております。

また、4点目といたしまして、国民健康法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報、以下、医療保険給付関係情報と表現させていただいております、であって規則で定めるものとしております。

2といたしまして、機関は町長で、該当事務はひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって、規則で定めるもので、取得する特定個人情報は地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報または児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって、規則で定めるものとしております。

議案つづり44ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則で、この条例は平成31年7月1日から施行するとしております。施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第3条、これは届け出及び公表の規定でございますが、この規定によりまして国の個人情報保護委員会に届け出をしなければならないため、国から示されている最短のスケジュールでは本定例会で条例改正案のご承認をいただければ、平成31年7月1日から利用可能となるため、同日を施行期日とさせていただいております。

以上、議案第1号から議案第5号までの補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時20分とします。

（午前 1 1 時 1 1 分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 2 1 分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第6号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり45ページと47ページ、黄色の議案関係資料43ページとなりますのでご用意願います。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の条例の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者について、医療法に基づく許可を受けて診療所を開設している者も認められることとなったため、横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案関係資料43ページの新旧対照表をごらんください。

現行3条中のアンダーラインの者は法人部分を、改正案3条中のアンダーライン部分、条例で定める者は法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）に改める条例が必要になったことから改正するものでございます。

議案つづりの47ページをごらんください。

以上のことから、本改正に伴い附則につきましても、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第7号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 議案第7号について、補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり49ページをごらんください。

議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は町長からの提案理由説明にございましたように、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正により、申請の際の所得の確認について、1月から9月までの間に申請する場合は前々年の所得を確認することとされたため、横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

次のページ、51ページが改正文となります。

新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙、議案関係資料の44ページをごらんください。

アンダーライン部分が今回の改正箇所になります。左側が現行条例、右側が改正案であります。第4条第1項第1号中、6月を9月に改正するものであります。これはひとり親家庭等医療費等の助成の支給制限を判定する所得の確認については、児童扶養手当の所得確認を基準としており、その改正に伴い県の実施要領が改正され、支給制限を判定する所得を1月から9月に申請するものについては前々年の所得、10月から12月までの間に申請するものについては前年の所得を確認することとされたことに伴い改正するものであります。

お手数ですが、ピンク色の表紙、議案つづり51ページをごらんください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第8号について、教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 議案第8号 横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

ピンクのつづり53から55ページ、黄色のつづり45ページをあわせてごらんいただきたいと
思います。

なお、提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

町内小中学校の適正配置につきましては、平成30年4月23日の議会議員全員協議会で、過
小規模校の適正化を早急に図るなど、4項目の学校適正配置等検討委員会の答申を報告させ
ていただきました。また、8月31日の全員協議会で、平成32年4月に大総小学校と横芝小学
校、南条小学校と東陽小学校の統合をそれぞれ行うなどを内容とする基本方針に係る住民説
明会では、基本方針自体に反対する意見はなかった旨を報告させていただきました。

その後の教育委員会議、総合教育会議でも、基本方針に反対する意見はございませんで
したので、基本方針どおり学校の適正化を進めるべく、小中学校の設置条例の一部改正を提案
させていただいたものでございます。

黄色のつづり45ページをお願いいたします。

本案は現行の別表中、小学校7校を大総小学校と南条小学校の項を削りまして5校とし、
東陽小学校の名称を光小学校に改めようとするものでございます。

ピンクのつづり55ページをお願いいたします。

附則で、本案の施行期日を平成32年4月1日とするものです。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜ります
ようよろしくお願いをいたします。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第9号について、農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 宇井正敏君登壇〕

○農業委員会事務局長（宇井正敏君） それでは、議案第9号 横芝光町農業委員会の委員及
び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足
説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり57ページからと黄色の表紙の議案関係
資料46ページからとなりますので、あわせてご用意をお願いいたします。

本案は、町長の提案理由にもございましたように、農業委員会等に関する法律に規定され
る農地等の利用の最適化の推進に当たり、当町の農業従事者が減少している状況等を踏まえ、
農地利用最適化推進委員の配置見直しを行い、担当区域を広域化することにより、農地の利
用あっせんを促進させるため、横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定

数を定める条例の一部を改正するものでございます。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日から改正されたことに伴い、農地利用の最適化、すなわち担い手への農地集積、遊休農地の解消等の推進に向けて、農業に係る会合等への参加や農地のあっせんといった現場活動を行う役職として、農地利用最適化推進委員が設けられました。これを受け、町農業委員会では、推進委員1人当たりの受け持ち農地150ヘクタールを基準とし、平成28年4月1日付で農家組合長、行政総務員などから推薦がありました24名を委嘱いたしました。

推進委員は、平成31年3月31日に任期を終えますが、新たな制度発足後、初の改選を翌年度に控え、これまでの活動内容を検証し、現在の定数が適切であるのか、現職の農業委員及び推進委員を交え検討を行いましたところ、1小学校区当たりの推進委員は2名を基本とし、農地面積が多い、地形が複雑といったことなどの地区事情を考慮し、大総地区は3名との結論に至りました。

推進委員は主として農業に携わる方が委員になられておりますが、近年、農家戸数は年々減少の一途であり、自身の農業経営で忙しい方も多く、地区では候補者の選定にご苦労されております。

町内における農地の貸し借りは、相対により相手を探す場合が多く、推進委員がかかわることは余り多くございません。現時点においては、農地利用最適化の活動が推進委員への過重な負担となる実態はございませんが、今後、認定農業者や集落営農などの担い手に多くの農地を集約する場合は、複数の集落や小学校区域まで範囲を広げて農地の利用調整が必要となってまいります。

これに対応するには、推進委員の担当とする区域をより広くし、広域的に農地情報を持つことが必要となり、人・農地プランでの話し合いを活用するほか、農業委員及び町、さらには農地中間管理事業者である千葉県園芸協会と連携を図り、貸し借りの要望といった情報を共有し、各機関が手を取り合って協力し合うことで、推進委員の負担も軽減しながらより農地利用の最適化の推進が図られるものと考えます。

これらのことから、1小学校区当たり推進員2名を配置する案といたしました。ただし、大総地区にあっては3名、町全体で15名、1人当たり平均農地約230ヘクタールと定数を削減するべく、条例の一部を改正するものでございます。

議案つづり59ページをごらんください。

新旧対照表につきましては、議案関係資料47ページとなりますので、あわせてごらんいた

だきたいと思います。

第3条中、推進員の定数を24人であったものを15人に改める。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農業委員会事務局長 宇井正敏君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第10号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 議案第10号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書、こちらをご用意いただきたいと思います。

平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,026万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ106億9,524万7,000円とし、第2条では債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページは第1表歳入歳出予算補正で、5ページの第2表は債務負担行為補正の追加でございます。

表に記載いたしました5事業は、いずれも現在の業務委託期間が平成30年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がありますので、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、農業基盤整備事業で限度額を50万円増額し、4,750万円に補正しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。内容につきましては、歳入の21款町債でご説明させていただきます。

6ページから8ページは事項別明細書の総括でございます。後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、14款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金537万6,000円は、自立支援医療費給付事業の実績見込みによる公費負担増額分の2分の1の額を国庫負担金として計上するものであります。

3項2目民生費委託金54万円は、平成31年4月1日から施行される国民年金第1号被保険

者の産前産後期間の保険料免除に伴うシステム改修経費を基礎年金事務費交付金として計上するものでございます。

15款県支出金の1項2目民生費県負担金268万8,000円は、民生費国庫負担金と同様に自立支援医療費給付事業の実績見込みによる補正で、公費負担増額分の4分の1の額を県負担金として計上するものであります。

2項4目農林水産業県補助金604万4,000円は、千葉県農地集積集約化対策事業補助金で、農地中間管理機構事業に係る事業費を県補助金として計上するものであります。

17款1項3目教育費給付金20万円は、光ライオンズクラブからの教育寄附金で、全額を光中学校の教材備品購入に充てようとするものであります。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源として1,407万2,000円の計上であります。

20款諸収入の7項1目雑入は、わたしの街みどりづくり事業交付金で、苗木購入に係る7,000円の計上のほか、平成29年度後期高齢者医療負担金の精算により2,389万6,000円、後期高齢者医療制度長寿健康増進事業補助金は人間ドック助成事業に係る41万円の追加計上であります。

また、多面的機能支払交付金事業負担金返還金652万7,000円は、町内の活動組織のうち3組織の平成29年度における執行残金を返還金として計上するものであります。

21款1項2目農林水産業債50万円は、基幹水利施設ストックマネジメント事業両総松尾支線地区負担金として追加計上するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをごらん願います。

初めに、1款1項議会費の議員報酬は、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告に基づき、期末勤勉手当が0.05カ月分増額したことにより17万9,000円の増額計上であります。

一般給与費は、人事院勧告等に基づく給与改定により9万3,000円の増額計上であります。

本補正予算では、各科目におきまして人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告に基づく給与調整を行っております。給料月額につきましては本年4月に遡及して、改定後の給料表を用いて積算したほか、期末勤勉手当は年間4.4カ月から4.45カ月に改定して積算をしております。また、共済組合負担金につきましては負担金率の変更はございませんが、給与改定に基づき調整を行っております。各科目の給料改定に伴う調整は同様でございますので、この後の説明は省略させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申

上げます。

2款は総務費で、1項1目一般管理費の特別職給与費は人事院勧告等に基づくもので、8万2,000円の計上であります。一般職給与費は人事院勧告等に基づく調整のほか、住居手当の新規認定等による増で237万4,000円の計上であります。

7目財産管理費は本庁舎維持管理事業で、平成31年度からの組織改編に伴う庁舎の改修費等で798万1,000円、机や書棚等の備品購入で157万4,000円の計上であります。

町有バス運行事業は、原油価格の高騰により燃料費に不足が見込まれることから13万8,000円を計上するものであります。

その他財産管理事業では、旧横芝中学校北側のブロック塀が現在の建築基準を満たしていないこと並びに旧横芝行政センターが常時開放されている状態で、不法投棄などが発生し防犯上も問題があるとの指摘から、改修費として59万4,000円を計上するものであります。

8目企画費は、広域行政事業で山武郡市広域行政組合負担金の財政力割が確定したことによる増額で、28万8,000円の計上であります。

生活路線バス運行事業は、公共交通会議において承認された来年4月からの運行路線及び運行時間の変更に伴う循環バス時刻表の印刷代として、印刷製本費22万円を計上するものでございます。

12目情報管理費は組織改編に伴うもので、内部情報系電算管理事業でプリンターの購入費として39万円の計上であります。

2項1目税務総務費は、一般職給与費で48万2,000円の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費も人事院勧告等によるもので、一般職給与費で23万9,000円の計上であります。

5項1目の統計調査総務費も同様に、一般職給与費で7万3,000円の計上であります。

3款民生費の1項1目社会福祉総務費は、人事院勧告等に伴う一般職給与費25万円のほか、社会福祉総務事務費で庁用車利用の増加並びに燃料費の高騰により、燃料費3万5,000円の増、国民健康保険特別会計繰出事業は人事異動等による減額と人事院勧告等による給与改定で、差し引き157万6,000円の減、外出支援サービス事業で実績見込みにより委託料43万1,000円の計上であります。

2目老人福祉費では、山武郡市広域行政組合負担金の財政力割が確定したことによる増額で8万6,000円の増、介護保険特別会計繰出事業は介護サービス給付費の実績に伴う増と人事異動による減で、差し引き260万3,000円の計上であります。

3目障害者福祉費は、自立支援医療費給付事業で実績見込みにより1,075万3,000円の増額計上するものであります。

4目国民年金事務費は、一般職給与費で6万8,000円のほか、国民年金事務費で平成31年4月から施行される国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度創設に伴うシステム改修委託料54万円の計上であります。

5目後期高齢者医療費は、後期高齢者人間ドック委託で実績見込みから54万5,000円を計上するものであります。

2項4目保育所費は、一般職給与費で36万円の計上であります。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費は、一般職給与費で59万7,000円、6目の環境衛生費も同じく一般職給与費で17万3,000円の計上であります。

2項2目し尿処理費は、し尿処理負担事業で山武郡市広域行政組合負担金の財政力割が確定したことによる増額で、1万9,000円の増額計上であります。

5款農林水産業費は、1項1目農業委員会費の一般職給与費で7万6,000円、2目農業総務費も同様に、一般職給与費で26万5,000円の増額計上であります。

3目農業振興費の農地中間管理機構事業は、歳入でご説明いたしましたように県補助金を受けて交付するもので、農地中間管理機構を介した農地の貸借等に係る集積協力金や経営転換協力金として604万5,000円の計上であります。

5目農地費の県営土地改良負担金事業は、基幹水利施設ストックマネジメント事業両総松尾支線地区負担金として54万9,000円、地域排水管理事業は栗山地先の幹線4号排水路の補修工事費として96万7,000円、多目的機能支払交付金事業は活動組織から歳入で受けた平成29年度の執行残金の4分の3を国・県へ返還するため489万6,000円を、また、町単土地改良補助事業は於幾地区の揚水ポンプが故障したため、揚水ポンプ新設に対し3割に当たる45万4,000円を計上するものであります。

2項1目林業振興費は林業振興事務費で、わたしの街みどりづくり事業の苗木購入費として7,000円の計上であります。

6款商工費の1項1目商工振興費は、一般職給与費で13万9,000円の計上であります。

7款土木費の1項1目土木総務費も同じく、一般職給与費で21万4,000円の計上でございます。

2項3目道路新設改良費は、一般職給与費で15万5,000円を計上したほか、その他町道整

備事業で町道 I - 1 号線大総新道で発生した舗装面の段差解消と道路側溝の破損を修理するため231万5,000円を計上するものであります。

4 項 1 目都市計画総務費は、一般職給与費で 6 万5,000円の計上であります。

8 款 1 項 3 目消防施設費は、落雷により故障した防災行政無線屋外子局の修繕を行うため、120万円を計上するものであります。

続きまして、9 款教育費の 1 項 2 目事務局費は特別職給与費で 3 万3,000円、一般職給与費で22万9,000円を計上したほか、事務局事務費では小中学校の校外活動や各種大会への送迎用のバスの賃借料に不足が生じたため、50万円を計上するものであります。

2 項小学校費の 1 目学校管理費は、一般職給与費で15万1,000円のほか、小学校施設維持管理事業で東陽小学校の太陽光発電施設や防犯カメラの修繕、上堺小学校の受電設備電圧計の交換修理、横芝小学校のキュービクルの修繕など90万8,000円、大総小学校の記念樹の移設等の委託費で86万4,000円、東陽小学校のインターホン改修工事及び空調機圧縮機交換工事で162万7,000円を計上したものであります。

続いて、3 項中学校費の 2 目教育振興費は、横芝中学校教育振興事業で平成31年度から始まる新教科道德の指導書購入費として11万1,000円を、光中学校教育振興事業で同じく道德の指導書購入費として11万1,000円を計上したほか、光ライオンズクラブからの寄付金を財源として音楽備品購入費20万6,000円を計上したものであります。

5 項 1 目社会教育総務費は、一般職給与費で35万5,000円を計上したほか、視聴覚事業で山武郡市広域行政組合負担金の財政力割確定により 3 万4,000円の計上であります。

4 目図書館費は、一般職給与費で22万1,000円の計上であります。

6 項 2 目体育施設費は、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業で、海洋センター機械室入り口扉交換工事やテニスコート、サッカー場の屋外時計取りかえ工事等で289万3,000円の計上でございます。

3 目学校給食費は一般職給与費で9,000円を計上したほか、学校給食センター施設維持管理事業でマイコンスライサー等の修繕量223万1,000円を計上したものであります。

10 款災害復旧費の 3 項 1 目社会文化施設災害復旧費は、しおさい公園駐輪場災害復旧工事やテニスコート照明及び休憩所の災害復旧工事費として283万9,000円を計上したものであります。

22ページから24ページは給与費明細書、25ページは本補正予算において追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、26ページは地方債の現在高の見込

みに関する調書であります。

以上、平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時56分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

議案第11号について、住民課長。

〔住民課長 市原通雄君登壇〕

○住民課長（市原通雄君） 議案第11号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細につきましてご説明申し上げます。

別冊の議案第11号補正予算書をご用意いたします。

今回の補正予算第1号は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,897万1,000円とし、第2条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行うものでございます。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容については事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

続きまして、4ページをお開きください。

第2表でございます。債務負担行為補正の1、追加でございます。

国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託、平成31年度分につきまして、限度額130万8,000円で設定するものでございます。

ページ飛びまして、7ページをごらんください。

歳入となります。

6款1項1目保険給付費等交付金、普通交付金でございますが、これは療養諸費及び高額

療養費の本年9月までの医療費動向を踏まえ、今後増額が見込まれることから、同額の1,554万7,000円を増額補正するものであります。

8款1項1目一般会計繰入金、職員給与費等の繰入金でございます。これは職員給与費等にかかわる一般会計からの繰入金で、4月の人事異動等に伴う人件費等を調整した結果、157万6,000円を減額補正するものであります。

続きまして、8ページ、歳出となります。

1款1項1目一般管理費ですが、歳入でもご説明したとおり、4月の人事異動等に伴う職員給与費等の調整分で、157万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、2款1項療養費でございます。これは本年度の医療費の動向を踏まえまして、今後不足が見込まれます一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費を合わせまして1,476万5,000円を増額補正するものであります。

次に、2項高額療養費でございます。これは医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されますが、こちらも本年度の医療費の動向を勘案しまして不足が見込まれる退職被保険者等の高額療養費を78万2,000円増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は歳入歳出ともに1,397万1,000円の増額補正でございます。

なお、9ページ、10ページは給与費明細書でありますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、11ページをお願いします。

今回の補正予算において追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託、平成31年度130万8,000円の調書であります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔住民課長 市原通雄君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第12号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

議案第12号の別冊補正予算書をごらんいただきたいと思います。

補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,911万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,539万7,000円とするものでございます。

主な内容は、人事異動により予算計上時とは異なる人員配置となっていることから、職員給与費等に不要が生じたこと、また、高齢者人口及び介護保険認定者数の増加に伴い、各種介護サービス利用者数が増加し介護給付が伸びたことによる経費の増額と、これに伴う国・県社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等による増額補正を行うものでございます。

それでは、明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入からご説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金676万5,000円と4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金1,116万7,000円と5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金667万8,000円と8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金517万円については、歳出でご説明いたしますが、介護サービス等諸費の伸びにより増額補正するものでございます。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金マイナス256万7,000円は、人事異動により予算計上時とは異なる人員配置に伴い、一般会計から繰り入れの職員給与費等を減額するものでございます。

9款繰越金、1項1目1節繰越金1,190万2,000円は、今回の介護サービス等諸費の増額に対する不足額を補正財源として、前年度繰越金から充てるものでございます。

以上、歳入合計は3,911万5,000円でございます。

続きまして、7ページ、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の256万7,000円の減額ですが、2節給料、3節職員手当、4節共済費とも歳入でもご説明いたしました職員給料及び職員手当等であり、人事異動により予算計上時とは異なる人員配置となっていることから、職員給与費に不足が生じたため減額するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金3,383万6,000円につきましては、居宅介護サービス給付費で414万6,000円、地域密着型サービス給付費で2,462万1,000円、居宅介護福祉用具購入費で42万3,000円、居宅介護

住宅改修費で142万5,000円、居宅介護サービス計画給付費で322万1,000円であります。要因といたしましては、各種介護サービス利用者数が増加し保険給付が伸びたことと、福祉用具購入及び住宅改修の1件当たりの費用が高額となったためであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金194万4,000円につきましては、介護予防サービス給付費99万3,000円、地域密着型介護予防サービス給付費95万1,000円でございます。要因といたしましては、介護予防サービス利用者が増加したことと、地域密着型介護予防サービスでは当初見込んでいなかった要支援認定者がグループホームへ入所したことによるものでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金522万4,000円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたこと、また、サービスの多様化により1人当たりのサービス料もふえてきており、所得に応じた負担限度額を超えて負担した利用料については超過した部分の利用料を還付することとされているため、高額介護サービスの増額補正が必要となりました。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金67万8,000円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえたことと、世帯分離などにより負担限度額認定対象者が増加してきているため増額補正が必要となりました。

以上、2款介護給付費の補正合計額は4,168万2,000円となります。

つきましては、1款総務費の減額補正と2款保険給付費の増額補正により、歳出補正総額は3,911万5,000円であり、補正後の予算額は21億8,539万7,000円となります。

9ページ、10ページは職員給与費明細書となりますので、後でご確認願います。

以上をもちまして、平成30年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明いたします。慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第13号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第13号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書、議案第13号の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条に定めましており、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ235万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,235万9,000円とするものであります。

詳細につきましては事項別明細書で説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に235万9,000円を増額し、2,134万9,000円とするものです。

次に歳出でございます。7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は113万9,000円を増額補正であります。これは給与改定などに伴う職員9名分について、2節給料、3節職員手当、4節共済費を調整したものであります。

2款1項1目施設管理費は122万円の増額補正であります。

11節需用費のうち燃料費について、原油価格の高騰によりボイラー用A重油の単価が値上がり、予算額に不足が見込まれることから増額するものです。

8ページ、9ページにつきましては給与費明細書となりますので、ご確認をお願いします。

以上で議案第13号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第14号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第14号 平成30年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第14号の補正予算書をお願いいたします。

1ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は収益的収入及び支出の補正で、支出の1款1項医業費用、補正前の額15億4,967万6,000円に43万円補正し、合計額を15億5,010万6,000円とするものであります。

次に、第3条は債務負担行為の追加で、平成31年3月末で契約期間が満了となります東陽病院給食業務委託につきまして、本年度中に新たな業者の選定を行い、その後3カ年の業務委託とするため、平成31年度から平成33年度までの期間で債務負担行為を設定し、係る経費の限度額を1億1,440万円と定めるものでございます。

それでは詳細についてご説明いたします。

2 ページの下の表、平成30年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出であります。1 款 1 項 2 目 4 節の医療消耗備品費は、手術用消耗備品費等の43万円は手術件数の増加などにより、手術時に使用する理学診療用機器や補助具などの消耗備品の購入が必要となったことから計上したものでございます。

3 ページは東陽病院給食業務委託に係る債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第15号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりの61ページになります。

議案第15号 指定管理者の指定についてでございます。

提案理由は町長からの説明のとおりでございます。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案につきましては、光B&G海洋センター及び光しおさい公園の指定管理を、現在、株式会社フクシ・エンタープライズに指定管理者として管理運営を行っているところであります。来年の3月末日をもちまして指定管理期間が満了しますことから、次期指定管理者を本年9月26日から10月24日までの間、公募により参加業者を募り、その後、去る11月14日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において業務提案内容の審査を経て、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者候補とすることが決定されましたので、承認を求めるものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

以上で議案の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。再開は午後1時30分とします。

(午後 1時21分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎一般質問

○議長（川島勝美君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（川島勝美君） 通告順に発言を許します。

宮菌博香議員。

[3番議員 宮菌博香君登壇]

○3番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、ことしも師走を迎え、残すところ1カ月弱となりました。ことしを振り返りますと、温暖化等の影響により台風は大型化し、西日本豪雨や全国でゲリラ豪雨が発生するなど、日本列島各地に甚大な被害が出ました。また、北海道では大規模な胆振東部地震も発生しました。

これからはこのような自然災害が、当町でもいつ起こってもおかしくない状況にあると思います。日ごろからの備えといざというときの対応が求められますので、万全を期していただくようお願いするものであります。

さて、町当局におかれましては、新年度予算の編成、成田国際空港の更なる機能強化に伴う成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランへの対応、さらには横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と、速やかに行わなければならない業務が盛りだくさんあり、大変な時期を迎えているものと思われまます。

職員の皆さんにおかれましては、まさに今がふんばりどきです。職員一丸となり頑張ることが大切であり、また、その姿が町民との信頼関係につながるものであると思いますので、体調には十分留意され、頑張ってくださいことを大いに期待するものであります。

佐藤町長におかれましても、忘年会の時期を迎え大変だと思いますが、職員に仕事の丸投

げをすることなく、自分の背中を職員に見せ、しっかりしたかじ取りをしていただくことを
お願いするものであります。

それでは、大綱3点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、教育関係について3点お伺いするものであります。

1点目として、山武郡市の小学校の球技大会の種目が本年改正されましたが、町内の小学
校はなぜ参加しなかったのかについてお伺いします。

平成29年度までは、男子はサッカー、女子はミニバスケットボールが行われていましたが、
今年度から男女ともソフトバレーボールに変更されました。経緯を教育委員会に伺ったとこ
ろ、平成29年5月11日に不参加を決定。それを受け、6月13日に小中体連山武支部正副支部
長が来庁し、町校長会議に説明を行った結果、各学校長の判断により対応することになった
が、いずれの学校も不参加となったということでしたが、過小規模校は人数の関係により参
加できなかったということであれば理解できますが、チーム編成ができる学校も参加しなか
ったということは、私には理解できません。なぜならば、山武郡市で行っているのにもかか
わらず、横芝光町の小学校だけ不参加というのはいかがなものかと思いますので、教育長
のお考えをお伺いするものであります。

2点目として、働き方改革に伴う当町の中学校部活動への対応はについてお伺いします。

千葉日報の本年9月24日付の記事で、県内教員の長時間勤務と部活動指導という内容で、
県教育委員会はことし6月に、部活動時間は週2日以上以上の休養日を設け、練習時間は平日2
時間、休日3時間程度に抑制する目安を通知しました。また、文化部活動についても生徒の
負担軽減の指針案として、運動部同様の練習時間が定められるようであります。

指針に法的拘束力はないが、教育委員会や学校は指針の内容を踏まえ、具体的な活動方針
の策定が求められるということですが、具体的な対応を早急にしないと、中学校の部活動は
後退し、近い将来なくなってしまうように思われますが、教育長のお考えをお伺いするもの
であります。

3点目として、特殊事情が生じた場合のスポーツ少年団への当町の対応はについてお伺い
します。

言うまでもなく、町長は子ども・子育て支援には力を入れていくと日ごろから言っていま
す。そして、当町はスポーツ健康宣言をしているところでもあります。また、子供たちは町
の財産であり、無限の可能性を秘めています。その子供たちが心身ともに成長するために、
スポーツ少年団活動に参加し頑張っています。

しかしながら、少年野球においては来年度ボールが変わります。このままですと、ボール購入代の経費全てが保護者負担になります。それらを踏まえ、今年度予算編成前の平成29年9月定例会でも一般質問をしましたが、よい回答を伺うことはできませんでした。

特殊事情が生じた場合の町の対応は考えていないのか、改めて町長及び教育長にお伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目の行財政運営についてお伺いします。

1点目として、平成31年度の予算編成方針についてお伺いします。

自主財源の乏しい当町としては、毎年当初予算編成については苦慮しているところと思います。今まさに職員の英知を終結し、将来を見据えると同時に住民サービスを念頭に置いたきめ細かな予算を組み上げていかなければなりません。

そこで、どのような考えに基づき平成31年度の予算編成方針を立てたのか、町長にお伺いします。

2点目として、財政の硬直化をどのように改善していくのかについてお伺いします。

平成29年度の決算から見た当町の財政状況は、歳入では町税が固定資産税の増収から増額となったものの、歳出では人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費がそれぞれ増加したほか、物件費、繰出金も増加したことから、財政の硬直化を示す経常収支比率が前年と比較して1.1ポイント悪化し90.3%になっています。経常収支比率は2年連続の上昇となり、普通地方交付税の特例措置等の段階的な縮減による一般財源の減少及び扶助費を初めとする経常的経費の増加により、今後も大幅な改善は見込めず、財政状況の硬直化が懸念されます。

このような状況をどのように改善していくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目として、最終年度を迎える横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略は目標を達成できる見込みなのかについてお伺いします。

8月の議会議員全員協議会では各事業の進捗状況が示されましたが、今当町に一番必要な雇用対策と定住対策の施策が一番おこなわれているように見えてなりません。特に企業誘致等の対策はどのようにしているのか、私には全く理解できません。

このような状況では、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略とは何なのか、また、最終年度を迎えるに、どのくらいの計画が実施率になるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

大綱3点目の成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランについてお伺いします。

地域の発展と空港の発展が好循環する地域づくりを目指してという成田空港周辺の地域づ

くりに関する基本プランが、平成30年3月に成田空港に関する四者協議会により策定されています。その中では残念なことに、芝山鉄道の延伸ということは示されておりません。そして、平成30年度は調査結果を踏まえ、さらに具体的な調査を進める予定です。

その後、これら一連の調査結果に基づく需要予測や事業採算結果等を踏まえ、交通事業者に対して新たなバス路線の展開や鉄道利便性向上の具体的な取り組みについて働きかけを行い、空港周辺地域の交通利便性の向上を図りますと示されているだけであります。このようなプランでは、成田空港の共生・共栄は考えられません。

空港周辺地域の公共交通について、町長はどのようにお考えになっているのかお伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔3番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは行財政運営についてと成田空港問題についてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、平成31年度の予算編成方針についてお答えをいたします。

当町の財政状況につきましては、政務報告でも申し上げましたとおり、普通交付税が合併算定替え増額分の段階的縮減により減額となる一方、合併特例債にかかわる公債費の増加や医療や介護などの社会保障費の増加、また道路、橋梁を含む公共施設の老朽化への対応など、当町財政運営を取り巻く状況はより一層厳しさを増すものと考えております。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、平成31年度予算編成に当たりましては、持続可能な行財政基盤を確立するため、第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光」の実現に向け、めり張りのある効率的な財政運営を進めるべく、重点施策を明確化し、かつ関係施策を重点的に推進するとともに、財源の積極的な確保と事業の選択と集中により、限られた財源を優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分することで健全財政を維持しつつ、20年後も選ばれるまちを目指し、『明日へ

つなぐ 横芝光町の新しいカタチをつくる』をスローガンに、魅力あるまちづくりに向けた予算を編成することといたしました。

次に、財政の硬直化をどのように改善していくのかについてでございますが、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、平成28年度決算が89.2%、平成29年度決算が90.3%で上昇傾向にあり、今後も医療や介護などの社会保障費の増加や公債費、維持補修費等の増加が見込まれることから、経常収支比率は90%台で推移するものと思われま

す。また、横芝駅バリアフリー施設整備事業や公共施設の大規模改修、統廃合など、投資的経費の増加、さらには横芝小学校改築に向けた検討、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種事業の実施、企業誘致、移住定住対策など新たな財政需要の増加が見込まれ、今以上に町財政が逼迫するものと推測されることから、健全財政を維持し、魅力あるまちづくりを推進するため、さらなる自主財源の確保や経常経費の抑制、事業の選択と集中の徹底に努めるべく、平成31年度予算編成方針におきまして、歳入の確保や経常経費の削減など6項目について指示をしたところでございます。

今後の取り組みといたしましては、町税の収納率向上や受益者負担の適正化、空き公共施設の利活用、未利用町有地や不要物品の売り払い、ふるさと納税の拡大、確保など、自主財源の確保に積極的に取り組むとともに、歳出では公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合、全公共施設供給電力の契約方法の見直しやLED化、その他アウトソーシングを含む既存事業の見直しなどによる経常経費の削減に努め、安定的で持続可能な行財政運営の確立を目指してまいります。

次に、最終年度を迎える横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略は目標を達成できる見込みなのかについてお答えをさせていただきます。

平成27年10月に策定いたしました横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、国の総合戦略や横芝光町人口ビジョンを、そして目指すべき将来の方向を踏まえて5つの基本目標を掲げております。その基本目標の実現に向けて、講ずべき施策に関する基本的方向や具体的な施策について、業績評価指標であるKPIを定めております。

現在で評価できる範囲で5つの基本目標に対する進捗状況をお答えさせていただきます。

まず、基本目標1、産業を振興し安定した雇用を創出するにつきましては、人口に占める就業者の割合を平成22年の国勢調査数値47.9%であるのに対し、平成31年には50%にする目標を掲げました。今回の国勢調査は平成32年であるため、総合戦略の成果を確認することはできませんが、具体的な施策の評価指数であるKPIの達成状況からすると、おおむね達成

できるのではないかと考えております。ちなみに、平成27年度の国調においては49.7%でございました。

次に、基本目標2、横芝光町へ新しい人の流れをつくるにつきましては、人口に占める20歳から40歳代の割合が平成27年4月1日現在30.9%であるのに対し、平成32年4月1日には30%を維持するという目標を掲げました。この最新データである平成30年4月1日で見ると、実績が30.5%となり計画数値を上回っております。

基本目標3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるにつきましては、横芝光町の合計特殊出生率が平成26年1.33から平成31年には1.50とするという目標を掲げました。ことし公表された最新のデータで見ますと1.42となっており、現在のところ増加はしているものの、計画数値の達成には至っておりません。ちなみに、千葉県の平均が1.32でございました。

基本目標4、時代に合った町をつくり広域連携を強化するにつきましては、これからも横芝光町に住み続けたい人の割合を平成31年のアンケート調査では70%以上にする目標を掲げております。新年度でアンケート調査を行うことから、現在比較できるデータといたしましては、平成28年10月に総合計画を実施する際に行ったアンケート調査で、ずっと住み続けたい、または当分は住みたいと回答された人が合わせて71.1%でしたので、おおむね達成できるのではないかと考えております。

基本目標5、地域の魅力を最大限に活用し、町を活性化するにつきましては、横芝光町での観光入込客数が平成26年の年間7万2,000人であるのに対し、平成31年には10万人にするという目標を掲げました。地方創生事業の実施と相まって、一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会の設立と積極的な活動により、平成29年の最新データでは8万3,643人と、平成26年との比較で約1万1,000人増加いたしました。しかしながら、現在のところ計画数値の達成には至っておりません。

基本目標に対する全体的な評価といたしましては、地方創生の効果が徐々にあらわれ始めていると感じております。横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画年度である31年度まで残すところ1年数カ月となり、目標達成に向けて計画した事業をさらに加速させてまいりたいと考えております。

次に、成田空港問題に関するご質問にお答えをさせていただきます。

成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランは申し上げるまでもなく、空港機能強化の効果を成田空港周辺9市町の全域にくまなく波及させていくことを目的として、広域的な地

域づくりの方向性、内容を掲げています。当町議会との関係では1月19日の議会議員全員協議会で骨子案について、2月22日の議会議員全員協議会で全文案について、それぞれ千葉県から説明があり、その後説明のあった内容で3月13日に開催された成田空港に関する四者協議会において決定されております。

この基本プランを踏まえ、来年度中に仮称実施プランが策定される見込みとなっており、今年度はこの実施プラン策定に向けて千葉県が中心となり、国、地元市町、成田国際空港株式会社で地域づくりの検討を行う実務者会議を実施し、地域活性化策や課題等を含めた現状の認識や今後の方向性について検討を行っているところでございます。

この地域づくりについて、当町から9項目を要望しておりますが、3月13日の四者協議会の席上で、私から成田空港周辺の地域づくりに関し、当町から要望した事項について具体化し、実現できるようぜひお願いをしたいとの発言をしたところ、県総合企画部長から、事業の具体化に向けて最大限努力する旨の回答をいただいたところでございます。9項目の要望事項は、新しいC滑走路の影響を強く受ける当町の地域振興にとって格別な意味を持つため、その具体化に向け実施プランにどのような内容を盛り込めるか、町としても引き続き検討、要望をしております。

そして、ご指摘のあった鉄道に関してでございますが、当町からは9項目の中で、芝山鉄道の芝山千代田駅からJR横芝駅までの延伸について、それと総武本線のJR横芝駅発着便の増加等について2点の要望をしております。

1点目の芝山鉄道延伸は、インシャルコスト、ランニングコストとも非常に多額であると思われるため、町はもちろんのこと、芝山鉄道延伸連絡協議会等の関係機関での検討や意見の調整を図りながら要望を行う必要があると考えております。2点目のJR横芝駅の利便性向上は、関係機関の協力を得ながらJR東日本千葉支社に何度となく要望活動に伺っておりますが、経営上の観点から検討を重ねている状況とのことでございます。

いずれにいたしましても、当町単独では実現が困難であるからこそ要望しているのであり、引き続き粘り強く関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 宮藺博香議員の大綱1点目、教育関係についての山武郡の小学校の

球技大会の種目が本年度改正されたが、町内の小学校はなぜ参加しなかったのかについてお答えをいたします。

学校体育の活動は、10年ごとの学習指導要領の改訂により示された運動内容を教科体育で指導、普及を図ってきました。山武郡市小中学校体育連盟は、昭和54年の文部省、平成13年の県教育委員会の通知により、約40年にわたり陸上競技、器械体操競技、水泳競技、球技競技の各大会を主催し発展をしてきました。その間、種目変更は各教育委員会、校長会等の外部機関と連絡、調整、協議、折衝等を重ね、課題解決をしてきました。

今回の球技大会の種目変更は、山武郡市小中学校体育連盟から教育委員会等関係機関に事前の相談、協議が全くなく、平成29年5月11日付で事務連絡で、平成30年度の球技大会から種目を変更して実施するという旨の通知を受けました。新しい種目は平成30年度がソフトバレーボール、31年度がティボール、32年度がタグラグビー、この3種目を3年サイクルのローテーションで実施するというものでした。いずれの種目も競技大会にはふさわしくないと、レクリエーションスポーツ、こういうふうに捉えているところでございます。

球技のゲームの分類は、攻守混合系の投捕ゴール型はバスケットボールやハンドボール、蹴球ゴール型はサッカー、陣取りゴール型はラグビー、攻守分離系集団ネット型はバレーボール、対人ネット型は卓球やテニス、攻守交代系ベースボール型はソフトボールとなっております。現在の学習指導要領の5、6年のボール運動の扱いは、攻守混合系の投捕ゴール型と蹴球ゴール型、攻守分離系集団ネット型、攻守交代系ベースボール型を主として扱うということにしております。このため昨年度までの球技大会は、男子はサッカー、女子はバスケットボール、ミニバスケットボールですけれども、競技種目として実施をしてきました。平成32年度から完全実施される新学習指導要領でも、5、6年生のボール運動は現在の学習指導要領に準じて行うよう示されております。

このようなことから、小学校球技大会の参加は学校教育活動としての一環であることを踏まえ、山武郡市小中学校体育連盟からの通知を受けた以降から年度末にかけて、校長会を中心に児童数、種目内容、種目数、開催年、男女別、コート、場所、用具、経費、準備や練習期間、ローテーション等について協議を重ねてきました。その結果、過小規模校2校と小規模校3校を抱える当町としては、課題が多く練習もままならない中での大会参加は難しいとの結論になり、各小学校とも今年度の運動部活動方針としての不参加を決定したものであります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 私からは、教育関係についてのご質問のうち、働き方改革に伴う当町の中学校部活動への対応についてお答えいたします。教育長の考えをとのことでございましたが、ご了承願います。

文部科学省は、平成29年12月に中央教育審議会がまとめた学校における働き方改革に関する総合的な方策を踏まえ、学校における働き方改革に関する緊急対策を策定し、平成30年2月に全国の教育委員会に対し、学校現場における業務改善及び勤務時間管理に係る取り組みの徹底を通知しました。

この中で勤務時間の管理については、教職員の勤務時間の管理は校長や教育委員会の責務であるとしている平成29年1月の厚生労働省、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインによるとしております。また、業務改善のうち部活動については、スポーツ庁が運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを平成30年3月に策定し、文部科学省通知とは別に運動部活動の改善指針が示されました。

町教育委員会では、これらの情勢を踏まえ、年度当初の町校長会を通じ、各校ごと教職員個々の出退勤時刻を把握し、勤務時間の改善を図るよう要請しました。また、7月には再度、勤務時間の管理に係る取り組みの徹底についてを教育長から各学校長に通知し、学校での働き方改革の推進を図っております。

全国的に教員が部活動の指導に費やす時間は長く、特に中学校においては顕著で、当町でも同様です。スポーツ庁の運動部活動に関するガイドラインでは、週当たり2日以上休養日を設け、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。1日の活動時間は平日では2時間程度、休業日は3時間程度とする。校長は毎年度、学校の運動部活動に係る活動方針を策定する。顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。校長は毎月の活動計画及び活動実績を確認し、適宜指導や是正を行うなどが示されております。

町教育委員会では、このうち特に休養日を確保するよう中学校に求めています。吹奏楽部などの文化部に関しても同様です。中学校教職員の勤務状況は、過労死ラインと言われていた1週間当たりの在校時間が60時間を超える職員数の割合が、管理職を除き6月は70.5%でしたが、10月は51.1%に減少しており、部活動だけの要因ではないにしても勤務時間の改善

が図られております。

スポーツ庁の運動部活動に関するガイドラインでは、部活動の外部指導者の活用、保護者の部活動に対する意識の改変、複数の学校による合同部活動の実施や地域スポーツクラブとの連携、休日開催の各種大会の見直し、学校単位の部活動を地域単位の部活動への移行など、将来に向けた改善の提言も示されています。町教育委員会では、学校における働き方改革を推進しながら、教員、生徒双方に有効な部活動の運営を支援したいと考えております。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 宮菌博香議員のご質問の教育関係についての特殊事情が生じた場合のスポーツ少年団活動への当町の対応はについてお答えいたします。

スポーツ少年団の活動は、体を動かすことの楽しさや喜びを知ることによる体の成長や仲間や大人との集団行動により社会のルールを学び、思いやりの心を養い、心の成長につながるものであり、成長が著しい子供の時代にこれらの多くのことを学ぶことができるため、子供の健やかな成長に大いに役立つものであると考えます。

当町でも13のクラブで300名を超える子供たちが約130名のボランティアの指導者によって支えられ、活発な活動をしています。町ではスポーツ少年団の活動を支援するため、団員と指導員の人数により交付するスポーツ少年団育成補助金や関東大会、全国大会などに出場する際の経費に対して交付する文化スポーツ活動推進補助金を交付してまいりました。また、活動の場となる町体育施設の使用に当たっては、使用料の全額免除や施設の予約が優先的にできるよう配慮しております。

このたびご質問の特殊事情により一時的に生じる大きな負担についても、その負担がスポーツ少年団の活動に影響することのないよう、現行制度の中で支援策を検討してまいりたいと考えます。今後も町民一人一人が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりに一層の努力をしてまいります。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、いろいろご答弁いただきましたが、再質問させていただきますが、私の通告した順に再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目であります、教育関係についての1点目、山武郡市の小学校の球技大会の種目が改正されたが、町内の小学校はなぜ参加しなかったのかについて、教育長に答弁をいただきましたが、その答弁では私はちょっと理解できませんでした。というのは、経費や準備、練習時間等課題が多く対応できないため不参加ということに決定したということですが、それであれば他の市町も参加できないんじゃないかと。それだけうちのほうは他と比較して教育レベルというのが下がっているのか、逆にそういうような疑問を抱きました。

そして、町長にお伺いしたいんですけれども、このようなことが今年度起こったということを町長はご存じであったのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このご質問をいただいて初めて知りました。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、再度また町長にお伺いします。

特別職の打ち合せや会議は、どのくらいの割合で行っているのかお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本、週1回、月曜の朝やっているんですが、現実的にはいろいろ皆さん都合があって、月に2回程度になっているかと思います。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、また再度ですけれども、ことしの球技大会がそうすると10月27日の土曜日に東金アリーナで行われたというのは、町長はご存じではなかったということですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じ上げていませんでした。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、教育長にお伺いします。

壇上でも申し上げましたが、当町の小学校が不参加を決定したことから、異常事態が生じたので、小中体連の山武の正副支部長が説明に来たのが平成29年6月13日ということになります。そして、ことしの球技大会は10月27日に開催されました。その間1年5カ月がありました。特別職の打ち合わせ等も結構やっているようですが、このような重大なことが町長に伝えられていないということがとても疑問に思いますが、教育長はどのような考えをお持ち

なのかお伺いたします。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 壇上からも申し上げましたけれども、競技大会の種目として妥当なのかどうかということなんです。ましてや学習指導要領に示されていない種目、ソフトバレーは示されています。ティボール、宮菌議員よくご存じだと思いますが、ティボールが果たして競技大会の種目として妥当なのかどうか。それからラグビーが果たして妥当なのかどうか。これについてはぜひお考えをいただきたいところです。その2種目については学習指導要領には出てきません。それをあえてそれを出したということについては非常に疑問を感じます。

それから、6月の支部長が説明に来たということなんですけれども、支部長はあえて自分から来たんじゃないんですよ、これは。こちらから説明があるべきだということで、さんざんそれをお願いし、依頼をして初めてそこで説明に来たんですよ。説明に来た段階で、今壇上から申し上げたような形の答弁があったわけです。それでは納得できないと。

ましてやミニバスとかサッカーを決めたことについて、私40年前にタッチしていた人間ですけれども、5年とか7年かけて皆さんの協力を得ながら全てそれでやってきたんですよ。それをたかが1年ぐらいの間にぽんと変えるというのは甚だ非常識だと。もっと説明もしっかりした上で、皆さんが納得した上で種目変更考えるべきだということの抗議を、抗議というか説明をお願いして初めて来たんですよ。これは議員にぜひとも理解してもらいたいという思いです。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、横芝光町の各小学校はこれからも郡のその球技大会には参加をしないということよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 参加をこれからはしないということは申し上げておりません、全く。今の種目が妥当かどうかということは今吟味しているところです。ソフトバレーを最初、先ほど申し上げましたけれども、1種目1年ごとに3種目かわるということで説明があったんですよ。ことしソフトバレーをやりました、来年何をやるかというの一向にこっちに説明がないんです。それでいいかどうかというのは判断、非常に迷うわけじゃないですか。バレーボールがいつまでやるかということも説明が全くありません。ですからその3種目を1年ごとに交代しますよという説明だけあって、その後の説明は全くない。どうやってこれを評価し

たらしいのか、私にもわからないというところでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 逆に、そのようなことであれば、どこの市町にも教育長いますので、そういうのを議題にして協議するというのも一つの手ではないのかなと思いますけれども、いずれにしても今教育長の考え方を伺いましたので、その辺はわかりましたので結構です。それでは続きまして、時間ありませんので次にいきたいと思います。

次に、中学校の部活動の対応について質問させていただきます。

教育課長のほうからる説明がありましたんですけども、また、私も壇上で申し上げましたが、具体的な対応策を早急に決めないと中学校の部活動は後退するのみであり、多分最初になくなるのが野球だと思いますが、教育長のお考えを、あればお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 中学校の部活動が衰退するというのは、何をもって、根拠をもってそのようにお考えなのかが私には理解できないと。

今回の運動部活動云々というよりは、その以前に勤務時間の適正化というのが最前線にあるわけですね。その中でOECDの調査とか文科省の調査の中で、要するに世界の先進国の中で日本の教員ほど長時間勤務をしている国はないと、こういう判断を出されたわけです。その中で文科省は、ないしは千葉県教育委員会はその是正に努めなければならないという趣旨をもって今行動しているところです。

ですから、たまたま勤務時間の適正化の中で運動部活動がそれに該当する部分が多いということですけども、現時点でそれが衰退するということは、現時点では考えていません。なぜならば、高等学校のほうがその部活動に費やす時間というのは1時間以上短いんですよ。そういうこともありますので、それは方法論、やり方等あるわけですけども、ぜひともそこら辺のところを各学校の顧問にご努力願いながらやっていきたいというふうに考えて、衰退ということは考えておりません。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 実は私はこの11月24日に、郡内の小中野球関係者懇談会に参加してきました。郡内の大半の中学校野球部の顧問の先生は出席をしておりました。参加した多くの中学校の先生と話をさせていただきましたが、今中学校で顧問が頑張らないと、中学校の部活動なくなってしまうということを危惧されておりました。また、顧問と連携をとれる外部

指導者の登用についても話題となりました。

今、教育長答弁してくれましたが、それであればこの際、本町の特色ある教育の一環として外部指導者の活用を検討し、顧問の教職員と連携を図っていただくのはいかがなものか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 外部指導者の件につきましては、文科省のほうからその旨の通知等が来ておりますし、それからそれを受けて千葉県教育委員会のほうからも来ております。その中で、町としては両中学校にそういう要望があるかどうか、それについては聞いております。現時点では要望がありません。

県も今実験事業というか、検証している段階です。今年度が、ちょっと数字が定かなくて申しわけないんですけども、15校、15名だったかな、ごめんなさい、後でお知らせしますね。文科省から千葉県には30人という指定が来ていますけれども、今年度千葉県はその検証の中で30人を満たしておりません。県としてはその結果を踏まえて、来年度検証というものを外して実際に運営に当たりたいという方向で今現在進んでおります。

ですから、今現実には文科省を受けて県、県を受けて市町村という形であります。先ほど申し上げましたように、昨年度希望を募ったところ、両中学校ともそれがなかったというところでございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） これについては既に実践しているところもあります。県内でも外部指導者の活用を検討し、実践に向けて準備をしているところもあります。子供たちを大きく育てることと各家庭の負担等も軽減するためにも、本町もぜひ実践していただきたいと教育長にお願い申し上げます。これについては答弁要りません。考えていただければありがたいなと。要するに、近隣に劣らないような特色ある教育をしていただきたいということをお願いしているわけであります。

では続きまして、3番目の特殊事情が生じた場合のスポーツ少年団の当町の対応はということですが、課長さんからいろいろ話がありましたように、日ごろからスポーツ少年団にはいろいろ行政からご支援をいただいていること、これについては感謝申し上げる次第であります。

そして、その中で1つ、課長さんの答弁の中で、スポーツ少年団活動に影響がないように、現行の制度の中で支援策を検討するというようなご答弁をいただいたわけでありますけれど

も、もう迫ってきております。もう1月にでもボールをかえないと間に合わないような状況になってきておりますので、そのような現行制度の中で支援策を検討するということでありまして、今回具体的な支援策があればお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 今のところは具体的な支援策等はございませんが、またスポーツ少年団の代表者、関係者と協議して、今後の支援内容などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、課長さんの答弁の中で、とりあえず今具体的な支援策がないということでありまして、そうすると今回は何も対応しないのかということを一言ずつ、町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何もしないのかというご質問でございますけれども、今課長から答弁がありましたとおり検討していく、今検討している最中であるというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 横芝光町体育協会の組織をぜひ、宮菌議員もご存じだろうと思っておりますけれども、横芝光町体育協会の、要するに下部組織的なものになっているんですね、スポーツ少年団は。その横に各陸上とか体操とか全部あるわけで、それが並行で並んでいるわけなんですね。

そうしますと協会、スポーツ少年団は横芝光町体育協会から、要するに補助金をもらうということになっているはずですよ、今現在。そうしますと、その体協からもらっている額を今後、体育協会とスポーツ少年団が協議をして、そこら辺のところで上げていく、ないしは体協が予算を、例えばもっと請求すると。ちょっとその中で体育協会はスポーツ少年団に対する補助をふやすことは可能になってくる場合もあるというふうには考えております。

ですから体協の下部組織なんだということからしますと、体協に補助金は行っていますので、その体協の補助金がスポーツ少年団の補助金として使われていますから、その中でやっていくしかないんだと、今現時点はそういうふうには考えております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それであれば、体協にそれだけの予算がなければ出せないということですね。参考までに申し上げますと、1チーム10ダースずつということになれば、合計18万円ということであります。これは特殊事情であります。そしてもう時期が迫っているということだけはお伝えをしておきたいと思います。

それでは次に、時間ありませんので行財政運営についてで、予算編成方針でありますけれども、時間がないのでこれについてはわかりました。大いに31年度予算に期待していますので、町長には頑張ってくださいというふうに考えております。

次に、財政の硬直化をどのように改善していくかということですが、町長から今後の取り組みについて答弁をいただきましたが、厳しい状況であります、かなり。本腰を入れて長中期的に改善していかなければならないと思います。今この調子で行ったのでは、横芝光町、息を吸っているだけの団体になっちゃうのかなというふうに思いますので、よほどきめ細かく行わないと改善はできないと思いますので、自主財源の確保対策に対する町長の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたけれども、やはりしっかりと、それこそ20年先、この横芝光町においてもまだ住み続けたい、ここで生活をしていたいというふうには選ばれるようなまちづくりにするには、当然のことながらその財政基盤の柔軟化といいたいでしょうか、厚みというものはなくてはならないというのは重々承知して、認識しているわけですので、今後しっかりと、選択と集中ということを2回も3回も申し上げさせていただきませうけれども、これからは本当にしっかりと集中と選択の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） では、そのようにお願いします。

次に、最終年度を迎える横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですけれども、先ほど町長はある程度効果は出ているということでありましたが、私が言いたいのは基本目標1の産業を振興し安定した雇用を創出するで言いたいことは、要するに安定した雇用を図るには働ける場所を確保し定住を促すことだと思いますが、そのような根幹になる企業誘致促進なども全く見えておりません。また、基幹産業の農業の活性を図るための事業なども進められ

ていないと思います。

そして、基本目標5の地域の魅力を最大限に活用し、町を活性化するについても、目標観光客が10万人ということなんですけれども、観光だけでは多分いい面で町は発展していかないと、農業、商業、工業というふうには観光も業にならなかつたらこれは長続きはしないと思いますので、そのようになるようによろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、大綱3点目の成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランでありますが大変失礼な質問ですけれども、町長はこの基本プランというのをごらんになられておりますか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これはしっかりと、何回も目を通していただいているところであります。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それで安心いたしました。いずれにしましても、これからはこの基本プランに基づいて来年度中に仮称実施プランが策定される見込みということであり、この機会を逃したならば、私は町の発展はないと言っても過言ではないと思っています。

そして、先ほど町長も言いましたように、町では9項目の要望事業を提出済みであります。鉄道は1、2番目に位置づけられています。空港南側の発展を考えた場合、この2点を含めた要望9項目が実施プランの中で何が何でも土俵に乗ってこなければならぬと思います。

先ほど町長は、芝山鉄道延伸についてはランニングコスト云々、そういうものが高いのでということであるんですけれども、やっぱりあれができたことの地域の経済効果、それとやっぱり県の取り組みというものを積極的にしていただくようにしていただかねば、この地域というのはいつまでたってもよくなるというふうには思っております。最後のチャンスだと思っていますので、その辺を踏まえて頑張ってくださいと思います。

最後に、職員の中には体調を崩されている方もおりますので、体調には十分気をつけていただき、町と町民のために頑張ってくださいとともに、健やかな新年をお迎えになられることを祈念しまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。再開は午後2時45分とします。

（午後 2時30分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時46分）

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号1番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず冒頭に、本年も師走となり、一年の締めくくりの時期となりました。年初めより話題となったのは、ピョンチャンオリンピックではないでしょうか。日本選手が大活躍を果たし、競技によっては日本初のメダル獲得や五輪新記録などを打ち出し、冬季オリンピック史上最多の総数13個のメダルを獲得。国民にも大きな感動と希望を与えてくださいました。2020年の東京オリンピックではベリーズ国への最高のサポートを行っていただき、大成功を収めていただきたいと期待するものでございます。

そして、ことしは全国的に甚大な災害をこうむった年となりました。豪雨災害や世界的な猛暑、それから大規模な地震と災害に続く災害で、復旧活動に疲労こんぱいになられた方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、どうか第一に健康に留意していただき、一刻も早い復興を願うとともに、来年は平穏で豊かな一年になりますことをお祈り申し上げ、質問に入ります。

町当局の皆様におかれましては、新年度予算に熟慮を重ねられ、大変な苦勞をされておられる時期かと存じますが、町民の皆様の幸せな生活を担保するために努力していただきたいとお願ひし、これらを踏まえまして次の大綱4点についてお伺ひいたします。

大綱1点目、成田空港機能強化の進捗についてであります。

成田空港の問題は、これまで何度も取り上げてまいりました。（1）住民への補償にかかわる公正公平な考え方について町長の認識はありますが、町民の皆様より私のところに届くご意見は、まず被害住民の救済措置を行うべきというものです。地域振興と補償問題をてんびんにかけるものではないと私も訴えてまいりました。この考えは今でももちろん変わりはありません。

次の（２）十分な補償を確立できる予算額を組める見通しは立っているのかについても、今後の町民の生活環境を左右する重要なことでありますので、満足のいく十分な補償を確立できるものなのか、あわせてお伺いをいたします。

続きまして、大綱２点目は安心安全な交通社会についてであります。

ニュースに目を向けますと、最近は大規模ニュースの合間にあおり運転のニュースが流れることが散見されてきました。昨年６月、東名高速であおり運転をされた車が大型トラックに追突されて夫婦が死亡した事故は皆様の記憶にも強く残っておられるかと思います。また、近年ドライブレコーダーの普及により、危険きわまりない映像を目にするようになり、歩行者だって安心できないなどのご意見もいただきました。

（１）あおり運転撲滅に向けて、町民への啓発について、（２）公用車に関するドライブレコーダーの現在の設置状況、（３）今後増設していく計画や考えはあるのかについてお伺いいたします。そして（４）ドライブレコーダー設置補助金を創設してはどうかについてであります。先ほど申し上げた東名高速の事件ともいえる交通事故によってドライブレコーダーの需要が高まり、皮肉にも2017年の販売台数は前年比136%の報告がありました。ドライバー自身を守る、もしくは偶然撮影されていた映像が警察への捜査協力につながるなどの理由から、設置補助金を設けている自治体もあります。近年これらの状況から、当町では補助金創設についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次の（５）高齢者ドライバーについてであります。過去に２度ほど質問した際の執行部よりいただいた答弁の進捗状況の確認でございます。①啓発活動や実態調査等の取り組みの状況は、②デマンドタクシーなど、公共交通底上げの検討結果をお伺いいたします。

続いて、大綱３点目は町管理のアレルギー対応食についてであります。

近年、食物アレルギーが多様化、複雑化し、よりきめ細やかなアレルギー対応が必要な児童やアナフィラキシーなど重篤な状態に陥りやすい状況を持つ児童も増加傾向にあると言えます。以前の議会でも、森川議員や川島富士子議員がご質問されておりますが、現状はどうか。（１）給食のアレルギー対応食の現状は、（２）ですが、災害時の非常食にもきめ細やかな対応が必要かと考えます。ことしの６月に西日本を襲った豪雨災害でも、アレルギー対応食が保管されていたにもかかわらず、市の職員がその実情を知らず配給が間に合わないといい報道を目にしました。復興の第一歩は人の命とその健康です。当町ではどのような管理をされているのか、（３）災害非常食の管理について、（４）災害非常食のアレルギー対応食についてお伺いをいたします。

最後、大綱4点目は町民の健康管理についてであります。

ことしは風疹が流行し問題となっておりますが、妊娠初期の妊婦さんが風疹にかかるとおなかの赤ちゃんも風疹ウイルスに感染することがあり、感染した赤ちゃんは難聴、心疾患、白内障、その他心身の発達障害を持って生まれる可能性があるそうです。

感染者は千葉や東京など関東地方の30代から40代の男性を中心にふえていて、この世代の20%の方に免疫がないといえます。町としても広く周知し、理解を広め、早期終息に努めるべきではないでしょうか。（1）風疹予防接種を受けていない成人にかかわる予防接種費用の助成金について、（2）風疹の及ぼす影響の啓発についてお伺いいたします。

11月29日に厚生労働省がワクチン接種を行う方針を決めて、原則無償化を検討との報道がこちらの関係でございましたが、こちらは通告後の話でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは成田空港機能強化に関するご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まず、住民の補償にかかわる公正公平な考え方について、私の認識を申し上げます。

成田国際空港については、開港から現在に至るまでの経緯の中で、いわゆる騒防法、成田国際空港のみに適用される騒特法、さらには成田方式と呼ばれるきめ細かな環境対策が公正公平に運用されてきたと認識しております。

また、今回の機能強化に際しても、騒防法、騒特法の区域設定については、住民説明会での意見等が全て取り入れられたわけではございませんが、50万回コンターの騒音予測を基本として一定の合理的な基準のもと、おおむね公正公平に行われたと思っております。今後行われる見込みの隣接区域などの設定につきましても、関係機関と協議の上で公正公平に行うようにしたいと考えているところでございます。

次に、予算編成の見通しについて申し上げます。

空港関連予算の財源となる空港周辺対策交付金の交付額については、6月定例会の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、機能強化後の交付金について、制度の詳細を成田国際空港株式会社においてただいま検討中であり、現時点では具体的な金額の提示はございません。しかし、航空機騒音をこうむる世帯の大幅な増加は考慮され、かつ現状より騒音対策の充実を図れる金額を確保するとの説明を受けておりますし、新しく設けられる地域振興枠について財政力などが考慮され、当町にはある程度重点的に配分されると伺っているところでございます。

当町といたしましては、増額見込みの交付金を活用して、騒音レベルを加味した個人や集落への助成などを初めとした各種施策を町全体の発展に資するよう、バランスよく行いたいと考えております。

なお、交付金が増額される時期については、騒防法の法手続を完了した後であり、現時点では具体的に決定しておりません。しかしながら、当町といたしましては、交付金増額後、各種施策を速やかに実行できるよう、適切な時期に議会へ相談してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、安心安全な交通社会についてのあおり運転撲滅に向けて、町民への啓発についてにお答えいたします。

あおり運転は後方から極端に車間距離を詰めて威圧したり、理由のないパッシングや急停止をしたり、故意に特定の車両の運転を妨害するような振る舞いをしたりする迷惑行為であります。これはもともと違反行為で処罰の対象でしたが、2017年6月の東名高速道路の夫婦死亡事故をきっかけに問題視されるようになりました。この事故は高速道路上で男性が運転する車がワゴン車に接近、割り込みなどの危険行為を繰り返し、追い越し車線に無理やり停車させたことが原因であり、容疑者につきましては自動車運転死傷処罰法違反の疑いで逮捕されました。

山武警察署交通課に問い合わせたところ、管内でのあおり運転の検挙実績はないとのことでしたが、関係機関と協力し、啓発活動を行っていきたいと考えております。

次に、ドライブレコーダー設置補助金を創設してはどうかについてお答えいたします。

ドライブレコーダーの認知度を高めたのは、マスコミ等の報道によるものが大きいと思いますが、特に前の答弁でお話しさせていただいた2017年6月の東名高速道路の夫婦死亡事故からではないかと考えられます。

現在、あおり運転や交通事故遭遇時の証拠映像を記録できることから注目され、急速に普及が進んでいるドライブレコーダーですが、比較的安価でありますので、町においてドライブレコーダー設置補助金の創設の予定はありません。

次に、高齢者ドライバーについての啓発活動や実態調査等の取り組み状況はについてお答えいたします。

高齢者ドライバーによる事故はマスメディアの報道等でたびたび取り上げられており、高齢化社会の大きな問題と認識しています。町といたしましても、各地区敬老会等の高齢者が集う行事の際に、交通安全や高齢者ドライバーの事故防止啓発等を行っており、引き続き山武警察署、交通安全協会等の関係機関と連携をしながら啓発活動を実施してまいりたいと考えています。

次に、大綱3点目、町管理のアレルギー対応食についての災害非常食の管理についてと、災害非常食のアレルギー対応食についてお答えいたします。

町では、災害時に非常食としてペットボトルの保存水、アルファ米、炊き出し用の精米等を役場や小学校等に設置されている防災倉庫等に保管をし、在庫量や消費期限等を確認し、管理をしています。

なお、町において保管しているアレルギー対応非常食についてはアルファ米750食です。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 秋鹿幹夫議員からの大綱2点目、安心安全な交通社会についての公用車に関するドライブレコーダーの現在の設置状況と今後増設していく計画や考えはあるのか、また、高齢者ドライバーについてのうち、デマンドタクシー等の公共交通底上げの検討結果についてお答えいたします。

初めに、公用車に関するドライブレコーダーの現在の設置状況についてであります。平成29年度に職員の安全運転意識の向上と交通事故等における責任の明確化並びに防犯対策として、消防車両を除く公用車61台のうち、東陽病院に配置されている車両など一部の車両を

除き、53台にドライブレコーダーを設置しております。ドライブレコーダー設置済みの公用車のうち、青色回転灯装備車両4台については防犯力の強化を目的に、また、不法投棄監視パトロール車2台については不法投棄の抑止を目的に、それぞれ県補助金を受けて設置したものでございます。

次に、今後増設していく計画や考えはあるのかについてでございますが、防犯及び交通事故対策の観点から、ドライブレコーダーの設置は有用であるため、東陽病院に配置されている車両など、ドライブレコーダー未設置車両につきましても順次整備してまいります。

次に、デマンドタクシー等の公共交通底上げの検討結果はについてお答えいたします。

デマンドタクシーにつきましては平成26年12月から運行を開始し、午前8時から午後6時までの運行を行っておりましたが、早朝のニーズに対応するため平成28年10月に行った改正で、タクシー3台のうち1台の運行開始時間を1時間早め、午前7時からの運行に改正いたしました。毎年度利用者アンケート調査を実施し、より利用しやすい公共交通となるよう検討している状況にあります。

また、循環バスにつきましては、平成29年7月にフードスクエアカスミ横芝光店がオープンしたことから、同年10月からルート変更を行い、カスミ横芝光店に乗り入れたほか、千葉交通株式会社多古営業所へ回送していたバスを活用し、日吉南条循環に運行のなかった午後の便を新たに加える対応を行いました。この結果、全てのルートで利用者が増加しております。

現在、空港の機能強化とあわせて検討を進めている土地利用ビジョンでは、策定委員から土地利用を検討する上で、住民の利便性の向上に資する公共交通の改善もあわせて検討する必要があるとのご意見をいただいておりますので、循環バスの利便性向上や成田国際空港へのシャトルバスの運行、デマンドタクシー車両の増加など、空港の機能強化による地域振興枠を活用した公共交通の底上げについても検討を行っているところでございます。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 私からは、アレルギー対応食のご質問のうち、学校給食についてお答えをいたします。

初めに、給食のアレルギー対応食の現状についてですが、町学校給食センターでは、全ての児童生徒に安心・安全な給食を提供することを目標に、食物アレルギー症状のある児童生

徒に対してもできるだけ対応しながら給食を提供しております。

平成24年12月に東京都調布市で学校給食に出された乳製品で食物アレルギーを発症し、児童が死亡する痛ましい事故が発生しました。この事故の後、国や県では給食における食物アレルギー対策の取り組みが強化されましたが、当町では平成25年7月にいち早く横芝光町食物アレルギー対応マニュアルを策定し、以降内容の改正を行いながら、マニュアルに基づいたアレルギー対応食を提供しております。

マニュアルでは、食品表示法で表示が義務づけられているエビ、カニ、小麦、ソバ、卵、乳、落花生の特定原材料7品目と牛肉や大豆など特定原材料に準ずる20品目について、対象となる児童生徒の症状に合わせ、食品一覧表や配合表を記載した詳細な献立表で確認する、一部副食を家庭から持参する、アレルゲンを除いた除去食とする、他の食材の代替食とするの4段階で対応しています。平成30年10月末現在では、食物アレルギーの症状を持つ児童生徒は62人で、そのうち16人に除去食や代替食を提供しております。

なお、町では全児童生徒の保護者に食物アレルギー調査を行い、アレルギーはあるか、アレルゲンは何か、除去食や代替食の対応給食を希望するかなどを確認し、アレルギーがある場合は個別に面談を行い、保護者、給食センター、学校、教育委員会が合同で対応を協議しております。

次に、多様化するアレルギーに対する今後の考え方についてですが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ食育にも重要な役割を果たすものであると学校給食法第1条の中で学校給食の必要性をうたっております。当町では学校給食の必要性、重要性を深く認識し、日々安心して安全な給食の提供に努めており、アレルギー対策についても、他の給食センターと比べて決してまさるとも劣るものではないと認識しております。

昨今、食物アレルギーのアレルゲンとなる食物の種類がふえている、食品の種類がふえていると言われており懸念はありますが、今後も学校給食の使命を果たすべく、できる限り対応食等の提供に努めたいと考えております。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 秋鹿幹夫議員からの大綱4点目、町民の健康管理についてのご質問にお答えいたします。

風疹はウイルスによって起こる急性の発疹感染症で、主な感染経路は飛沫感染です。現在、

首都圏を中心に風疹患者数が増加しており、千葉県内ではことしに入り327例の感染が確認され、そのうち山武保健所管内では12例の届け出が報告されております。これは11月28日現在の数値となります。

当町では、町ホームページで8月から9月にかけて、風疹に対する注意喚起情報を掲載し、現在は抗体検査のお知らせ情報を掲載し、啓発を行っております。また、母子健康手帳配布時には、妊娠中に感染した場合のリスクや男性も予防接種を受けることの重要性を記載したパンフレットによる啓発、また、就学児健診時には注意喚起を呼びかけるパンフレットを配布しているところであります。

現在、当町では成人にかかわる風疹の予防接種に対する費用の助成制度はありませんが、引き続きさらなる啓発活動を実施するとともに、今後の国・県、近隣市町の状況等を注視してまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ご答弁いただきありがとうございます。

では、1点目から再質問のほうに入らせていただきます。

公正公平な考え方について、町長の認識はから始めさせていただきますが、各種法律または成田独自のルールの中から、公正公平にある一定の評価ができるというようなご答弁であったかと思えます。

ちょっと細かい話になりますけれども、この公正公平な考え方という中について、私がいつもひっかかっているのは、例えば中台や谷台地区、谷台地区に関してはC滑走路ができればというお話の先になりますけれども、以前の議会でも少しお話しさせていただいたことがございますが、L d e n 62のエリアの中でも宅地に関しては移転対象ということになっておりますけれども、ほかの地区は同じL d e n 62でも移転対象ではありません。しかも、この場合の移転対象は現在の宅地に限られておりますので、その宅地のすぐ隣の土地を、農転するなどして移転することも可能なわけです。これには説明会に出席されていたN A Aの職員も、趣旨としては好ましくないというふうにおっしゃっておりました。

こういったことも公正公平とは全然考えられないと思いますが、ちょっと細かい話ですが、この辺は町長はいかが考えますか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺の部分につきましては、やっぱり各1軒1軒のお家の中でのご

事情があるわけでございまして、本来であれば騒音の地域を一本の線で引いてしまうということについてはいろいろ議論があるところではありますが、一応大きな大義の部分での公平公正を提唱するということになりますと、ある程度その辺の部分も考えていかなければならないという中で、今おっしゃられた線の家の外側の問題については、その家庭の中でのご判断でありましょうし、そこについて私どもが何も申し上げるところではないのかなというふうに認識はしています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。今申し上げたような補償問題に関しての、これからの先の話なんですけれども、そういう詳細な部分というのはまだまだ調整できる余地というのは、これから先あるんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 補償の内容等については騒特法の中での考え方になりますので、個別案件というのは非常に厳しいと思います。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。私の観点からすると、今のお話は公正公平では全くないと考えますし、ちょっと意地悪かもしれませんが、町長も余り中台の住民説明会のお話の中では、こちらに関しては納得されていないようなお話をされておりました。私にも理解できないというような意見を申されておりましたので、今どのような形で考えていらっしゃるのかというのを確認するためにもお伺いしたんですが、またちょっと別件の話になりますけれども、またこれも公正公平な考え方というところにつきまして、地区別の今、配分されている分配金などを一部減額などして平らにならしてしまおう、それで公正公平という考え方にしようなんていうお考えは持たれておりませんか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その部分につきましては、議会を含めた騒音対策、庁内での騒音対策委員会において決定をする部分でございますので、今の段階で発言については控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 発言は控えさせていただきますということですが、できればそ

ういった考えは持たれないようお願いしたいということをお願い申し上げます。そのような考えではなくて、全体的な底上げを図って全体が豊かになっていかなければ、本当の公正公平だとは思えませんので、平らにならすという考えは持たれないようお願いいたしますということを申し添えさせていただきます。

次の質問、十分な補償を確立できる予算額を組める見通しは立っているのかというところについてですけれども、はっきりしたご答弁はまだ今のところわからないということでありましたけれども、この周辺対策交付金に関しては、6月の議会でも騒防法の告示がされればその翌年度、早ければ2020年度より拡充が可能となりますというご答弁は私も覚えております。これとあわせてA滑走路特別加算金というものがあつたかと思うんですけれども、この辺の予定というのはもう立たれたのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） A滑走路特別加算金につきましては、騒防法の新しい告示があつて、交付金の原資が40億から60億になった中でのA滑走路特別加算金ですので、先ほど町長が申し上げたものと同一でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） では、A滑走路の時間延長というのはいつごろになるとかというのはもうわかっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 四者協議会の確認書の中では2020年の東京オリ・パラまでということになっていまして、具体的に言いますと2019年の冬ダイヤか2020年の夏ダイヤからということございまして、それ以上はまだ決まっておりません。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 残り時間がないかと思いますので、このA滑走路特別加算金のほうだけでもできるだけ早く提示できるようにお願いしたいという気持ちがございますので、質問させていただきました。

先日、光地区の方に、横芝地区の方ではなくて、この辺は補償が余りないけれども、飛行機の騒音は結構うるさいというようなご意見をいただきました。改めて気になる方がたくさんいらっしゃるんだなというふうに感じました。先ほどの質問ともあわせて公正公平で満足のいく補償が確立できるように、町長におかれましては交付金も踏まえて今後の調整をしっかりと行っていただいて、将来禍根を残すことのないように頑張りたいとお願い

いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

あおり運転撲滅に向けて町民の啓発についてでございますけれども、警察と協力し合って、今後啓発に努めてまいりたいということでご答弁いただきましたが、一つご提案ですけれども、このような記事を見つけました。

今警察の動向のお話なんですけれども、「他者への威嚇や脅迫などを伴う危険な運転、いわゆるあおり運転に対して社会の厳しい目が向けられていることから、警察庁は2018年1月、全国の警察にあおり運転の取り締まりを強化し、悪質な行為については厳正に処分するように指示しました。車を運転することで著しく道路交通の危険を生じさせるおそれが認められる場合には、危険性帯有者として点数によらず免許停止にできるという道路交通法の規定があります。警察庁はあおり運転に暴行や傷害、脅迫、器物損壊などが伴う場合に、積極的にこの規定を用いるよう指導しているのです。」ということで、山武警察の方にも確認いたしました。こちらはおおむね間違いないということでした。

このような情報を周知して、少しでも早く安心していただくこともよろしいかと思いますし、まずはこのようなケースに遭遇した際は、自分の身を守るといった方法も大切で、まずは道を譲れるなら譲ってやり過ごすと。それでもしつこいようなら車からおりず、速やかに警察に連絡することだと思います。

これらのような現在の状況、それと対策を日ごろから町民の皆様にご存知いただくことが必要かと考えますので、広報紙や防災無線、町民が集まりやすいイベントなど、さまざまな媒体での周知も考えられますが、この辺はいかがでしょうか。環境防災課長、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿議員おっしゃいますこと、もっともだと思いますし、あおり運転だけではなく、当課としては交通安全という面においても、あおり運転撲滅も含めて、そういったものの情報、啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

次にいきます。公用車に関するドライブレコーダーの現在の設置状況はわかりました。

状況として、また再度質問させていただきたいんですけれども、ドライブレコーダーにつ

いては以前森川議員からの一般質問もございましたけれども、もちろん関係職員を守ることにもつながりますし、また、偶然撮影された映像から警察への捜査協力につながる可能性も期待できますので、今回私からもあえてまた質問させていただいておりますが、そのときにシガーソケットから電源をとるタイプは外れやすいのでやめたほうがいいというご指摘があったかと思いますが、その辺はいかがでしたでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 私、シガーソケットからとるのが外れやすいというお話、ちょっと存じ上げなかったんですが、基本的には今シガーライターを使う職員ございませんので固定されていて、特に外れたという情報もございませんので、町が品物を買って設置したのものについてはシガーソケットから電源をとっている状況でございます。県補助を使って整備したものについては別途電源をとっているというような形になっております。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。私が調べた中で、町の管理とはまた別件の話で、出荷台数の増加に伴って録画されていなかったという相談件数が増加しているそうです。これには記録メディアのSDカードの定期的な初期化や交換が必要ということなのですが、この辺の管理は現在どのようにされておりますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 今のところ、特にそういった事件等に巻き込まれた事案もございませんので、特に確認はしておりません。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 今、私が申し上げた初期化や交換というのを定期的にしていないと、録画がされていないという状況が発生してしまうようですので、要はせっかく予算をかけて設置しておりますので、きちんとしたパフォーマンスが出せるようにしていただきたいというお願いなんですけれども、今私が申し上げたところもぜひ注意していただいて、定期的な管理に努めていただきたいと思います。

今後増設していく考えはあるのかということで、順次設置ということで、わかりました。ありがとうございます。

ドライブレコーダーの設置補助金を創設してはどうかということでございますけれども、比較的安価なため、今のところ実施する予定はないということで間違いなかったかと思うんですが、これも提案になりますけれども、一般の個人または法人に補助金を設けている自治

体は、先ほど壇上で申し上げました。神奈川県湯河原町や奈良県の五條市などが挙げられますが、こちらでは補助金の交付申請書に、警察の捜査に資料を提供する必要がある場合は、住所、氏名などを記載した上で提供することに同意しますという一文を設けているそうです。

例えば犯罪行為が起こった場合、自治体のほうから警察のほうへ要請を受け、近隣の助成対象者の情報を提供し、警察から助成対象者にドライブレコーダーの映像の提供を求めることがあるといます。こちらは先ほど安価なので、そういう助成は考えていないということでしたけれども、逆に上限金額はこちらは1万円ということでした。補助金の金額が。本体自体が2万円程度の製品でも十分なスペックを備えていて、約半額程度カバーができるということですから、これは防犯カメラより安価で、定点ではないので、高い防犯効果や警察への一定の協力体制を確立できる、そういった考え方から補助金の制度をつくったそうですので、ぜひ調査研究していただき、ご検討いただければと思います。

続きまして、高齢者ドライバーに入りますけれども、啓発活動や実態調査等の取り組み状況で、啓発活動のほうはわかりましたけれども、以前私、平成29年の6月の定例会での私の一般質問で、免許の返納に対してアンケートなどをとっていったらいかがですかという質問をさせていただきました。そちらの答弁の中で、多分そのときの環境防災課長は、町全体へのアンケートの話だと多分思われたんだと思うんですけども、私が申し上げたのは、その啓発活動に出向いたときに、免許の返納をちゅうちょする理由なんかを聞いていったらどうかというお話をさせていただきました。その取り組みの状況をお伺いしたんですけども、いかがだったでしょうか。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） アンケートではなく、昨年の啓発活動として、各地区敬老会等に職員も出向いて行って、高齢者ドライバーの免許返納のチラシ等を配り説明をしておりますし、本年度についても各地区敬老会のほうにはチラシ等を配っております。

それで、敬老会の中での参加者に聞き取った中では、やはり免許返納については買い物に行くときの足だとか、コミュニティー活動としての足として車での移動というのは必ず必要となってくるので、免許返納についてはちょっと余りできないんだという意見を聞いております。これは山武警察署からも聞いております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 以前、宮菌議員にも1回ご指摘をいただいたんですけども、私もそ

の敬老会等の中で、山武警察署のほうで説明会があったときの話を、アンケートをとって云々ではないんですけれども、高齢者の皆さんとお話ししている中、また宮菌議員などとお話しさせてもらっている中で、運転履歴証明書にお金がかかってしまう、1,000円。あれがやはり大きなハードルになっているような、私もそう思いましたので、その部分については一言追加させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） では町長にお伺いいたしますけれども、その問題をご自身で捉えてどうしようとお考えだったんですか、お伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これ全国共通の問題でございまして、警察署の交通課の課長ともその話はしたことがありますし、その話をした中においては、やはりそういうような意見というのは多く聞かれているというふうなお話でございまして、これは一首長が決定できるものではないですけれども、今後、これからも高齢者の運転が危険だというのは私自身も認識をしている部分でございまして、何かしらのどういふようなことができるのかについてはしっかり検討してみたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 要は、アンケート云々、実態調査もそうなんですけれども、やっていますかという私の質問に対してやりただけではなくて、私は要はその先を聞きたいだけなので、形骸化するようなことがないように、やっていますからで終わりにならないように、ちゃんと問題を受けとめていただいて、その改善に向けて進めていっていただきたいというふうをお願いいたします。

デマンドタクシーの公共交通底上げの検討結果でございますけれども、単純に台数をふやすことができればよろしいかと思っておりますけれども、いまのところは難しいということなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 今、デマンドタクシー3台走らせておりまして、余りお金の話を申し上げたくないんですが、1台当たり年間700万円かかっております。

あと受付のオペレーター、やはりこれも700万円以上かかっておりまして、総額にします

と2,800万円程度かかるという状況でございますので、先ほども答弁させていただいたように、アンケート調査については毎年実施しております、利用者の意見を聞いておりますので、その中で、今既存の3台中でより予約のとりやすいシステムにできればということで検討しておりますので、台数の増加につきましては先ほど答弁させていただいたように、空港の機能強化に伴う地域振興枠等の経常経費がふやせる見込みが立ったときにさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。お金の話はもうおしまいにしますけれども、効率化のご提案のほうをさせていただきますが、町民の方々にしばしばいただくご意見ですけれども、例えばタクシーを使って買い物に行く際、その手前で銀行に寄ってお金をおろしたいので、立ち寄って待機してくださいと言ってもそれができない。ルールの中でできないと思います、私も。それができないので、また予約して、その先を予約しておく。計画がきちんとできる人は予約とかしているのかもしれませんが、もしそこで、本当に5分間で車が入れかわるというケースが本当にあるかどうかわかりませんが、本当にやられているとしたらかなり無駄な時間になっちゃうと思うんですね。

例えば、同一方向で5分程度の立ち寄りを認めればそういった無駄もなくなりますし、配車スケジュールの圧縮にもつながると思いますので、もちろんそのユーザーも一度に用事が済ませられますし、そういった細かいところまで詰めていければ、もう少しまい、上手な車両の回し方ができることも可能なのではないかなと思ってご提案さし上げます。一度確認して、検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次、町の管理のアレルギー対応食についてですが、アレルギー対応食の現状、わかりました。あと多様化するアレルギーに対する今後の考え方とあわせて再質問いたしますけれども、除去食、代替食の話はお伺いしましたけれども、例えばこれでも対応できずにお弁当対応というような方もいらっしゃるのでしょうか、現状。お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） そのお弁当というのは、完全に給食を全く食べずに、主食、副食全部入ったお弁当という意味でよろしいでしょうか。もしそういうものであるならば、お弁当、完全なるお弁当ですね。そちらを持参している、今、児童生徒はおりません。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） すみません。例えばおかずの一部とか、そういう意味です。お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 一部副食の部分、そちらはご家庭のほうからお持ちになっているお子さんはいらっしゃいます。マニュアルでも一部弁当というような表現で対応している部分でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 現在は10年前と比べて、食物アレルギーに対する考え方が変わってきて、今は食物経口負荷試験という試験がございますけれども、こちらご存じでしょうか。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 経口負荷試験につきましては、実際完全に食べられないのか、あるいはどの程度までだったら食べることができるのか、そのあたりの判断をする試験だというふうに認識をしております。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。その試験の認知度が低いということだったので、まず皆さんに周知していただいて、試験を受けていただくと。食べられなかったものが少しでも食べられるようになったなどの喜びに変わったお子さんもいらっしゃるそうです。こういった周知に努めていただいて、アレルギー対応、努力していきたいということでしたけれども、全てに対応していくことは非常に大変なことかと思っておりますけれども、一人でも多くの子供たちに温かくておいしい給食を提供できるように、今後ともよろしくお願いいたします。

災害非常食の管理についてにまいります。

管理についてはわかりましたが、この食品ロスという問題が結構問題化しているんですけども、賞味期限切れなどを廃棄する際の食品ロスの問題に対してどのような観点で、もしくは何か取り組みなどをされておりますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今回、水、保存食のほうを新しく30年度で入れたんですが、その際には業者に処分をしていただいて廃棄という形で新しい水を購入しました。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 食品ロスの問題としても少し考えていただきたいと思ひまして、ご提案さし上げますけれども、そのまま町民の皆さんとかに配布することや再加工して給食で提供したり、メーカーを通じて回収、再加工して販売するなどの取り組みをしている自治体は既にございます。このような仕組みを構築することによって食品ロスの削減はもちろんです、回収する側との相互確認もできるので、まさかのうっかりあつてはならない賞味期限切れということも防ぐことにもつながると考えられます。いろいろなメリットを考えて管理の徹底をお願いいたします。

続きまして、災害非常食のアレルギー対応食でございすけれども、本年の西日本豪雨災害でアレルギー対応食を備蓄していない自治体もございすし、当町はアルファ米に関してはあるということでしたが、またそれを知らなかつたという職員もいらつしやつたそうです。もちろんそのようなことがないように、職員への周知も含めてしっかりした管理をお願いいたします。その辺は問題ございせんでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 保存食の管理に対しては、当課でももちろん確認をしておりすし、職員に配つておりす避難所運営マニュアルの中でも、そういったアレルギー食のことについて重要だということ周知をしてございす。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） しっかりした管理をお願いできればと思ひんすけれども、例えば東日本大震災の際にアレルギーに対する無理解からアレルギー原因成分の入つた非常食を拒んだ人に、緊急時にわがまを言うなというような非難された例はかなり皆さんのご記憶にもあつたかと思ひます。好き嫌いを言つてゐるわけではないので、わがままでも何でもないわけですね。私もアレルギー体質なので気持ちはよくわかります。

アレルギーを持つてゐる方は災害時、皆さんが大変なときに対応食があるかどうかを尋ねることもちゅうちよするそうです。横芝光町は災害時の大変なときだからこそ、アレルギー対応食をしっかり準備してゐますよと住民の皆さまにしっかり案内できるように、対応をお願いいたします。

続きまして、ちょっと時間がないですが、町民の健康管理についてで風疹の予防接種のお話に入りますけれども、町のホームページに掲載されてゐるということですが、この危険性、

皆さんにできるだけ早くしっかりした情報を周知していただき、この厚生労働省云々のお話は今後の動向に注視していただき、早期の対応をお願いいたします。早期の流行終息に向けて、しっかり対応をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（川島勝美君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月5日から12月10日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月10日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時46分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

平成30年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年12月11日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一

部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第10号審議（質疑・討論・採決）

平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

平成30年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第14号審議（質疑・討論・採決）

平成30年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第15号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）

日程第17 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画財政課長	堀越健一君
空港・地域振興室長	平山貴之君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	市原通雄君
産業振興課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康こども健康課長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	川嶋修君
農業委員会事務局長	宇井正敏君		

職務のため出席した者の職氏名

局長 郡司民夫 書記 齋藤美紀

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から、陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

◎一般質問

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（川島勝美君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化を背景に、想定を超える大規模な自然災害が激甚化、頻発化しています。さらに、本年夏は、災害とも言えるような尋常ではない猛暑に見舞われただけでなく、大阪府北部地震や西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震といった自然災害が相次いで猛威を振るいました。改めて犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今後、さらなる本格的なグローバル化の進展や人口減少、少子高齢社会を迎えます。困難とも指摘される社会構造の変化にどう備えるか、喫緊の課題であります。多くの町民が納得する最適解を導き出す努力がこれまで以上に求められていることから、町当局の明快なご答弁をお願いし、質問に入ります。

最初に、環境防災行政について、2点お伺いいたします。

1点目として、自主防災組織の推進及び地区防災計画への支援について伺います。

近年、日本列島が地震の活動期に入ったと指摘され、まさに自然災害が人間の安全保障への脅威となってきています。今こそ、防災・減災・復興を政治の主流に位置づけ、防災意識を高める教育を含めて社会の主流に押し上げなければならないと考えます。

また、今考えることは、町でハザードマップなどが整備されていても町会や自治会、地域の企業などが地区防災計画を策定し、地域住民らによる自主防災組織が十分に機能することがなければ、いざというときに避難が容易ではない高齢者や障害者を初め、多くの人々の命は救えないことがわかっています。

そこで、町民の方が主体的に、自主防災組織はもとより、地区防災計画の作成ができるよう支援すべきと思いますが、町内各地域の現状と課題をお聞かせください。そして、今後、地区防災計画の策定をどのように進め、支援されるのか、当局のご所見を伺います。

2点目として、防災意識の向上と実践的避難所運営訓練の実施について伺います。

以前、本町にもお越しいただいた東京大学大学院特任教授の片田氏はおっしゃっています。災害の多発期に入っている、ハザードマップなどを活用できるだけの対応力を個人・社会がどうつけていくかが最大の課題だ、防災によってコミュニティーを再生していくという意識が重要、さらに、地域防災と防災教育は不可分なものだ、大人たちの防災意識は子どもたちにも伝わる、いざというときに子供たちがきちんと逃げられる育みの環境をつくっていくことも欠かせないと社会の防災意識向上を訴えられております。また、最大の問題は、住民の過剰な行政依存と警鐘を鳴らし、主体的に災害と向き合う内発的な自助が重要と説かれています。

日本に住む以上、地震から逃れることはできません。しかし、備えた分だけ被害や苦しみを減らせます。実際、備蓄やトイレ、水道が使えない実験をして不安も減ったという事例があることから、本町においても避難所の迅速な開設や円滑な運営を目指し、町の指定避難所単位で避難所運営委員会の設置を進めるお考えがないか伺います。また、災害時を想定した実践的訓練を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。当局のご見解を伺います。

次に、健康行政について、3点お伺いいたします。

1点目として、風疹の抗体検査の無料化について伺います。

本年11月18日時点の国立感染症研究所の報告によると、本年の風疹患者は2,186人で、昨年1年間で93人の24倍近くに上っているとのことです。そのうち千葉県は、716人の東京に

次いで2番目に多く310人とのことです。

特に、定期接種の機会がなく、免疫を持たない30から50代の男性が数百万人にも上るとされていることから、厚労省は、来年度から風疹の免疫の有無を調べる抗体検査の現制度に30から50代の男性も無料で受けられるよう公費で補助する方針を加えると決めたことから、通告させていただいたわけですが、その後も感染が拡大している風疹対策は喫緊の課題であることから、先月20日、我が党の山口代表は、今後の感染拡大が懸念されることから、政府に対し、対策をさらに強化すべきだ、2018年度第2次補正予算案に対策費用を盛り込み、全国的な感染防止策を総合的につくってもらいたいと訴えました。そして、29日、厚労省は予定を変更し、39から56歳男性の抗体検査や予防接種の原則無料化を前倒しして年度内にも実施する方針に変わりました。

そこで、町民の命と健康を守るために対策の拡充は必須であり、関係機関との円滑な協議や接種対象者への速やかな周知啓発を求めますが、当局のご所見を伺います。

2点目として、電子母子健康手帳アプリの導入について伺います。

スマートフォンなどで気軽に子育てに関する情報を受け取れるアプリを配信してはいかがでしょうか。導入している自治体の子育て中の母親らは、スマホ世代の若いママにとって便利で使いやすくありがたいですと好評だそうです。子供の年齢や名前などを入力すると個々の健康診断や予防接種などの情報が受け取れたり、Eメールなどで招待コードを送り、同コードを登録することで夫婦や家族間の予定を共有できる機能も盛り込まれているようです。

子どもの成長記録や予防接種の予定などを一括管理でき、妊娠から育児まで一貫して子育てをサポートする電子母子健康手帳を導入すべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、骨髄移植助成制度の創設について伺います。

骨髄バンクを介して、骨髄または末梢血幹細胞を提供したドナーを対象に助成金を支給する制度を導入している自治体が全国で増加しています。とりわけ千葉県では、本年10月現在、県内54市町村中20市町が制度を新設しています。県はその支援額の2分の1を補助することになっています。

この制度により、命を救う提供のために休むことで収入が減ってしまうという経済的な負担を軽減できます。経済的な理由で辞退する人が減ることで、患者にとっても移植のチャンスをふやすことができます。また、ドナーを支援していく環境づくりは重要であります。

白血病や再生不良性貧血などの患者が希望する骨髄移植を推進するため助成制度の創設は必須と考え、何としても切望いたしますが、当局の英断を求めるものであります。ご決意をお聞かせください。

最後に、教育行政について、3点お伺いいたします。

1点目として、就学援助制度における前倒し支給について伺います。

①の中学生における前倒し支給についてでございますが、経済的に苦しい世帯に向けたこの制度に助けられた方の喜びの声が届き、町当局の取り組みに改めて敬意を表する次第でございます。

そこで、新たな提案でございますが、早目に制服等の準備ができますよう入学準備金を10月に前倒し支給されるお考えがないか伺うものであります。

また、②として、小学生における入学準備金早期支給についての進捗をお尋ねするとともに、前倒し支給のお考えがあられるか伺います。

2点目として、学校体育館における冷暖房設備の設置についてお伺いいたします。

今夏の記録的猛暑を踏まえ、災害時に避難所となる学校体育館への空調整備、いわゆるエアコンの設置を急ぐべきと考えます。全国各地で自然災害が相次いでおり、対策の必要性が大きくなってまいりました。政府が来年夏までに全ての公立小中学校の普通教室にエアコンを設置する方針を決めた中、東京都は既に普通教室はほぼ100%設置済みで、来夏までに体育館への設置を進めるようであります。

体育館は、災害時には避難所としても活用されます。通常時も体育の授業や部活動中などの熱中症を防ぐ効果が期待できます。ぜひ本町も設置を急いでもらいたいと切望いたしますが、速やかな設置について当局のご見解をお聞かせ願います。

3点目として、児童・生徒の学校給食費完全無料化についてお伺いいたします。

我が党は、昨年5月に行った政府に対する提言で、全小中学校における完全給食の実施と地方自治体における学校給食の無償化支援を掲げました。義務教育環境における給食は教育の一環であり、給食費は教科書代などと同様に、本来は無償にすべきであるという観点に立っております。

学校給食の無償化が行われている自治体はまだ少ないですが、増加傾向にあります。成長期の子供たちにとって何より重要な食、専門家は、給食は家庭の食環境による野菜・果物の摂取格差を緩和すると指摘しており、栄養バランスにすぐれた給食は、子供の貧困対策の観点から食のセーフティーネットとしても注目されております。

家庭環境による栄養格差をどう改善するかという点で学校給食の果たす役割は大きいと言えます。しかし、低所得家庭ほど給食費の負担感は強く、文部科学省の調査では、給食費未払いの原因の約3割は保護者の経済的な理由によるものとされているのも現実であります。

そこで、子育て環境の充実に向け、学校給食の無償化を求めますが、町当局のご見解を伺い、私の最初の質問といたします。

[10番議員 川島富士子君降壇]

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、教育行政についての児童・生徒の学校給食費完全無料化についてについてお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

学校給食費の経費負担につきましては、学校給食法第11条で、施設や設備、運営に要する経費は設置者の負担として、それ以外の経費、いわゆる食材費に要する経費は保護者の負担とすると規定をされておりますが、近年、保護者負担を無償にする自治体がふえ、近隣でも芝山町と多古町が今年度から実施しておるところでございます。私自身も学校給食費の無料化につきましては、かねてから関心を持っていた子育て支援事業の一つでございます。

平成29年3月議会定例会で、川島富士子議員からの小中学校の児童・生徒の学校給食費完全無料化についての一般質問に対しまして、現在の町財政状況では非常に厳しいものと判断してお答えをさせていただきましたが、当町での学校給食費の無料化実施には約8,000万円の財源が必要となり、この経常的な財源の確保が最大の課題でございました。この課題を成田空港容量拡大により交付が見込まれる空港周辺対策交付金地域振興枠を活用し、学校給食費の無料化を実施することで町民の皆様に空港機能の強化にかかわるメリットを享受いただきたいと考えておるところでございます。

なお、空港機能強化により一層の理解を図るためにも事業の精査や経常経費の削減等により必要財源の確保に努め、平成31年度から先行して実施できるよう、関係課にその検討を指示してまいりました。

多大な金額を要する事業であり、厳しい予算編成になることが予想されますが、3月議会

定例会において予算案として提案をさせていただくよう鋭意努力する所存ですので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

参考までに、学校給食費の無料化を実施いたしますと、現在の給食費負担金は、小学生月額4,600円、中学生が月額5,100円でございますので、おおむね年額では、小学生1人当たり5万円、中学生1人当たり約5万6,000円の経済的削減を生むことができ、有効な子育て支援対策になると考えておるところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員の大綱3点目、教育行政についてのうち、学校体育館における冷暖房設備の設置についてのご質問にお答えをいたします。

近年の猛暑を受けて、小中学校の学校施設は、児童・生徒の学習の場、生活の場であることから、快適な環境への要求は年々高まってきており、平成29年4月1日現在、全国公立学校施設の空調設備設置状況は、普通教室49.6%であり、3年前に比較して16.8%の増加、特別教室は34.6%であり、7.3%の増加となっております。しかし、屋内運動場、体育館は3万3,966施設のうち406施設で1.2%、千葉県では1,436施設のうち30施設、2.1%の状況にあり、極めて少数施設となっております。

本町の小中学校9校は、校舎棟全体に係る普通教室、特別教室等は、全国に先駆けて、空調設備が100%完備され、児童・生徒にとって、夏季の暑さや冬季の寒さに対応できる環境が確保されております。しかし、屋内運動場、体育館の空調設備は、全校とも完備されていない現状でございます。

屋内運動場、体育館の空調設備は、日常的な体育学習はもちろんのこと、朝会活動、集会活動、音楽活動、運動部活動、文化部活動など、児童・生徒の多くが活動する場所であり、猛暑の影響による熱中症などの健康被害防止を図るためには大変重要なことでございます。また、地域の各種活動の拠点として利用されるほか、災害発生時には指定避難場所として多くの地域住民を長期間受け入れることが想定され、適切な温度管理など良好な生活環境を確保することが求められております。

屋内運動場、体育館に空調設備を設置し、日常的に利用する場合、効率的な冷暖房を行うためには、壁に断熱材がないなど構造上の問題もあり、建物自体の改修が必要なことや光熱

水費等の増加が見込まれることから、本町においても早期に対処することは財政的にも非常に厳しい状況にあります。しかし、今後も夏季や冬季の異常気温が懸念されることから、空調設備を含む各種対応策は検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） おはようございます。

川島富士子議員からご質問の大綱1点目、環境防災行政についての自主防災組織の推進及び地区防災計画への支援についてにお答えいたします。

現在、当町の自主防災組織は、中台、東町、鳥喰沼、上町の4地区で設立されております。また、横芝光町合併前には、旧横芝町で、自主防災組織の推進を目的に、全行政区に災害用備品を配布した経緯がございます。

なお、平成26年4月に、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱を制定して支援をしております。

町といたしましても自助・共助の思いから設立されます自主防災組織は、災害時に重要な役割を担うものと認識しておりますので、今後も自主防災組織の設立や地区単位での防災計画策定等のご相談がございましたら積極的に支援させていただきたいと考えております。

次に、防災意識の向上と実践的避難所運営訓練の実施についてにお答えいたします。

町では、ことし2月に、東京大学大学院情報学環の片田敏孝先生をお迎えして、防災講演会を開催いたしました。この講演会には多くの方が参加され、防災意識の向上につながったと考えております。また、毎年9月に開催しております全町民対象の防災訓練では、各種団体の協力をいただき総合防災訓練を実施するとともに、各集会所等に職員を派遣し、防災啓発等を行っております。

今後も防災訓練等の内容を工夫し、防災意識の向上等に努めてまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員からの大綱2点目、健康行政についてのご質問にお答えいたします。

初めに、風疹の抗体検査の無料化についてであります。現在、例年と比較し、首都圏で風疹の届け出数が大幅に増加しています。このことから、千葉県では風疹抗体検査を無料で受けられる制度を開始しました。

対象は、県内に住所を有する妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性のパートナー、風疹の抗体価が低い妊婦のパートナーで過去に風疹抗体検査、予防接種を受けたことがなく、風疹にかかったことがない方となります。期間は平成31年3月31日までで、千葉県が委託した病院や診療所で風疹抗体検査を無料で受けることができます。町内では、東陽病院、越川医院、さくらクリニックが委託医療機関となっております。

町では、ホームページや就学時健診などの機会に注意喚起、啓発を行っております。風疹の発生を防ぐためにも抗体検査のさらなる啓発に努めてまいります。

次に、電子母子健康手帳アプリの導入についてであります。母子健康手帳につきましては、母子保健法第16条において、市町村は妊娠の届け出をした者に対し母子健康手帳を交付しなければならないと定められており、妊娠の経過や子供の成長の課程、予防接種の記録など、妊娠初期から乳幼児期の母親と子供の健康を管理するために重要な役割を果たしています。

電子母子健康手帳アプリは、市町村が発行する母子健康手帳とあわせて活用するアプリで、健康データ管理や情報収集を支援するサービスです。子育て世代の多くがスマートフォンを利用されていることから記録媒体、また情報発信ツールの有効な手段の一つであることは認識しております。しかしながら、電子母子健康手帳アプリを導入している自治体では、登録や更新が不便であることや利用者数が伸び悩み、アプリへの発信と郵送により二重に通知しなければならないなど、改善が必要であると考えている自治体もあると伺っております。

また、当町では、情報発信に関しては、個別通知、電話や訪問・来所時に声かけをし、妊婦や乳幼児の健康状態や相談にいち早く対応をとっておりますので、現在、電子母子健康手帳アプリを導入する予定はありませんが、今後、導入している自治体の事例や運用面、費用面を調査研究してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、骨髄移植助成制度の創設についてであります。骨髄移植におけるドナー支援制度については、川島富士子議員から、平成30年3月議会の一般質問で、登録の現状、実施自治体の取り組み状況、効果、今後の見通し等を注視しながら調査研究してまいりたいとお答え

いたしました。

ドナー登録については、千葉県血液センターに確認したところ、平成30年3月31日現在で、当町のドナー登録者数は45名とのことであり、今年度、町で実施した献血時には9名の方のドナー登録がありました。ドナー支援制度は、県内では20の市町が、山武郡市内では、山武市、大網白里市及び九十九里町が実施している状況にあります。また、骨髄移植に係る入院に要するドナー休暇制度や助成制度を設けている企業はまだ一部にとどまっているのが現状であります。

このような状況の中、新規ドナー登録者数をふやすことが一人でも多くの移植希望者を救うことにつながることから、ドナー登録の周知に努めるとともに、助成制度の導入についても既に取り組んでいる自治体の状況を踏まえつつ、前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） おはようございます。

私からは、教育行政についてのご質問のうち、就学援助制度における前倒し支給についてお答えをいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定により、経済的理由から就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学用品や学校給食費などの費用を助成し、義務教育の就学を援助する制度でございます。今年度は、12月1日現在で、要保護児童8人、要保護生徒4人、準要保護児童87人、準要保護生徒61人、合計160人を認定しております。

近年、小中学校の入学準備に係る費用の援助を求める声が多くなったことや三位一体改革以後、就学援助事業が国庫補助事業から単独事業に変わったことなどを背景に、多くの自治体が就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費を入学準備費として入学前に前倒し支給するようになりました。

当町では、中学校入学準備費については昨年度から支給を開始しており、今年度は、当該児童20人に1月中の支給を予定しております。また、小学校入学準備費については、今年度から支給を開始すべく、町就学援助費支給要綱の一部改正を行いました。これから申請を取りまとめ、認否を決定しますので、支給は2月中を予定しているところです。

なお、来年度からは入学準備費の支給時期を検討し、就学援助の事業効果をより高めたい

と考えております。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。通告の順に質問させていただきます。

まず初めに、環境防災行政でございますけれども、自主防災組織4地区ということでお伺いいたしました。

自主防災組織の防災力を高めるために、以前提案いたしました防災士取得の制度、町のほうでも導入していただきまして、若干、1名分の予算ということで、どのように有効的にその予算が使われているか心配をしているところでもありますけれども、この部分ももう少しふやして、防災士、そして全地区に防災士、もしくは防災のスペシャリストを置けるように養成研修など、資格研修の取得義務化への取り組みを強化すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島議員おっしゃるとおり、防災士の重要性というのは非常に町のほうでも重要視しております。先ほど申し上げました自主防災組織4地区ございますので、そういった地区にはちょっと積極的にそういうものを推進していこう、その4地区だけではないんですが、特に4地区中心に防災士等の推進を図っていきたくと考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それと、地区防災計画、細かい答弁はなかったのかなというふうに思いますけれども、この地区防災計画、最大の特徴は誰でもつくれるということであります。一步前へ出るためには、行政からのアドバイス、また支援が大事であろうと考えます。地域力で防災力を高めるためにも積極的に推し進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

そして、行政支援の主なこととして、誰にもわかりやすい地区防災計画の作成ガイド、いわゆる作成の手引の作成、また職員の持っているノウハウや情報の提供、また作成のためのファシリテーター派遣、また町会や自主防災組織を対象にした印刷費や地区ごとの避難マップ作成にかかわる費用の補助、こういったことが主に考えられるというふうに思います。

今後、もう本当にいつどこで災害が起きるかわからない昨今の中で、新しい災害文化を醸成することが大事であり、共助のさらなる整備と協力に力を入れ、危機管理に強い町になっていただきたいと切望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） この地区防災計画につきましても東日本大震災以来、自助・共助というものが非常に重要視されております。特に、地域コミュニティーにおける共助により防災活動というのは推進しなさいということで国からもガイドラインが来ておりますので、こちらのほうも町と出前事業等々ございますので、そういったものも活用しながら地区防災計画について支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ、4地区、地区防災計画がつくられるかどうかというのはお聞きしてありませんけれども、ぜひ、このところを推し進めていただきたいというふうに思います。

そして、先般、防災意識の向上と避難所運営のことでありますけれども、成田市のほうでは、指定避難所に避難所運営委員会の設置をしたということで、運営委員会を中心に避難所運営の訓練をしたというのを伺いました。

ぜひ、いざというときにスムーズに避難所開設するために、割と行政依存型というところが非常に多いのではないかというふうに思います。いろんなところからの代表、スペシャリスト、委員会をつくって備品や備蓄品の確認、また通路の確保、スペースの区割りなど、災害時を想定した訓練を、マニュアルの実践をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） そういったものにもやっぱり地区の特性というものがあると思いますので、そういった地区の特性に応じた計画策定等々につきましても、防災担当課として支援をしていきたいと考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 町長に1つ。横芝光町をとにかく、県はもとより、全国に、世界にアピールする機会があったら一生懸命取り組んでいただきたいという思いでいつもいる一人なんですけれども、防災推進国民大会、いわゆる防災国体というのはご存じでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じ上げておりません。大変申しわけございません。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 私も実は知らなかったんですが、今回の勉強をする中で知ったわ

けでありますけれども、自助・共助を促進し防災意識を高めることを目的に、非常に防災意識を町民の皆さんは持つことが非常に大事かというふうに思います。それを目的に、2016年にスタートし、明年は名古屋市で開催するそうであります。東京とか仙台とか、今度名古屋、大きなところでやっているわけでありますけれども、そういうところにも目を向けて、チャンスがあれば、ぜひ、また誘致を国に働きかけていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次、健康行政に移ります。

風疹の件でございますけれども、これは質問でなくて、申しわけありません、要望、お願いでありますけれども、風疹の患者は来年以降もふえ続ける可能性が指摘されております。国は、2020年度までに風疹排除を目標に掲げているということでもあります。

具体的に抗体検査や予防接種に関する助成制度の対象や助成額について、適切な情報提供、周知徹底をお願いしたいと思いますし、風疹だけでなく、今後、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年にはオリンピック・パラリンピックなどが多くございます。世界から流入のおそれがあり、マラリア、デング熱、ジカ熱にも注意が必要です。また、感染症の拡大は風疹にとどまりません。例えば梅毒、はしか、おたふく風邪、細菌性赤痢など、蔓延防止へワクチン接種の一層の推奨と正しい知識や予防策の徹底を今まで以上に当局に力を注いでいただくことをお願いしたいというふうに思います。

次に、電子母子健康手帳アプリでありますけれども、このアプリは、アプリストアから無料でダウンロードできるというふうに伺いました。子供の成長過程を写真とともに日記として残せる機能も備え、災害時など母子健康手帳を紛失してしまったときにはデータの復元が可能であります。また、英語や中国語など、10カ国語で利用できるそうであります。どうか、前向きに検討ということではありますが、今や若い子育て世代のほとんどの方がお持ちであるスマートフォンによるアプリを活用すべきというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

骨髄移植助成制度の創設についてでありますけれども、副町長にちょっとご決意をいただきたいとします。千葉県も英断の上に助成制度を実施しております。日本全国の中で、全県下の市町村がやっているところはまだ少ないです。埼玉県、山形県、岡山県であります。

ぜひここに千葉県も連なれるように我が町、副町長、使命あらわれて当町に来ていただいておりますので、お力を存分におかりしながら町当局にご助言いただいて、ぜひ進めるべきというふうに思います。

私もこの白血病、またドナーさんの声、また提供者の声、聞いたときに、もう胸が詰まり涙が出る思いでありました。勉強すればするほど何とか、自分が若かったら登録できたのにという反省も悔いも込めまして、ぜひ副町長に決意の一言をお願いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまの件ですけれども、私も日ごろから、こういった件につきましては大変興味深くいろいろ考えさせていただいているところでございます。私も、個人的には年齢もそろそろいってしまっているんですけれども、先ほど課長からもお話がありましたように、さまざまな研究を重ねて、担当課と一緒に研究して行って、町のためにどういった形が一番ベストなのかを考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 産業まつりのときもそうでしたし、町長、赤十字の分区長だと思ひますけれども、日ごろから職員の皆さんが意識持って献血に参加されている姿を私も陰ながら、目の当たりにしたときに、本当に温かい職員の皆さんのお気持ちに触れて、すごく自分の心も温かくなりました。ぜひ、自分の身内にこういう患者さんがいたらどうなんだろうという思いに立って進めていただきたいというふうに思ひます。

そして、最後の教育行政であります。

ただただ感謝の気持ちでいっぱいあります。中学生、小学生における就学援助制度でありますけれども、援助の制度をつくってくださっただけでも当事者にとったらありがたいことだというふうに思ひます。もうそれだけでもありがたいと思ひて準備をされている家庭が出てきているというふうに思ひますけれども、ぜひ、また今後、さらに少し早目の支給を取り組んでいただけるように、前向きなご答弁でありましたけれども、ぜひぜひそこところはよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

学校体育館でありますけれども、ぜひ来夏に間に合うように取り組んでいただきたいという思いでいっぱいでございます。

先日、このような記事を拝見しました。11月7日に成立した政府の2018年度補正予算では、全国の公立小中学校などの普通教室全てにエアコンを設置するための費用として822億円を計上しました。政府は、体育館や特別教室への設置に補正予算を充てることは排除しておらず、執行状況や自治体の要望を踏まえて対応する方針でした。費用について、国の補助は従来どおり3分の1で、残る全てを地方債で充当できるようにし、その返済金、元利償還金の

6割を国からの地方交付税で賄える仕組みを新設しました。これにより、従来は約33.3%から51.7%だった実質的な地方負担割合が約26.7%に抑えられます。また、避難所に指定されている学校体育館は国の総務省所管の緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債が活用できると伺いました。地方負担が軽減される国の支援を活用し、防災・減災や教育環境の向上へ整備を精力的に進めるべきと考えます。ぜひこのところも力を入れて、よろしく願いしたいと思います。

そして、最後の学校給食費であります。

非常に心強い町長からのご決意を伺いました。町の宝である大切な子供たちの健やかな成長と健康づくりのために、豊かな食事によって町民みんなで子育てをする中で人格が形成されるのであれば、これからの町や日本を担う町の子供たちの教育費の増加は未来に対する希望であると確信をいたします。また、食育の推進、人材育成、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生などの幾重にも効果を考えられることから、ぜひ、何としても進めていただきたいと改めてお願いを申し上げます。答弁は結構です。

そして、最後に、本年9月に経済協力開発機構、OECDですね、が加盟国の国内総生産GDPに占める教育機関への公的支出の割合を発表しました。比較可能な34カ国のうち、日本の教育への公的支出は2年連続の最下位でありました。しかし、目を向けるべきは教育に係る費用の大半を家計に依存することの弊害であります。とりわけ経済格差による教育格差が世代を超えた貧困の連鎖を生んでいる現状は放置できません。家計における教育費負担を軽減すべきであり、教育分野への公的支出の割合が高まっても教育の一層の取り組みは必須であると申し上げ、町の宝の子らを慈しみ、お育ていただくことを切に切にお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時とします。

(午前10時48分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

◇ 森 川 忠 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

通告は大綱3点、それぞれ福祉、防災、行政の関係についてお伺いいたします。

特に、福祉関係では直接担当課に関係することではないと思っております。町長に明快な答弁をお願いしたいと思っております。

最初に、シルバー人材センターに関してです。

この問題は、9月議会でも取り上げさせていただきました。

町長の要請、要望に対して運営改善がなされていないということで、昨日、確認いたしましたところ、いまだ500万円の運営補助金の支払いはありません。このことについては、ただ改善がなされていないからということかと思っております。具体的かつ時系列的に詳細な説明をお願いいたします。また、来年度の予算編成の時期かと思っておりますが、このシルバー人材センターについてはどのようにされる予定なのかもお伺いいたします。

このように、町長が介入することで、本来独立した公益法人ですが、業務に関しての監査等が不十分なのかなという予想もされますが、いまだ補助金を払っていないということと関係はあるのではと推測されます。ご所見をお伺いいたします。

本来、予算は、議会が承認され、通常ですと団体の総会のあたりにお支払いをするということでもあります。今回のケースは公益社団法人に対する町長の不当介入ともとれるかと思っておりますが、そして議会に対しても議会の軽視、無視ともとれるのではないのでしょうか。考えをお述べください。

続いて、防災関係です。

過去にも質問をしましたが、平成24年7月25日、27年11月5日、本年3月12日と、過去3度ほど消防署の施設の現状視察を行っております。横芝光署は、昭和46年3月に建設され、県内でも一番古いと言われております。敷地面積も、例えば、近隣の芝山分署と比較しても3分の1以下という非常に狭隘なことが現状であります。今後の建てかえ等、敷地等の計画をお伺いいたします。

これまた以前にもお伺いしましたが、JR横芝駅西側の踏切です。特に、上り下りの列車

の交換時には閉じている時間が長く、緊急車両の通過の妨げになっているのが散見されます。対応等をどのようにしていくのか伺います。

最後に、行政関係について伺います。

国は働き方改革を推進しています。そこで、役場職員も対象になろうかと思いますが、改めて職員の働き方、休暇についての中で、有給休暇のとり方、平均休暇日数、また年間休暇日数をお伺いいたします。

前9月議会の最終日は、9月13日でした。驚いたことに、翌14日に役場に電話をしましたところ、町長、副町長、教育長、総務課長の、いわゆる四役初め、他にも多くの課長が休暇をとっていました。休暇をとること自体を言っているわけではございません。実は、翌日からは、最近は連休が多いものですから、3連休ですね。一般的には、連休の前は多忙をきわめるのが民間の常かと思っております。議会終了後の翌日はこのようなことがよくあるとうわさでは聞きますが、大変失礼かと思いますが、それが慣例とも聞いたことがございます。休暇をとるなということではなくて、職員の仕事に対するモチベーションの低下になるのではないのでしょうか。各担当課の課長がいなくて、職員は、もちろん仕事の予定をきっちりやればいいことかと思いますが、なぜこのようなことが起こったのか、また恒常的にであれば、その理由を伺います。

最後に、2025年問題です。

ご存じのとおり、団塊の世代、つまり戦後間もなく生まれた方々、現在の67から70歳前後の方々をいいます。後期高齢者も現在約150万人、2025年には3,500万人まで膨れ上がると言われております。

そこで、産業別需給ギャップについてですが、その結果、583万人の労働力不足が生じるとされています。情報通信サービス業、IT関係ですね、483万人初め、多くの人材不足が推測されております。そんな中、毎年役場職員の新採用がございしますが、その計画を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

ちなみに、私の一般質問も毎議会やらせていただきまして、過去、約50回やらせていただいております。今回は、担当課からの質問、質疑は全くなく、十二分にご理解いただいていると私は思っておりますので、明快かつ納得のできる答弁を期待いたしまして、壇上からの質問といたします。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（川島勝美君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、福祉関係についてと防災関係についての横芝光消防署についてのうち、老朽化が進んでいるが、今後の建てかえ予定はのご質問にお答えし、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、シルバー人材センター補助金未払いの経緯についてでございますが、事業受託の際の対応や就業機会の不公平等について、たびたび町への苦情が寄せられたことから、平成30年2月14日付で運営改善の検討を要請いたしました。

それを受け、センター内部で対応等を検討されていたようでございますが、6月9日に開催された定時総会では、役員の変更が否決される等、後日、改めて理事が選任されたところであり、まだ運営体制が改善されたとは判断できかねることから、補助金の交付につきましては保留をしているということを9月議会にご説明をさせていただきました。

その後でございますが、10月9日付で運営改善要請に対する改善策についてシルバー人材センターからの回答が提出されました。また、11月21日に千葉県公益認定等審議会による運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査があり、シルバー人材センターの運営状況について幾つか問題点が指摘されたようでございますが、詳しい情報結果については今後になるようでございます。

シルバー人材センターは、この現状を受けとめ、近々に理事会を開催し、問題解決に対する改善策を議論することとありますので、今後の改善の実施状況を踏まえ、交付を検討していただきたいと考えております。

次に、次年度の補助金予算についてですが、今年度の補助金の交付保留については、適正な運営を求めるものであり、センターの必要性・重要性については十分認識しており、担当課から例年どおり補助金を予算要求しているところでございます。

次に、業務監査にかかわる必要性についてでございますが、以前からご説明してあるとおり、シルバー人材センターは公益社団法人として独立した法人格を有しており、その運営について町が関与することは基本的にはできません。センターも公益社団法人として、事業活動に関しては、先ほど申し上げました立入検査を受けており、収支会計についても年度ごとに監査を受けております。また、今回の補助金の交付保留の件は、組織の収支会計に問題が

あると考えているものではないことから、現時点においては、監査の必要性については考えておりません。

最後に、補助金未払いについて議会軽視とのことですが、業務の執行につきましては町長の権限であり、また、本件については予算の執行を拒否するものではなく、交付に向けて両者間で協議しながら進めているところですが、議会を軽視するものではないと考えております。

次に、防災関係についての横芝光消防署についてお答えをさせていただきます。

老朽化が進んでいるが、今後の建てかえ予定はについてでございますが、横芝光消防署の建てかえにつきましては、匝瑳市横芝光町消防組合が平成27年11月に一般財団法人消防防災科学センターに委託し、常備消防力適正配置調査を行い、平成28年6月に報告書が作成されております。その報告書では、現在位置から南東へ1.5キロメートル付近までのエリアが適正な横芝光消防署の位置と結論に至っております。

現在、適正配置とされたエリアの活用可能な遊休町有地の調査、新たに用地取得した場合の財政負担等を検討した中で用地選定を進めるべく準備をしているところでございます。

森川忠議員ご指摘のとおり、横芝光消防署は昭和46年3月に建設された、建築後47年が経過していることから、老朽化と近年の消防需要増大による出動回数増加、車両の大型化等により建てかえによる機能強化は急務であり、早期の用地決定と工事着工を考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川忠議員の大綱2点目、防災関係についての横芝光消防署についてお答えいたします。

駅西側の踏切の開閉が緊急車両通過の妨げになるケースが散見されるが、改善を要望するについてですが、緊急車両の踏切通過について横芝光消防署に確認したところ、119番通報があり、緊急出動の際に踏切遮断機がおりました場合は、そのまま電車の通過を待ち、安全を確認しながら現場へ向かうとのことでした。横芝駅南側への出動の際にタイミングによっては踏切遮断機がおりにいる場合がありますが、迂回ルートを選択するよりもそのまま電車の通過を待つ方法が早い到着時間となることから、現在のような運用がとられております。

また、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社に確認したところ、踏切警報機が鳴ってから列車

が来るまで約31秒が警報時間の標準とのことでした。しかしながら、横芝駅のように駅から近い距離に踏切がある場合は、安全確保のため標準時間の31秒より長くなる場合があるとのことです。

森川議員ご質問の横芝駅西側の踏切は、上り列車が駅に進入する場合、列車が駅を逸走した場合に備え、駅進入時に警報が鳴り、遮断機がおります。その後、列車が駅を出発し、踏切を通過した後に警報が停止し、遮断機が上がるため、踏切遮断時間が長くなっております。

なお、踏切遮断時間の短縮につきましては、安全確保のため困難であるとの回答でありました。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、森川議員からの大綱3点目、行政関係についての有給休暇の日数についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の職員の平均有給休暇日数は、また年間全体の休暇日数はについてですが、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇としておりますが、対象を年次休暇に絞り、お答えをさせていただきます。

一般職に属する当町職員には、通常、年20日の年次休暇が付与されますが、年次休暇の取得状況は、平均で平成27年が7.9日、平成28年が7.5日、平成29年も7.5日となっております。

年次休暇は、職員の精神的、肉体的疲労を解消し、モチベーションアップや心の病の防止につながるとともに、当町が推し進めるワークライフバランスにも有効であると考えられます。また、平成28年の市区町村職員に関する年次休暇の取得状況は、全国平均で10.2日となっております。当町においても計画的な年次休暇の取得を促進し、職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、年間全体の休暇日数はについてですが、条例上では、休暇と休日は使い分けておりますことから、休日等につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

休日は、横芝光町の休日に関する条例第1条の規定により、町の執行機関の執務は原則行わない日として、日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日としております。また、先ほどの横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項で、職員に勤務時間を割り振らない日を日曜日と土曜日とし、週休日と規定し、同条例第11条で、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日か

ら翌年の1月3日までの日には勤務することを要しない休日と規定しております。

平成29年の例で申しますと、土日曜日が99日、国民の祝日が16日、年末年始が6日で、合計121日が条例で定められた週休日と休日になります。

次に、2点目の三役全員と課長の多くが休暇の日があったが業務に支障はないかについてでございますが、同日に三役全員が不在となることがないように十分に日程調整をしているところではございますが、三役の出張が重複してしまう場合や都合により休暇を取得しなければならない場合もございます。

休暇が重複してしまった場合には、業務に支障が出ることのないように、電話連絡で指揮伝達ができる体制をとっております。やむを得ず不在となる場合もございますが、なるべく重複しないよう日程調整に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

また、課長が不在の場合の課内体制につきましても、電話による指揮伝達体制をとるとともに、副課長が課長の職務を代理する体制を整備しております。ご質問にありましたように、管理職の場合には、会議や行事等が設定されていない日なるべく休暇日として選定していることから、重複してしまう場合がございますが、十分に業務に支障が生じないように今後とも配慮をまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、大綱3点目の行政関係についての産業別需給ギャップでは政府サービス等が大量に余るデータがあるが新規採用計画はについてお答えをいたします。

民間の調査研究所による推計ですと、2025年時点に向けて、経済成長率0.8%を維持するために必要な就業者数と人口動態の就業者数ギャップは、情報通信・サービス業、卸売・小売業等で人手不足が生じる一方、政府サービス業では、人員の余剰が出るというデータがあることは承知しておりますが、この件につきまして国県から具体的な資料提供はいただいております。

本推計結果は、政府サービス業等での余剰としておりますが、2025年問題に直面し、少子高齢化が進む当町では、行政需要の増加も考えられるところであり、今のところ職員に大きな余剰が生じる見通しはございません。

新規職員の採用計画につきましては、中長期的な国県の施策や当町の人口の推移による行政需要を注視し、町民サービスの低下が生じないよう適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、自席から質問させていただきます。

まず、通告は、時系列的にということで、先ほどの町長の答弁ですと、私は時系列ということをご理解いただいたのかなというような疑問があります。

私も9月に続きまして、重要な案件でございますのでよく調べさせていただきました。

まず、事の発端といいましょうか、このスタートは、昨年の12月28日に、これは事実かどうか町長には確認しますが、町長が、町民からの苦情が多いし、最近では議会からも苦情があって、私も対処できず困っている、これはある方に言った話ですが、その方も長いんだからやめてほしい、後任はもういる、これに対して、事実ですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、相対的なお話をさせていただきますと、横芝光町シルバー人材センター、シルバー人材センターとはというところの中で、昭和61年に制定された高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、定年退職者など高齢者の就業機会の確保のため必要な処置を講じるよう努めることが国及び自治体の責務と位置づけられてシルバー人材センターは法的に認められました。それで、いろいろと変遷を重ねた中で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び公益性を認定された社団法人、都道府県知事の認定が必要であり、当町のシルバー人材センターは公益社団法人として認知、認められている法人でございます。

先ほど壇上でのお答えの中で、独立した法人というお話をさせてもらいましたが、そうした中においても、自治体の責務としてのこの役割も我々は持っているところでございます。そうした中で、この1年間、ずっといろいろと役員さん、会長、副会長等々と非常に意見交換を重ねている中で、実際、年間約1億円の運営規模を誇っているシルバー人材センターの中で、一部の人以外が、役員、理事等、会長、副会長も含めて財務状況を一切理解していない、ましてや貯金通帳の確認さえもなかなかできていない、こういう状況が、本当に公益性を認定される公益社団法人としてふさわしいのかどうか……

〔8番議員「町長、事実か、議論をすりかえないで。事実かどうかということを知っているんだから」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） そうした部分の中で、長年そういうような状況をつくっていたことに対して人事の新陳代謝も必要ではないかという話はさせていただきましたことはございます。以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） どうも前段が長くて私も途中でちょっと困りましたが、要するに、長いから、新陳代謝を図らないといけないからやめてくれということなんですけれども、長くやってきた方々が、主にその組織の中核でいた方がやっているから、やめたらその後はどうするんですか、町長。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 人事、これはどの会社でも、また自治体でもそうですけれども、どうするんですかと、やっぱりそれはその中の知恵の中で誰しもができることであって、例えば病気で急にそれに携われなくなったとか、そういうこともありますし、そういう場合に全てだめになっちゃうというケースというのはほとんどないのではないのでしょうかという認識しております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 一般的なお話をさせていただきました。

確かに長いと、ある、世間では農業団体で経理を何十年もやっていた方が不祥事を起こしたとか、やはり、例えば金融機関でも警察とか、やはり交代があります。それは、不祥事を防止する、それは理解できます。

ただ、町長が公益社団法人、総務課長、前、私、質問したときにも独立した団体だからという、当時、福祉課長のときありましたよね、課長。その後で、調べますと、長年やっていた方、また一緒にやられていた方、お二方だけを、早く言えばやめろ、やめろと激しく追及をしたということで、調べました。

何でこういうことをやっているんだろうと思うんですが、もう1年ですよ、早く言えば1年、それで先ほどの答弁では、まだ組織として、早く言えば体をなしていないというような、言い方ちょっとおかしいですが、言っているんですけれども、153名ですか、会員さんが。その中のそのお二人が不適だということで町長が積極的に追及するということに、私はどうも理解ができないんですね。何かの後ろ盾といいましょうか、力があるのかわかりませんが、公文書、福祉課長、後でこの公文書、私、コピーしてください。実際、ありますよね、福祉課長。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 公文書につきましては、福祉課のほうに保管してありますので、

提示させていただければと思っています。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 安心しました。それでは、後ほど見させていただきたいと思います。

この問題ばかりやっているとという気もしますが、非常に重要な問題で、先ほど町長は保留、保留ということは、保ちとどめているということですから、いつかはということですね。

システムの、10月15日までに運営補助金をそのシルバー人材の団体にお支払いしませんと、国から、連合会でしょうか、県の、そこに来てということで、実際、今1,000万の運営補助金がいっていないんですね。

町長は、一流大学の商学部を出られていたと聞きますので、財務諸表をよく見ましたよね。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 財務諸表については拝見をさせていただいています。総会も出席しておりますし、総会資料の中に添付がございました。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 見られたということと熟読したことは違うと思いますが、その中身はよく、平成26年からホームページ、私もこの前、よくわからなくて、自宅でよく、アーカイブできちっと財務諸表があって、平成26年から見ました。26年からの流れ、例えば貸借、正味財産増減計算書、それ見た印象、感想をお願いします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 感想といいましょうか、財務諸表につきましては、監査法人に委ねられているというふうにお伺いしていますし、その部分についてはしっかりしたものができているというふうにご認識をしております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 多分中身はよく見ていないんですね、今のお話ですとね。

大体26年から29年の、この財務諸表を見ると、収支見ると、ほとんど単年度ではぎりぎりなんですよ。その辺を存じ上げていますか。1,000万ないと、単年度で赤になるんですよ。

その辺を意識して500万をとめているのか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについての意識はございません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 驚きました。153名の方々に、万が一というか、26年度からの財務諸表を見ますと、ほとんど単年度でやっているというのが私の認識です。私の財務諸表の見方がどうか、あれですけども、町長は、後でよくごらんになってください。お願いしたいと思います。

ただ感情的になって、そのお二方、お一方はやめたそうですけれども、もうそれはやめてもらいたい。

いずれにしても企財課長、過去にこのような不払いはありましたか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 私が認識している限りではないと思われま。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 要するに異常なんですよ、町長、このことは。全く認識がないような気が私にはしているんですね。9月にも指摘させていただいて、改善されれば、どこが、個人的に、例えば電話の接遇が、応対が悪いとか、いろいろ細かいことがあるかと思いますが、まず、要請事項が目的に添う運営努力、こういうアバウトな要請、公益法人の趣旨に合致した運営、会員の公平な就業機会提供の促進、会員の不公平感払拭の取り組み、それに対して説明というか、疎明報告文書、町長、これシルバーから6月8日付で出ていますが、これに関してはどうのような感想ですか。この疎明文書。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町で要請した部分につきましては、シルバー人材センターの目的に沿う福祉目的で公益性の高い部分、そしてまた、そういう運営努力、会員の公平な就業機会の促進、その疎明書というものにつきましては、内容については、我々の求めているものとは若干、答えとして我々は認められていないために、今現在こういうことになっているわけでごさいます、今、森川議員、考えられないと、先ほども申し上げましたとおり、財務状況をやっぱり1人しか知らないということ自体に大きな問題があるし、そのところをしっかりとやってくれなければ、公益性の問題のほうについても、コンプライアンスの問題も今、森川議員おっしゃっていたじゃないですか。私は、この予算を早く執行したいんですよ、本当は、一日も早く。そのためには、本当にこの体質の改善が必要である、そういう認識のもとで、私は今、断腸の思いの中でとめせざるを得ない、保留をせざるを得ない、そういう状

況にあるという部分をご理解いただきたい。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 町長も早く支払いたい、要するに、この要請書に対しての疎明文書が全く納得いかないと。多分、また繰り返しますが、個人的なことでお二方、ほかは全く知らないというあれが、意味がよくわからないんですけれども、ほかは全く知らない、その1人以外がというのは、後で、時間もないからお聞きしたいと思いますが、どのような意味かわかりません。

いずれにしても、今、企財課長に聞きましたら、過去には補助金を支払わないということはないということで、これが横芝光町史上始まってのどのような汚点になるのか、手柄になるのかわかりませんが、議会を通してのんですから、今回はきちっと、何のために議会があるのかという二元代表制というの、町長、ご理解いただきたいと思えますよ。でなければ、議会はいらんじゃないですか。町長の腹づもりで、いや、おまえらにはもうやらないよと、よくやったからやると、それと一緒になんです、今の状況は。ぜひ注目して経緯を見させていただきたいと思えます。

こればかりやっていると時間がなくなりますので、ぜひ、もう1,000万はもらえないですけども、500万で、しっかり運営している団体にはお支払いいただきたい。

次に、防災関係で、横芝光署は、過去3度視察しております。中には、非常に劣悪な環境の中で、ゴキブリがいたり、そういうのを見てきました。ましてや近隣の消防署は女性の職員を採用しております。あの状況では、とても女性職員というか、署員はもう無理です。

やはり女性署員の重要性というのは、世の中半分は女性がいますので、例えば、救急車で行ったときになかなか女性しか話せないということもあろうかと思えますので、何より先に建設して、住民の安心・安全を守っていただきたいと思えます。

そして、駅の西側ですね、前も同じように。課長、1日何本、それがあるか知っていますか。上下。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 私のほうが踏切時間を計測しに行った時間については、11時28分に上り下りがありまして、12時31分、あと14時53分の特急のときということで、時間については計測しました。

以上です。

〔「何時の電車が何分にとまっていたとか」と言う人あり〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 11時28分につきましては、下り電車で1分2秒、上り電車につきましては3分2秒でございます。12時31分につきましては、これ上り下りが同時刻であるわけですが、12時31分の下りにつきましては1分1秒、同じく12時31分上りにつきましては2分42秒、14時53分の特急しおさい上り下りですが、これにつきましては3分15秒で計測をした経緯がございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 詳細にお調べいただきまして、ありがとうございます。

調べていただいたように、約3倍ですね、上りの場合は。というのは、ホームに入るかなり前から、ややもすると、どうでしょうか、鉄橋あたりから、ちんちんちんちん、ホームにとまって乗降客を、それが終わってから出ますから、非常に長いんですね。

あと、できれば夕方私も調べていただきたかった、一番交通量の多い時。信号までとはいいませんが、かなりあそこは渋滞します。駅からのほうも渋滞します。その現状を、JRのほうからすればJRの安全第一ということで話されたかと思いますが、1分1秒を争う火事、救急車、私はそちらのほうで、別に優先順位をつけるわけではありませんが、非常に重要だと思います。

再度、私の考えを申させていただきますと、上りは、先ほど通過しちゃうということがあった場合、万が一ということですね、早目ということだけでも。例えば、ホーム出るときからあれ、ちんちんちんちんやってもあれは1分ぐらいですよ、私、見ていたら。そうすれば非常にその開閉の時間が短くなるというのが私の印象ですから、再度、消防の当局等と協議してお願いしたいと思います。

それから、休暇、随分職員の方はよく働くんだなというのが私の印象です。平均7日前後しか有給とっていない。

ただ、さっき課長言われたように、3分の1は休みなんですよ、3分の1。

だから、その辺の住民感情、今、時給、最低賃金、町長もご存じだと思いますけれども、町長もよく、かつて私は商人でした、会社経営だったとおっしゃいますけれども、その辺の感覚で本当に町の運営しているのかなというのが、もう本当驚きました。まして、4人の、それは皆さん忙しいからというものもあるけれども、副町長は、失礼ですけれども、どのようなことでお受けなされたんですか、副町長を、どういう意思で。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 受けるというのは、それは副町長の職をとという意味ですか。

〔8番議員「それでもいいですし」と発言〕

○副町長（山田智志君） すみません、本当はどういう……

〔8番議員「いや、だから、どういう立場でお受けになったのか。ちょっと日本語が難しい」と発言〕

○副町長（山田智志君） 町政のために働いている町長の補佐役として務めている所存です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 補佐役ということは、一枚岩という理解でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 一枚岩というのは、その意味合いがいろいろあって難しいところでもあります、あくまでも町長を補佐する立場ということでご理解いただければと思います。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） もともと副町長は執行というお立場ですから、そのようなお答えかもしれませんが、例えば、町長が副町長と違った方向に物事を考え、判断しなければならないとき、副町長はどうなさいますか。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） それぞれ1人ずつ、個人で違いますので、考え方としては違う場合もございますが、それは町長とよく話し合っ、町のために一番いい答えを出すように努めているところでございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） なぜこのようなことを聞くかといいますと、一枚岩なんだなと。近隣では、ご存じのとおり、多古、芝山は県から出向、同じお立場ですよ。ある問題のときはうちの町だけ全く違う方向、今でもそうかもしれません。ただ、それが住民の利益になるかどうかを副町長もともにお考えいただきたい、このように思います。

それでは、2025年問題の需給ギャップ、総務課長、調べていただいたように、確かにそのとおりですね。多分、インターネットでお調べいただいた、私の資料と同様かと思えます。いずれにしても、これは民間の会社の想定ですから何とも言えませんが、民間のほうが正しいということもかなり私は信じているものであります。

I Tですね、要は、情報通信産業は非常に、約482万人も足りないのはわかります。他に

も最近よく言われているのがドライバーですね、運送業。特に2020年の東京オリンピックを控えて、観光、現在も年間で約3,000万人ぐらいの外国人観光客が来ていますが、非常にバス等の運転手が足りないということもあります。

最後に、総務課長が言われた、余るというのは公務員なんですよ、公務員。ですから、採用するとき、その辺も意識されているのかなというのが私の趣旨なんです。非常に有休もとっていないということで、数字を見ますと足りないのかなと見ますが、世間の見方とのギャップがあるということは、公僕の皆さんは意識願いたいと思います。

とにかく、今回ちょっと大分しゃべらせていただきましたが、最後に、シルバー人材の問題は年内にご解決いただいきたいことをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（川島勝美君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時50分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時57分)

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

12月定例議会の一般質問を行います。

初めに、アベノミクスの経済政策のもと、格差と貧困が広まり、日本社会における貧富の格差が増大しています。金もうけのためなら何をしても構わないというのでしょうか。そこには、下請企業や労働者を無権利状態のようにして、奴隷のように働かせる大企業経営者の経営責任があります。今、貧困の連鎖による貧困からの脱出は政治が果たさなければならない社会的責任ではないでしょうか。

町政においても貧困者、社会的弱者の生活を守る立場に立ったかじ取りを町長に求め、大

綱4点について質問をいたします。

初めに、国保税について質問いたします。

今、全国で、高過ぎる国保税に国保加入者は悲鳴を上げています。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり正規の保険証を取り上げられるなどの理由で受診がおくれたために手おくれとなり死亡した事例が、日本民医連の調べでは63人に上るといふ深刻な事態になっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などは、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な改正が必要と主張し、国庫負担の増額を要望し続けています。

日本医師会などの医療関係者も国民皆保険制度を守るためには、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。全国知事会は、2014年に1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの負担率になるように要望しています。高過ぎる国保税を引き下げて、低所得者が多い国民健康保険制度の維持のためには、どうしても公費負担が必要です。国庫負担割合をもとに戻すことです。

低所得者や家族構成が多くなるにつれて負担が上がるこの徴収制度について、どのように考えますか。町長の認識を伺います。

国保の所得に対する負担割合が高くなることの一つに、他の保険にない均等割の制度があります。人間の頭数に応じて課税する人頭税と同じ制度がありました。このような過酷な税制度が社会保障である国保制度の中に取り入れられ、低所得者や家族の多い世帯に重くのしかかっています。

全国知事会や地方団体からも均等割の見直し要求も出ています。私は、均等割課税についての負担軽減を図ることが必要と考えます。町としてはどのように考えるかをお聞きいたします。

続いて、国保の減免について質問いたします。

町は、税の滞納強化を進める中で、国保税の収納も上がってきています。今、全国的に国保税の滞納強化による差し押さえが多発しています。滞納分を分納していたにもかかわらず、振り込まれた年金を差し押さえられたとか、口座に振り込まれた給料、手当など、生活給付費を予告なく差し押さえられた等々は、人権無視の許されない取り立てです。

滞納者は、特別な理由により保険税を減免し徴収を猶予することができる制度があります。

当町で利用している世帯数を教えてください。

次に、医療費の一部負担金の減額や免除の制度である国保法第44条について伺います。

特別な理由があって医療機関に一部負担金を支払うことが困難な場合の制度については、医療費が高額になり、医療を受けたくても受けられない加入者もいます。医療費一部負担金の免除の申請者件数と実施件数をお聞きいたします。

大綱2点、東陽病院について質問します。

横芝光町が誕生した2009年、平成18年度の外来患者数は5万565人、入院患者数は2万7,698人でした。平成27年度の外来患者数は4万1,665人、入院患者数は2万3,040人です。大きく減少しているわけですが、その原因には、常勤医師確保の問題だと思われます。東陽病院の医師配置計画でも10名となっており、医師の必要な確保は、病院経営にも地域医療充実の要求に応えるためにも欠くことのできない問題です。なぜ医師確保が進まないのか、説明を求めます。

病気を治すために病院に行くのですが、「病は気から」ということわざがあります。病気に負けていられないという心が免疫を高め、自然治癒力で病を治すものだと解釈するものですが、病気のときには病院に行きます。

そこで、医師との問診で不愉快な思いをすることのないような対応も求められるものです。高齢化の速度が早まる中で、体調の異変を来す患者数が多くなり、対応する医師や看護師の患者に寄り添った姿勢が求められてきています。今、医師の長期間勤務実態が明らかになり、働き方改革が求められていますが、病気を治すのは医師です。患者と医師との信頼関係を築くために東陽病院としてはどのようなことが必要なのかを伺います。

次に、夜間、休日の救急医療体制について質問いたします。

多くの町民から、東陽病院の休日診療を充実してほしいとの願いの声が上がっています。救急医療体制がとれない、休日診療体制がとれない問題について教えてください。

リハビリテーション医療について質問いたします。

手術後のリハビリ医療の重要性、必要性が求められています。入院患者のリハビリのほかにもリハビリ難民と呼ばれているリハビリを必要としている人が大勢います。外来リハビリの整備をし、住民要求に応える必要があると考えます。常勤整形医師が2名、理学療法士3名の東陽病院ですが、療法士を増員し、充実を図ることを求めるものです。どのように考えるかを伺います。

大綱3点目、公共交通について質問いたします。

循環バスとデマンドタクシーの利便性向上についてを初めに質問します。

まずは、循環バスの増便です。

横芝光町の合併時に、バス車両4台で町内を運行していたものが、2台の老朽化に伴い、2台を廃止し、3台のデマンドタクシーへと変更になりました。地域や利用者にとっては、減便したことによる代替のデマンドタクシーでは、バスの役目を果たし切れていないこととなり、利用者の足を奪うことになった状況も発生しております。

高齢化社会で今後は免許返納者もふえ、公共交通の充実が欠かせない社会になり、当町においても今後欠くことのない重要施策になります。バスの増便を求めるものですが、町の認識についてお答えください。

次に、デマンドタクシーの待ち時間短縮問題と町外乗り入れについて質問をいたします。

乗り合いタクシーの性質上、待ち時間が長くなったり目的地までの時間に変化が生じたりしていますが、待ち時間の短縮には工夫が必要と感じます。町外乗り入れに関しては、横芝駅がバリアフリー化できていないために飯倉駅を利用している町民もいます。駅の近くに病院もあり、要望の強い町外、特に飯倉駅や九十九里ホーム病院への乗り入れについてはどのように考えるのかを伺います。

よりよい公共交通にしていくためのアンケート調査について質問をいたします。

平日、町内を2台で運行している循環バスと日曜祭日に運行している成田便とデマンドタクシーについて利用者アンケートで調査を実施し、改善する必要があると考えています。どのように考えているのかをお聞きいたします。

次に、大綱4点、成田空港のA滑走路利用時間延長問題について質問をいたします。

N A Aの夏目社長は、A滑走路の利用時間延長を2019年冬ダイヤから始めるのが望ましいとの考えを示し、国土交通省の担当者も12月3日、成田市の住民団体との話し合いで同じように述べています。

四者協議会での合意で、2020年までには深夜の12時まで便数制限なく利用可能となっています。特に、騒音被害を大きく受ける騒音下の住民は利用時間拡大には今でも反対をしています。静音時間が6時間ということは、人間の健康にも影響を及ぼすことになるわけで、この時間帯の飛行時間、便数計画など、航空会社の要望など、つかんでいる範囲で教えてください。

飛行時間の拡大となれば騒音の影響を受ける住民に対して国交省やN A Aからの事前説明会が行われるものと思いますが、町としてもしっかりと町民の声を聞かなければならないと

と思いますが、どのように考えているのかをお聞きして、壇上からの質問といたします。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、国保税についての全国知事会が1兆円の公費負担を政府に要望している。国保税引き下げに対して町長の国保税徴収制度についての認識はと国保税の均等割課税割合を見直して、低所得者と家族がふえることによる加入者負担軽減を図ることについてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、国保税引き下げに対しまして町長の国保税徴収制度についての認識はについてでございますが、国民皆保険制度の基盤となる国民健康保険制度は、その事業に要する費用を賄うため、保険税収入と公費を主な財源として、被保険者全体で支えられており、被保険者から一定の負担をいただくことが必要な仕組みであると認識をしております。

また、企業で働く従業員とそのご家族が加入する協会けんぽや組合健保などの被用者保険に比べ、国保の負担は重く、格差が生じていることも承知をしているところでございます。

これは、国保制度が抱える構造的課題、すなわち国保加入者の年齢構成や所得階層、医療費の増大や財政基盤の脆弱性といった問題に由来するもので、当町に限ったことではなく、全国共通の課題であるかと存じております。したがいまして、国保制度を将来にわたり持続可能な制度とするためには、国の責任において抜本的な財政基盤の強化をしていただく必要があると考えております。

このような状況の中、全国知事会のみならず、全国市長会、そしてまた全国町村会におきましても、従来から国に対しさらなる国保財政基盤の強化を要望しているところであり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、国保税の均等割課税割合を見直して、低所得者と家族がふえることによる加入者負担軽減を図ることについてでございますが、低所得者の国保税均等割につきましては、法令に基づき、一定割合の負担軽減措置が設けられており、この負担軽減措置は、世帯の国保加入者が多くなればなるほど軽減を受けやすくなる制度となっております。

また、当町の国保税は、被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分としての所得割と受益に応じて等しく賦課される応益分としての平等割と均等割から構成されており、応能分と応益分の比率は、応能分が全体の約51%、応益分が全体の約49%と、バランスのとれた課税割合となっていると考えております。

仮に平等割、均等割を引き下げた場合には、それを所得割でまかなうことになり、そうした場合、高所得者は賦課限度額があるため一定額以上の課税はされないものの、中所得者層は賦課限度額にもかかわらず、軽減措置も受けられない一方、税率は上がるといった厳しい状況になることが予測されていることから、慎重な判断が求められているところでございます。

以上のことから、現在のところ、直ちに大幅な均等割課税割合の見直しを行うことは考えておりませんが、国の財政支援の動向や国保広域化に伴う県や他の団体の動向などにも気を配りながら、国保制度の変化に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） 山崎義貞議員の国保税についてのご質問のうち、地方税法第717条による減免申請件数と実施件数についてお答えします。

地方税法第717条では、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り当該地方団体の条例の定めるところにより国保税を減免することができる」と規定しており、これを受けまして、当町では、国民健康保険税条例第23条におきまして国保税の減免規定を設けています。

これに基づく減免申請件数と実施件数であります。過去3年度分の実績を申し上げますと、平成27年度は、申請件数9件、実施件数9件、平成28年度は、申請件数14件、実施件数13件、平成29年度は、申請件数14件、実施件数14件です。今年度につきましては、11月末現在で4件の申請があり、審査を行った結果、減免基準に該当したことから、全て減免を実施しております。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 住民課長。

〔住民課長 市原通雄君登壇〕

○住民課長（市原通雄君） 山崎義貞議員ご質問、大綱1点目、国保税についての国保法第44条による医療費減免申請件数と実施件数につきましてお答えします。

国保法第44条は医療費減免申請になりますので、住民課のほうからお答えいたします。

国保法第44条は、保険者は特別な理由がある被保険者が保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金の支払いが困難であると認められる場合の減額や支払いの免除及び徴収猶予について規定しております。

なお、徴収猶予とは、一定期間窓口での一部負担金の徴収を猶予するもので、期間経過後に猶予期間中の一部負担金を全額お支払いいただくものです。

町の国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱の施行は平成23年4月1日ですが、施行から現在まで、国保法第44条の医療費減免申請及び実施の実績はございません。

〔住民課長 市原通雄君降壇〕

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 山崎義貞議員の大綱2点目、東陽病院についての町民に信頼される東陽病院目指してのご質問にお答えいたします。

初めに、医師確保が進まない問題についてのご質問でございますが、周知のとおり、東京近郊など都市部に医師が集中し、地方病院の医師不足が深刻な問題となっております。当院も例外ではなく、医師確保に苦慮している状況でございます。医師の増員確保に向けましては、千葉県や千葉大学へ、町長初め、病院長が継続的に陳情に上がっているところでございます。

また、医師等の処遇につきましては、平成27年度に給与、手当等の見直しを行い、医師当直業務を千葉大学や千葉医療センターからの派遣医師で対応するなどして常勤医師の負担軽減に努め、処遇改善を実施してまいりました。加えて、今年度は、医師が病院を選ぶ際に確認するのが病院ホームページであることから、東陽病院ホームページをリニューアルしているところであり、年内には新たな病院ホームページが完成するところでございます。

医師の確保は、地域医療の根幹をなすものでありますので、千葉県や千葉大学への陳情を継続するとともに、民間紹介会社等の独自ルートを活用し、さらなる医師確保への努力を努めてまいり所存でございます。

次に、医師と患者の信頼関係についてのご質問でございますが、昨年度実施しました患者満足度調査では、医師の診療などの対応について、「満足」、「やや満足」と回答している

方を合わせますと外来が81%、入院が92.4%と、かなり高い満足度結果を得ました。しかしながら、少数意見ではありますが、医師の診療等の対応に関して不満という意見があるのも事実でございます。

今後は、今まで以上に地域住民、患者並びに患者家族から信頼されるよう、病院長初めとする医師はもちろんのことですが、病院職員一丸となって信頼される病院とすべく鋭意努力してまいり所存でございます。

次に、夜間休日の救急医療体制についてのご質問でございますが、現在、東陽病院の夜間休日の救急医療体制は、日当直医師1名で行っております。先ほど申しましたが、常勤医だけでは負担が大きいことから、パート医師を派遣していただいている状況でございます。

救急患者の受け入れについては、医師の診療科目専門外であったり、症状によっては各種検査が必要となり、放射線技師や臨床検査技師がいないと対応できない場合がございます。現時点での医療技術スタッフ数では、救急患者全てを受け入れられる体制にないのが実情でございます。

救急医療の充実は、地域住民が安心して生活する上で非常に重要なことであることは深く認識しております。現状でできる範囲で救急患者の受け入れを行っているところでありますが、検査が必要な患者や重症患者については、旭中央病院などの三次救急医療機関にお願いせざるを得ない状況にありますこと、ご理解いただきたいと存じます。

次に、リハビリテーション医療の充実をとのご質問でございますが、当院では、現在、理学療法士3名と作業療法士1名の計4名でリハビリを行っています。

平成29年3月に、4床から開設いたしました地域包括ケア病床が現在では13床になり、入院患者の在宅復帰支援のリハビリ数が急増したことに伴い、外来患者のリハビリを予約制とすることから、外来リハビリの件数は以前より減っている状況でございます。

現在、地域包括ケアシステムの構築に向け在宅医療を推進しているところであり、今後は、訪問看護に加え、訪問リハビリにも力を注いでまいりたいと考えておりますので、リハビリスタッフの確保とあわせてリハビリテーション医療の充実を図ってまいりたいと存じております。

今後も町民の皆様からの声に耳を傾け、より一層信頼され、愛される病院を目指して、病院長初め、職員一同取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 山崎義貞議員からの大綱3点目、公共交通についてお答えいたします。

循環バスは、現在のところ2台で運行しており、平成29年度の年間利用者数は1万7,764人、対前年比4,478人増となっております。増加した要因といたしましては、平成29年7月21日にフードスクエアカスミ横芝光店がオープンしたことから、平成29年10月から全体のルート変更を行い、カスミ横芝光店前に乗り入れたほか、千葉交通株式会社多古営業所へ回送していたバスを活用し、日吉・南条循環に運行のなかった午後の便を新たに加えたことによるものと分析しております。

1便当たりの平均乗車数は、大総・栗山循環が2.3人、日吉・南条循環が2.6人、南側循環が7.2人となっております。大総・栗山循環の乗車率が悪いことから、ルートの見直しを行い、唯一役場への乗り入れがなかったふぐあいの解消をすべく、公共交通会議に諮りご承認をいただきましたので、来年4月からこの改正を予定しております。

循環バスの増便につきましては、千葉交通株式会社の社内運行規程から、現在のバス2台体制では運行距離が上限に達しており、増便は不可能でございます。仮にバス1台を新規にふやす場合、車両の確保のほか、運転手の確保も必要となり、運賃収入を考慮しない運行経費はおおむね1,300万円程度必要となります。

現在、空港の機能強化とあわせて検討を進めている土地利用ビジョンでは、策定委員から、土地利用を検討する上で住民の利便性の向上に資する公共交通の改善もあわせて検討が必要であるとのご意見をいただいております。空港の機能強化による地域振興枠を活用し、循環バスの利便性向上や成田空港へのシャトルバスの運行、デマンドタクシーの車両の増加などについても検討を行っているところでございます。

次に、デマンドタクシーの待ち時間短縮と町外乗り入れについてお答えいたします。

デマンドタクシーは、現在3台で運行しており、平成29年度の運行実績は1万4,462人、対前年438人増で、1日平均49.36人、1台、1日当たりに換算いたしますと16.45人が乗車されております。

デマンドタクシーは、午前7時から午後6時までの運行で、乗務員の休憩時間を除くと、1台あたり8時間30分運行することができます。1人の利用者に係る平均時間は約30分となり、平成28年度の実績もほぼ同様であることから、現在の平均利用時間は固定されつつある

と判断しております。

その一方で、利用が集中する曜日や時間帯、往復に時間が必要なお客様には予約がとれない場合もあり、ご不便をおかけしておりますが、できるだけ乗り合い率をふやし、より多くの皆様が予約できるよう改善してまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。

また、町外への乗り入れについてでございますが、輸送時間の増加を招き、利用できる方が減少するおそれがあり、効率的な運行に支障を来すと考えております。

次に、公共交通充実のためのアンケート実施についてお答えいたします。

利用者のニーズや満足度を確認するため、循環バス、デマンドタクシー、ともに毎年度アンケート調査を行っております。直近のアンケート調査の結果の一部を報告させていただきますと、まず、循環バスの利用者61人の方からご回答いただいた結果、運転免許証の所持率は15%、バスの利用頻度は、「よく使う」が約70%、利用目的は、上位から「買い物」、「通院」、「通学・通勤」となっております。運行時刻と本数に対しては、「現状維持」が約51%、「変えてほしい」が約39%ありまして、主に便数の増加が要望されているところがございます。不快に思ったことがある方は、61人中4人でありまして、全体的な満足度は、「満足・やや満足」が48%、「普通」が25%、合わせますと約72%の方から「普通」以上の評価をいただいていると思っております。

続いて、デマンドタクシーの利用者60人の方からのご回答の結果、運転免許証の所持率は約20%、タクシーの利用頻度は、「よく使う」が約80%、利用目的は、上位が「買い物」、「通院」、「趣味・習い事・娯楽」という順番になっております。運行時間、予約方法、予約期間に対しての要望調査では、いずれも80%以上の方が「現状維持」と回答されておりますが、その一方で、運行日に対しては、「変えてほしい」が約28%あり、その多くは、日曜祝日の運行を要望されております。そして、予約がとれなかったことにはつきましては、「よくある」が約8%、「たまにある」が50%で、検討課題となっております。全体的な満足度は、「満足・やや満足」が47%、「普通」が37%で、合わせますと83%の方から「普通」以上の評価をいただいております。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

〔空港・地域振興室長 平山貴之君登壇〕

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 山崎義貞議員の成田空港問題についてのご質問にお答

えいたします。

まず、A滑走路の運用時間延長の時期ですが、ご存じのとおり、3月13日の成田空港に関する四者協議会で取り交わされた成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までにA滑走路における発着時間を朝6時から深夜0時までに変更すると記載されています。これに関して、成田国際空港株式会社の夏目社長は、10月25日と11月29日の定例記者会見で、準備期間等を考えるとできるだけ早く実施したいという意向を明らかにいたしました。

来年、2019年10月末の冬ダイヤからの実施については、個別具体的な説明があったわけではないため、来年の冬ダイヤからの時間延長を前提とした23時から深夜0時までの飛行便数について、現時点では確認しておりません。

なお、本日の本会議終了後に空港会社からの説明が予定されており、A滑走路運用時間延長の時期について言及があるものと思っております。

次に、地元説明会の設置に関してですが、今回の更なる機能強化については、より多くの住民の皆さんの理解と協力を得ることが非常に重要だと思っております。一方で、A滑走路運用時間延長については既に合意をしていますので、当該地区などのご意見を伺いながら、具体的な状況に応じて対応したいと考えております。

〔空港・地域振興室長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 詳しい細かな説明いただきまして、再質問の時間が、私の欲張りのためにちょっと多く質問し過ぎたのかなと思いますが、まず、国保の問題について何点か伺います。

町長、先ほど国保の制度的な問題として弊害が出ているというようなことも言われました。全国知事会から、市町村議会から、いろんな団体から出ているということで、町長もそのような認識だと思います。国がきちんと財政負担をしなければもう限界に来ているというような、町長もそのような認識だということでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 日本の国民健康保険制度というのは、二、三十年前なんだろうかね、世界の見本にもなるような国民皆保険だと言われていたことも過去にありました。しかしながら、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、人口構造の変化、特に少子高齢化の流れ、そしてまた、それが人口減少につながっている今日の日本の中で、この制度が本当に維持でき

ていけるのかどうかについてもいささか私も疑問を思っておりますし、今後、抜本的な制度改正、財源の問題等を含め考えていかなければならないのは、誰が考えてもこれは同じ結論につながるのではないかなと思っておりますし、これは今後、国の中でしっかりと議論していただきたい、そしてまた、我々もそれに対して進言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。

国保で、今一番問題になっているのが、やはり生活困窮者と言われるような方たちが税を納められない。税を納めると、生活保護基準以下の非常に生活に困窮してしまうというような現状があるわけです。そここのところの底辺の人たちをどのように救うかというのが、やっぱり自治体として求められてきているのではないかというふうに思います。これは、やっぱりいろんな制度も含めて活用しなければならないし、ましてや自治体として手を差し伸べるということをどのような形にするかというのが問題になってくるのではないかと思います。

そこで、1点として、この前の私、議会でも第三子以降の子育て支援のことで国保の多子世帯の減免制度をつくったらどうかというような質問もいたしました。子供が多くなったときの多子世帯ですかね、そのことに対しての全国的にもそういう助成をする市が出てきています。仙台とか清瀬市、旭川市が始めました。このようなところで、このようなまちもあるわけなので、本当に細かな子育て支援の一環にもなりますが、このような制度上の欠陥をカバーするような町独自の減免制度というものは何か考えられるものないでしょうか。課長、もしそういうものが考えられるものであれば、ちょっと答弁いただきたいのですが。町長で……

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特に子育て支援につながるものだと思いますけれども、先ほど人口構造の変化があるという中で、少子高齢化の問題については、やはり先ほど川島富士子議員のときにも申し上げましたけれども、やっぱり子育てにお金がかかり過ぎるというような部分もこれは本当に痛感している中で、どの部分で子育て支援をしていくか、最終的に子育てをするのに一番負担のかからないというか、どこの部分にそれを宛てがっていくかということになりますので、制度上、また自治体としての性格上といいたいでしょうか、今までの流れを踏んだ中で、トータルにそうした部分の、子育てで経済的に苦しんでおられる家庭に対する手を差し伸べられるものにつながるにはどうしたらいいかというのは、もう毎日のように考え

ておることでございますので、それをどの部分に出すかというところであると思いますので、その部分についてはよろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。ありがとうございます。

子育て支援に関しては、先ほどの答弁の中でも学校給食費の無料化ということが言われましたので、期待しているところでございます。

減免申請と申しますか、国保の、それに関する国保法第44条の問題について質問させていただきます。

44条に関しては、医療費の助成ということになると思います。医療費が払えない、そういう世帯と申しますか、加入者に対しての助成だと思えますが、まずこの国保法第44条で医療費の助成が受けられるということの周知というのはどれくらい、どのような形でしているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 住民課長。

○住民課長（市原通雄君） 周知の方法でございますが、毎年広報紙に、たしか11月の広報紙だと思えますが、継続して、この減免の関係は載せております。それと、あと町のホームページの中にも同様の内容で、申請書類から一連の書類も含めて町のホームページに掲載しております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

なかなかホームページ見ない、見られない人もあるわけで、年に1回の広報の掲載ということですが、もうちょっと充実をしていただければというふうに思いますので、そのところ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、東陽病院の問題について質問させていただきます。

東陽病院、医師確保の問題というのは非常に重要な問題で、病院経営にもつながってくるわけございまして、具体的には県や千葉大に陳情しているということですが、それでもなかなか苦慮しているということで、やはりこここのところはもっともっと病院の経営、病院利用者、患者さんに対しての充実と申しますか、きちんとしたものを図っていくという上では、やっぱり医師確保して東陽病院を充実させていくということになっていきますが、町長、こ

のところどれくらい、どのような形で町長は医師確保に動いているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 現実問題として、本当に極めて深刻な問題であります。そうした中で、今、特に内科医の問題につきましては、大変厳しい状況の中でありながらも今、東陽病院で2人の内科医師、名誉院長もまだやっただけでありますけれども、そうした中で、千葉大学からの内科医の先生の招致が非常に厳しい、実際の千葉大学病院の医局の中でも医師が確保できていない状況だというような、千葉大院長等々に陳情していきますと、そういう状況であります、そうなってきますと、名誉院長以外の2人の内科医は、今現在、自治医科大学から、県のほうの派遣から2人おいでいただいているわけあります。

来年度からもう一名ふえそうだなという状況の中であつたんですが、喜ばしいことでもありますけれども、今、既存の女医先生がご懐妊をいただきまして、3月から産休に入ってしまうというような状況で、4月からは間違いなく、もう一人入れていただかなければ、もう東陽病院自体が大変なことになってしまうので、それについては、県にも切に要望していて、何とかしてくださるのではないかと大きな期待を寄せている状況である、本当にそういう状況で今あるということ、厳しい状況であるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長がやはり、町長だけの問題ではないと思いますが、決意といいますか、その姿勢を、誠意を見せるということがやはりつながっていくものだと思いますので、ぜひ今まで以上の大きな力を発揮していただきたいというふうに思います。

なかなか、ちょっと時間がなくなってしまったもので、公共交通について質問させていただきます。

循環バスの問題ですが、経費のことも話が出ました。そこで、だけれども、経費のことというよりも、やはり今後の高齢化社会に向けてはどうしてもバスの確保が私は必要だと思います。やっぱり利便性がよくなったということの中で、4,700人以上の利用者がふえたということは、これ非常に大きな改革にもなっているのかなというふうに思います。

バス路線の赤字に関しては、公共交通の赤字に関して、国からの助成が当然その分来ていると思います。なので、この助成を使っていけば、それほど言ったら失礼かもしれませんが、改革できる、バスを購入してもう一台ふやすというようなことの努力はできるというふうに思います、町長はその辺、バスをふやしてというような、そのところはどのように

考えているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すぐさまそれを実行していきたい、そういう計画があるというわけではございませんけれども、やはり横芝光町、高齢化率も今35%を超している中で、これからもまだまだ上がっていってしまう状況の中で、町内のアクセス、また町外までのアクセスも含めて、アクセスの向上というのは町発展に大きな問題でありますので、今後とも十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。ありがとうございます。

先ほどの森川議員の2025年問題にもありますように、より高齢化が進む中で、公共交通とこの充実を図っていかねばならない問題でもありますので、十分検討して行って充実させてほしいということをお願いいたします。

それでは、成田空港問題について、最後にちょっと質問させていただきます。

成田空港問題、先ほど室長の方から、1点目は、まず、11時から12時までの延長に伴う便数の計画等はまだできていないということの中で、10時台の便数制限が撤廃されるということにもなっていますが、そのところでの10時台からの便数の増加というのはどれくらい見込まれるものなのでしょうか。わかっていればお答えいただきたいんですが。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） いずれにしても、2019年の冬ダイヤからという結論が出ていないので、申しわけございませんが、今の制度とかえてどれくらいふえるんだということは確認してございません。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。決まっていないことを聞いてもわからないということでもあります。

今、成田空港のA滑走路の離発着回数はどれくらいになっているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 約ですけれども、15万弱、14.8万回とか、そんな感じかなと思います。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

- 4番（山崎義貞君） そうなりますと、A滑走路の利用制限というのは15万回というふうに理解していますが、そういうことでしょうか。
- 議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。
- 空港・地域振興室長（平山貴之君） 今現在の成田空港での離発着の合意の内容というのは、A滑走路、B滑走路、合わせまして30万回ということで合意しています。これは合意事項です。A滑走路、B滑走路の内訳については、具体的には合意はしておりません。ただし、30万回コンター案が出たときのコンターというのがA滑走路15万回、B滑走路15万回で飛んでおりますので、15万回が前提ということが一応言えるかと思えますけれども、そのコンターの中で、騒音レベルがコンターの中におさまっているのであればそれは問題ないということも言えるかと思えますので、それについてはこれから先の問題になるかなと思っております。
- 議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。
- 4番（山崎義貞君） すみません。要するに、30万回のときに、A滑走路で15万回のコンターが引かれているということなので、15万回を超えたときには新たなコンターを引くということでの認識でよろしいですか。
- 議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。
- 空港・地域振興室長（平山貴之君） 今回の成田空港の更なる機能強化の中で、A滑走路について17万回のコンターが引かれております。その17万回のコンターというのは、本来的には15万回のコンターよりも中に引っ込むようなコンター図が出ているけれども、対策としては維持するという形をとっていますので、そういうことになろうかと思えます。
- 議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。
- 4番（山崎義貞君） 2020年までに飛行時間の延長ということになっている中で、騒音下住民の内窓防音の対策工事の件ですが、これに関しては、当町の対象戸数というのはどれくらいあるんでしょうか。
- 議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。
- 空港・地域振興室長（平山貴之君） 今回の10月から始まった内窓工事の対象戸数は、横芝光町では120戸と思っております。
- 議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。
- 4番（山崎義貞君） 120戸のうちの受け付けを申請した戸数は何戸あるんでしょうか。
- 議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。
- 空港・地域振興室長（平山貴之君） きょう現在で4戸でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 10月から始まって2カ月で4戸、120戸のうちの4戸というのは非常に少ないなというふうに思います。その理由などは、何かつかんでいるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） これは予測ですけれども、一つには、やはり制度の周知というのが十分に行き渡っていないなということがあるのかもしれませんが。もう一点は、寝室での内窓設置ですので、今現在、自分が寝ているところをきれいに片して、そういう手間がかなりありますので、そこで二の足を踏んでしまっているのかなという気はいたします。以上です。

○議長（川島勝美君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 1時58分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町行政組織の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 時代に合った組織の改編等を行うことはよいことであり、評価するものでありますが、町長の政務報告でもありましたように、成田空港の更なる機能強化案の合意によるインフラ整備等を図るべく行うことが大きな要因の一つだと思われます。したがって、国、千葉県、NAAなどによりインパクトを強く与え、当町の空港に対する姿勢を示す

のであれば、企画空港課という名称を空港企画課にしたほうが、そして、第2条の企画空港課の所掌事務の第5号の空港対策に関することを第1号とし、それぞれの号を1号ずつ繰り下げたほうがよりいいものになると思われませんが、町長のお考えをお伺いするものであります。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その部分につきましては、大きな議論がございました。結果的にこのように判断をさせていただいたわけでありますけれども、宮菌議員ご発言のあるとおり、やはりこれから空港の問題は非常に大きい部分があるわけでありますけれども、企画空港課というので企画と空港をやっていくんだ、企画についても決して、この横芝光町を発展させるためにセットでという意味でございまして、どちらが上位、下位という問題ではございませんし、これが、この課名が何年続いていくか定かではありませんけれども、これから未来永劫にわたって横芝光町が発展するためのこれがベストというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、繰り返しになりますけれども、今ご答弁をいただきましたけれども、政務報告でもあれだけ言っていた、また国、千葉県に対する当町の空港に対する姿勢を示すのであれば、今申し上げましたように、空港という文字が最初に来たほうが私はかなりインパクトが強くなっていいというふうに思っておるんですけども、改正する必要性はないということなのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 時間をかけての議論の末、このような結果になりましたので、改正する意思はございません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第3、議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 引き上げに関する条例なんですが、0.05カ月の引き上げということになっていると思います。金額にして幾らになるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まことに申しわけありません。次の補正予算のほうで、議会費のほうで計上してございますので、そちらのほうで、ちょっと今資料のほうを出しますので、お答えをさせていただきますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 大変お待たせをいたしました。

議会議員の期末手当の増加分でございますが、本年度分といたしまして、17万9,000円を計上させていただきます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 17万9,000円というのは、全体でということですね。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） これは、議員に係る分でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） まことに申しわけありません。先ほどと同じように、この特別職は、対象となる人は何名で、合計幾らの引き上げになるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 対象は特別職、町長、副町長、それと教育長ということになりますが、合計で11万1,000円となります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第5、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第6、議案第5号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） これは、個人情報行政がより広く認めるといいのでしょうか、そのような、よく理解ができませんが、その辺の細かい説明を願いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回提案させていただきました事項につきましては、特定個人情報、個人番号でございますが、これを利用することによりまして、今回ご提案させていただきました事業につきましては、横芝光町子ども医療費の助成に関する事務、それともう一点が、ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務でございます。この申請の際に必要となります地方税情報関係、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、さらには児童手当法に定める情報等、こういうものを情報連携することによりまして、今まで

提出を求めている紙による申請から、情報連携によりそれらが省略できる、さらには他市町村から転入されました方につきましては、証明書を持参していただくなくてもこちらで情報確認ができるということで、申請者の利便性と事務の効率化が図れるということで、法律に従って条例を定めることによってその事務が行えるということで今回提案させていただきました。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） マイナンバーを使うということかと思いますが、対象者はおおむねどれぐらいいらっしゃいますでしょうか、今現在。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 対象者でございますが、子ども医療関係について約50人、ひとり親家庭等について5人、これは町外から転入された方等でございますので、実際の対象者については、町内で平成29年度、約2,600程度ございますので、相当数の事務、そういう申請の手間が軽減されるというふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） マイナンバーカードを作成する人はまだまだかと思いますが、2,600有余の対象者がいらっしゃって、その辺の事前の周知とか何かはきちっとやっていて、これがうまく遂行できるというか、そういう見通しはどうか、周知も含めて。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 個別の事務につきましては、健康子ども課のほうを担当しておりますので、マイナンバーの法的な条例等の整備については総務課が担当しております。ただ、周知につきましては、担当課のほうで十分、本条例の施行は来年の7月1日となっておりますので、それまでの間、ホームページ、広報、さらには窓口で周知をしまいる、そういうことになっております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第7、議案第6号 横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 自分の勉強不足を露呈するかもしれませんが、こちらの43ページ、看護小規模多機能型居宅介護に限る、これは、例を挙げて、どのようなものなのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 看護小規模多機能型居宅介護につきましては、通い、訪問、宿泊を兼ね備えた施設でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ちょっとよく理解できないんですけれども、例えば何人までとか、規模とか、小規模ですから、多分少数を見るということですが、人数の制限等がありますか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） すみません。そここのところの資料をちょっと持ち合わせございませんので、後でお知らせさせていただきたいと思えます。

通いとか、そういうのはデイサービスとか、そういうところら辺と、あと泊まりにつきましてはショートステイ等の施設になります。

以上です。

[8番議員「じゃ、後で資料、よろしくお願いします」と発言]

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第8、議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第9、議案第8号 横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 校名変更の件ですが、東陽小学校を光小学校に改めるということですが、これは、適正化検討委員会の中でそのような答申が出されたと聞いています。しかし、どうして日吉小学校、白浜小学校もある中で光小学校というふうにしたのか、そのところを教えてください。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 東陽小学校を光小学校に変えようというのが検討委員会の中での答申でも触れられている部分でございます。確かに検討委員会の中でもこの校名の変更の件に関しましては、議論になったところがございます。その議論になったというのも光小学校にしようというのを議論したわけではなくて、いつの段階で、いつのタイミングで校名を変えようかというのが議論になったところがございます。

当初は、委員の皆さんも今現在の光地域の4つの小学校が東陽小学校を母体校として将来的に一緒になろうというのは皆さん理解をさせていただいたところです。その4校が一緒になるときに校名を変えたほうがいいのではないかという意見と将来的に校名を変えるのであるならば、第1弾として東陽小と南条小が統合をする際に校名を変えて、その後、日吉小と白浜小が統合する際には、東陽小学校ではなく光小学校と統合をするという形のほうがいいのではないかという意見が出されまして、結局、検討委員会の中ではその意見にまとめたものでございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

しかし、この校名変更というのは大変なことだと思うんですね。校名変更ということであれば、なおさらその地域、要するに、今回は東陽小と南条小学校であります。その地域だけじゃなくて、よその地域の人意見も聞いてから決めるべきではなかったのかなというふうには、若干そのように思いますが、そのところでの各地域の委員さんの意見というのはどうだったのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 光小学校という校名に変えるということについては、特段、委員の皆さんからは反対のご意見は出されておられません。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ということは、委員の皆さんがこの光小学校で一本化しようというこ

とで賛成だったということによろしいですか。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） はい。そのように事務局としては認識をしております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第10、議案第9号 横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 1点確認をしたいんですけども、この横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正要旨の説明がありました。

農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員は、今回の条例の一部改正について要旨等を理解し、了解をしているのか、確認の意味でお願いをいたします。

○議長（川島勝美君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宇井正敏君） 現職の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、3年間の推進委員の活動内容等を検証していただきまして、この定数で十分対応が可能であるということで、そういうご意見をいただきましたので、この結論に至りました。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） どうもありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 今、農業委員会の関係でお話がありましたけれども、農業委員の定数については従来どおりと。ただ、最適化推進委員については、現在24名のところを15名に変更するというので、9名ほど減るわけなんですね。そうしますと、この報酬について、大体9名減らすと324万、年間に減るわけなんです。そういった中で、農業委員の報酬についての財源は、町の一般財源から全て出しているのか確認したいと思います。

○議長（川島勝美君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宇井正敏君） 農業委員の報酬につきましては、全額一般財源で負担しております。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 私の手元に、各近隣市町の農業委員なり農地最適化推進委員の報酬額、いろいろ出ているんですけども、山武市なり東金市なり大白は、大体5万円弱、委員長は出ているんですね、月。当町におかれましては3万6,000円、一番高いところで多古町は5万8,700円という金額が農業委員長は出ているんです。最適化推進委員についても、当町については1万5,000円、月額ですね。ほかの市町を見ると、やはり3万円台が多いわけなんですね。九十九里については、芝山町についても幾らか低いんですけども、ただ、芝山町については、最適化推進委員についても月額3万400円、うちのほうの倍出ているんですね。そういったことを踏まえた中でもちょっと報酬額が低いんじゃないかと思うんですけども、町長、その辺どうでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃられる状況は私どもも把握しております。それについて、今検討しているところがございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 今町長から答弁いただきましたけれども、町長、日ごろ、いつもいつも当町は農業立町だということで述べておりますので、その辺を十分に検討していかないと。思います。

以上です。

○議長（川島勝美君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 重複するところもあるかもしれませんが、農地利用最適化推進

委員の定数を削減されましたんですけれども、じゃ、改正によって、どんなふうに削減によって最適化になったかということをちょっと教えてもらえますか。今、24から15に減らしたことによって、どんなふうに最適化になったんでしょうか。

当初、24人探すのは大変苦勞したような形で、私も地域を歩いてやっと探し当てたような思いがありましたので、急に減らされるんですけれども、これがどんな形で、定数削減は最適化につながったかという形で、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり、先ほど事務局長がお話を申し上げましたとおり、3年間やってみた中で、最適化の委員さんの部分については、案件がまだまだ少ない、もうちょっとこれが周知して、もっと活発化したものになってくれれば、より一層、横芝光町の農業の将来に大きく貢献できるものだというふうに認識している中で、やはり今回、定数をしっかり吟味した中で行っていただくということが、そういう意味での最適化にもつながっていくものだというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） すみません。確認という意味で、今までずっと女性委員がいない中で、この3年間、女性委員が2人入ったという……

〔「農業委員さんがね」と言う人あり〕

○10番（川島富士子君） 農業委員さんは2人、推進委員さんもいらっしまったと思いますけれども、そういった中での……

〔「推進委員はいない」と言う人あり〕

○10番（川島富士子君） いない。農業委員さんに2人。でも、過去、農業委員に女性が入ったという記憶がないんです、私は、過去。

〔何事か言う人あり〕

○10番（川島富士子君） ありました、昔。

9人減る中で、検証を含めて今後のお考えというのを確認させていただきたいと思います。男女共同参画、女性の登用ということで。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 農業委員さんについては、今の任期が今年度で終わるわけでありましてけれども、その前年度の任期から女性の参画が行われております。今、女性の農業委員さん

の参画が来られて2期目になっている、今度、3期目につながるのかなと思っております。

ただ、農地利用最適化推進委員の皆様方におかれましては、いろいろと直接農業経営者同士の話の中で、1軒1軒お宅にお邪魔したりするような状況がありますので、今の段階では、まだまだ女性には不向きな点があるのかなと思っています。しかしながら、今後、男女共同参画の中で、そういう情勢がもっともっと上がってくれば、そういったところもあってしかるべきだと思います。また、農業委員さんにおかれましては、これからもそういうような部分でしっかりと当町、男女共同参画計画を進めている中で、これからも対応できる限りしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ご説明ありがとうございました。

確かに、農業経験がなかったり、なかなか厳しい部分というのは感じている次第でありますけれども、町内歩きますと本当に第一線、活動的に農業に従事されている方もいらっしゃるのも事実でありますので、しっかり目を向けていただいて、女性の参画にやはり力を忘れないでいただきたいというふうに切にお願いいたします。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） すみません。1点、2点ちょっと質問します。

私もこの東陽地区の集まり、会議に参加させていただきました。そのときには、農地利用最適化推進委員の減少、減る原因と伺いますか、人数を減らすということに対しては賛成だという意見がありましたが、先ほど宮菌議員からの質問の中で、よその地域、東陽地区ではそのような意見だったんですが、よその地域の会議の中で、やっぱり減らすのはどうなのという、そのような意見というのは出たんでしょうか、出なかったんでしょうか。ちょっと意見を教えていただければと思います。

○議長（川島勝美君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宇井正敏君） 先ほどもご説明させていただきましたけれども、農業委員さんと農地利用最適化推進委員、合同の研修会の際に、各地区の推進委員さんを基本的に2名ずつにして対応はどうでしょうかということでお諮りしましたら、ほぼ各地区2名ずつで対応が可能であるというご意見でありました。

ただ、大総地区につきましては、農地面積が多いこととか農地が把握しづらいということ

がございまして、3名にお願いしたいという大総地区からのお話がありましたので、その点を踏まえまして、各地区2名ではありますけれども、大総地区につきましては3名ということで結論に至りました。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

要するに、大総地区に関しては3名の要望があったけれども、ほかの地域に関しては2名でいいですよと、オーケーですという、そういうことだったということですね。

〔農業委員会事務局長「はい、そうでございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第11、議案第10号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） この間の説明の聞き漏れかもしれませんが、数点お聞きしたいと思います。

まず、こちらの補正予算書の12ページ、その他財産管理費、工事請負費、たしか横芝旧役場の工事と聞いた記憶がありますが、内容を説明願いたいと思います。

同ページで、情報管理費で、内部情報系電算管理事業、これの備品購入費、これの説明を

願います。

それと、19ページの学校管理費、小学校の委託料で、校庭等樹木整備業務委託料、たしか大総小の何か木を切るとかということですが、この辺の説明。

その下の施設改修工事、東陽小がという話です。ちょっと内容、聞き漏れましたので、説明をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） それでは、私のほうからは、その他財産管理費の工事費のご質問でございましたので、旧行政センターの工事につきましては、今現在、あそこの門扉等が壊れておりまして、中を自由に車が通過できるような状況でございます。先日もあそこに不法投棄がございまして、警察に相談したところ、そういう閉じられない状況であるのが非常に危ないと、防犯上もいい状態ではないということでしたので、あそこの分の門扉等の修繕とあそこに必要な方だけが入れるようにするための工事費ということで、閉鎖するための門扉と、あとはバリ等の費用でございます。

続きまして、内部情報系の電算管理事業、これにつきましては、来年4月からの機構改革の関係で、新たに産業振興課の中に経済班をつくりまして、それが別室になりますので、そちらのほうにつけるプリンター1台と、それと財政と企画を分けるために部屋がやはり別になりますので、そちらへのプリンターの購入、プリンター2台でございます。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） それでは、19ページ、小学校費の中で、2点ご質問をいただきました。

1点目の委託料です。校庭等樹木整備業務委託料86万4,000円の件でございますが、この要求につきましては、大総小学校が平成12年に創立110周年を迎えた際に、その記念事業といたしまして、小堤、曾根合地先の両総用水路の両堤防に桜の木を110本植えたものでございます。その後、PTAの皆さんと、それから大総小学校のほうで下草刈りですとか、枝切りですとか、その桜の管理をしてきたわけなんですけれども、PTAの皆さんも大分少なくなってきたということの中で、なかなかその管理が難しくなってきたと。

両総土地改良区さんのほうからいわゆる占用許可を毎年更新しながらしてきたわけなんですけれども、この年度末、3月をもってその期間の更新をせずに、両総さんのほうにお返しをするというか、その相談をしたところ、本来であれば根こそぎ木を抜かなきゃいけないんですけれども、根を根こそぎにしちゃいますと、今度堤防のほうが弱ってしまうということ

の中で、両総さんのほうが、じゃ、根こそぎにしなくていいから伐採でいいよというお許しをいただきまして、今回、その桜の木を、今110本ないんですけれども、それを伐採しようとするものでございます。

なお、記念植樹という性格上、そのうち何本かは大総小学校の校庭のほうに、邪魔にならないとか、そういう場所を見つけて何本かは移植をしたいなというふうに考えております。その移植費用も含めての予算要求でございます。

それともう一点、施設の改修工事でございますが、こちらにつきましては、東陽小学校でインターホンの改修、それから空調機の圧縮機の交換というこの2件の合計金額の162万7,000円でございます。

なお、インターホンの改修につきましては、8月13日の落雷の影響を受けたものだというふうに判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、企財課長からの旧行政センターの門扉を、防犯上ということで警察からですかね、指摘をされたということですが、今とか、過去にもそうですけれども、前通ると、あそこに駐車されている車というのはあるんですよね。よく、拝見すると、バスが入って、あそこで旅行に行く方の待合みたいな、今度そういうのができなくなっちゃって、あれじゃないですか。あけておいてあげたほうがいいんじゃないかなと思うんだけれども……

〔「後ろはやらない」と言う人あり〕

○8番（森川 忠君） 後ろはやらない、前だけ。ごめんなさい。

どういう形でやるのか、ちょっと具体的に教えてもらえればと思います。

この課の改編に当たってというのはわかりました。

それと、小学校なんですけれども、大総地区の議員の方もいらっしゃいますけれども、あれは、両総用水の土地とか、そこに、早く言えば、植えさせてもらって、当時あその、両総用水のポンプとか用水機場があった時代でしょうね。平成の幕をとということに、ちょうどいいかと思しますので、よろしく申し上げます。

それと、東陽小のインターホンはそんなに高額ではないんですけれども、コンプレッサーというのは室外機ですけれども、何馬力の室外機ですか、具体的に。じゃ、企財課長から。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 議員おっしゃるように、現在、無断でと申し上げますと申しわけないんですが、あそこにとめていらっしゃる方もいるようには確認しております。

それと、あと横芝小学校の送り迎いで、あそこで子供をおろして、または子供を迎えにという車も結構確認はできておりますので、裏側の部分ではある程度の面積を確保して、基本的には前と東側を閉めさせていただくと。あと、あそこで町バスも保管しておりますので、町バスが出入りして、その後は門扉を閉めて、ある程度の西側の入り口から入ったところにお子さんたちを送り迎えするようなスペースは残したいというような考えをしております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 屋外機の馬力の関係でございますが、すみません、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。申しわけございません。

〔8番議員「はい、結構です」と発言〕

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 補正予算書の9ページ、諸収入の中の雑入でございますけれども、企財の課長のほうからは、多面的機能支払交付金の事業の負担金の返還金ということで652万7,000円、この金額の詳細、3地区ということで聞いておりますけれども、地区ごとに金額がどのくらい出ているのか教えていただければと思います。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（熱田雅之君） 企財というお話でしたけれども、事業のほうは産業振興課のほうで取り扱っておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金の返還金でございますが、これは繰越金があった場合に、翌年度の補助金が入ってくるまでの事業費をその繰越金の中から充当できるということがございまして、その分の繰越金が出たらその事業費を使って、新しい補助金 came したらその残った額、繰越金の使わなかった分については年度末にお返しするというような制度でございます。

補助金につきましては、4分の1が町負担でございまして、2分の1が国、4分の1が県ということで、実際にお返しするのは4分の3を国県に返すということでございます。

それで、実際には、篠本新井地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会のほうで532万7,000円、それから二又地区環境保全会で70万円、台地区環境保全会で50万ということになってございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 内容についてはわかりました。

ただ、私の言いたいのは、その返還金を出さないといったらおかしいですけども、極力それをその年度内に消化、できない事業であればしようがないんですけども、できるような計画を立てて、その金額を消化していただいたほうがいいのかなという考えでおるんですけども、この辺はどうでしょうか。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（熱田雅之君） 多面的事業ですけども、昔は、農地・水ということで名前が変わったわけなんですけども、各地区とも地域の環境保全ということを目的にしてやっておりました。

今回、篠本新井さんがかなり大きいんですけども、水路の改修事業等に充てようということで繰越金が大きく出ておったんですが、実際に予算を出しまして計算しましたところ、かなり、それ以上の金額になってしまったものですから、実際に繰り越した額よりも大きくなってしまったものですから今回使わなかったと、それで、今回繰越金が残ってしまったというようなものでございます。

あと、それ以外、全部で14地区あるわけなんですけども、それ以外の地域の皆さんに関しましては、事業対応をしているということでございますので、ある程度イレギュラー的な面もあるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 私も多分、篠本新井については、いたし方ない部分でこういう大きな金額になっているとは思っておりました。

ただ、あともう二地区については、70万なり50万ということで聞いておりますけれども、そういった内容については、産業課の指導というよりも、そういったところをやはり町のほうから使い切るような農地・水環境の延長線にあったものでやっているわけですから、私の地区のほうでもそういう形やっていると申しますけれども、そういったことも必要じゃないか、指導という面ではどうでしょうか。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（熱田雅之君） 議員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後、各地区のほうへ適切な指導をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ちょっと1点お聞きします。

9款教育費ですが、19ページの横芝中学校教育振興事業、需用費、光中学校、同じですね、需用費、11万1,000円ですが、これ説明の中で、来年度から始まる道徳教科の指導書ということですが、これ何人くらいの先生に何冊くらい回るような形になるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 横芝中学校、光中学校とも、金額が同じになっておりますけれども、各学年3クラスずつということになります。ですから、両中学校とも9クラス分ずつの指導書の配布ということになります。

○議長（川島勝美君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 14ページの障害者福祉費、これの説明欄の自立支援医療費給付事業ですけれども、補正額が年々多くなっているのか、その場合の内訳を説明願います。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 更生医療につきましては、今回6名の方の透析分を計上させていただいております。

金額に差があるわけなんですけど、月お一人約40万円近く医療費がかかりますので、全員が12カ月ではないわけなんですけど、新たに6名の方の追加分として計上させていただいております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） そうしますと、6名を入れて、合計で、現在何名になっているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 合計で、今現在25名の方が対象になってございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますけど、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時25分とします。

（午後 3時12分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◎答弁の訂正

○議長（川島勝美君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宇井正敏君） 先ほどの議案第9号の鈴木和彦議員からのご質問の答弁の中で、一部訂正がございますので、発言させていただきます。

先ほど農業委員の報酬に対するものは全て一般財源で賄うものかというご質問に対しまして、全て一般財源ということで答弁いたしましたけれども、それを訂正させていただきます。農業委員の報酬に対しまして、農地利用最適化交付金という交付金がございます、その一部を農業委員の報酬に充てさせていただいております。訂正させていただきます。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 補正予算の中で森川議員からご質問のありました東陽小学校の空調の圧縮機のパワーの関係でございますが、今回交換しようとするものは、暖房時で50キロワット、冷房時で45キロワットの機械でございます。

以上です。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第12、議案第11号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第13、議案第12号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、1点といいましょうか、歳出の7ページ及び8ページですが、つまり補正の額が補正前よりも非常に多いということで、見通しが、20%まで行きませんが、17、8%、例えば、介護サービス給付費とか、次ページの高額介護サービス費、大分補正の額が多いんですが、当初予算と比べて多いということなんですが、当初予算の見通しが甘いとか、どういうことでこういうふうになくなったのか、課長の所見でも構いませんが、よろしくをお願いします。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 今回の補正につきましては、当初予算の要求時期に第7期の介護保険事業計画策定時期でもございました。その時点の数値目標といたしますか、暫定的数値目標に基づいて予算要求をさせていただいた後に介護保険事業計画が策定されて、事業が実施されているわけなんですが、それに基づいて伸びが出ておりますので、その伸びに対して今

回補正をさせていただいておりますので、伸びていない部分については現状の予算どおりで、今回、伸びた部分のみ新たに補正をさせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 当然、高齢者がこれだけふえていけばこのような傾向もいたし方ないかなと思いますが、今回は、たまたま制度が変わったというか、そういうことであつたんですが、一般的に見ると、やはり補正の額が、割合が非常に多いので、今後、傾向としてはこのような傾向もあろうかと思っておりますので、当初予算も慎重にお願いしたいということでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第14、議案第13号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第15、議案第14号 平成30年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第16、議案第15号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 議案第15号は、フクシ・エンタープライズが海洋センター、しおさい

公園を引き続き管理するというのですが、指定管理に関して、これ一般公募しないで指定管理という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） ただいまの質問にお答えいたします。

これは一般管理で公募いたしました。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） じゃ、結果1者ということでよろしいんですね。いいんですね。

〔社会文化課長「はい」と発言〕

○8番（森川 忠君） この期間に関しては、5年ですが、これは3とかじゃなくて5ということでもよろしいのでしょうか、その説明を。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 期間につきましては5年となっております、指定管理者制度基本方針にありますように、原則5年となっていることから5年といたしました。

以上です。

〔8番議員「はい、わかりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情の件

○議長（川島勝美君） 日程第17、陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（鈴木克征君） それでは、今期定例会において民生文教常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月4日午後4時11分から、議員7名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 国民健康保険料（税）の国庫負担率引き上げを国に求める要請を行うことの陳情書についてであります。全国知事会でも国に国庫負担増を求めており、町議会でも陳情として出してもよいと考えるとの意見や全国知事会等も政府へ要望している。今後の動向を注視したいとの意見がありました。

採決の結果、陳情第1号は継続審査と決定しました。

以上、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で委員長の報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（川島勝美君） ここでお諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成30年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島勝美

議員 秋鹿幹夫

議員 鈴木唯夫